

令和5年第1回

森 町 議 会 会 議 録

3 月 会 議

## 令和5年第1回森町議会3月会議会議録（第1日目）

令和5年3月2日（木）

開議 午前10時00分

延会 午後 2時42分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 審議日数の決定
- 3 議長諸般報告
- 4 議案第 1号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 5 議案第 2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 6 議案第 3号 森町個人情報保護法施行条例制定について
- 7 議案第 4号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 8 議案第 5号 森町若年層担い手育成施設設置条例制定について
- 9 議案第 6号 令和4年度森町一般会計補正予算（第13号）
- 10 議案第 7号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 11 議案第 8号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 9号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 13 議案第10号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）
- 14 議案第11号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第12号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第2号）
- 16 議案第13号 令和4年度森町水道事業会計補正予算（第2号）
- 17 議案第14号 令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
- 18 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて（住吉隆子）
- 19 同意第 1号 教育委員会教育長の任命について（毛利繁和）
- 20 同意第 2号 教育委員会委員の任命について（三輪雅子）
- 21 同意第 3号 固定資産評価委員の選任について（小長井朗）
- 22 同意第 4号 固定資産評価委員の選任について（磯谷俊仁）
- 23 同意第 5号 固定資産評価委員の選任について（中島将尊）
- 24 発議第 1号 森町議会の個人情報の保護に関する条例制定について
- 25 発議第 2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 26 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
 議案第18号 令和5年度森町一般会計予算  
 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算  
 議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
 議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算  
 議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算  
 議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算  
 議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
 議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算  
 議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算
- 27 意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書  
 28 意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書  
 29 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書  
 30 意見書案第4号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書  
 31 意見書案第5号 岸田政権が進める「大軍拡・大增税」に反対する意見書  
 32 議員の派遣について  
 33 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（15名）

議長16番	野村洋君	2番	山田誠君
3番	佐々木修君	4番	高橋邦雄君
5番	伊藤昇君	6番	加藤進君
7番	堀合哲哉君	8番	東隆一君
9番	河野文彦君	10番	宮本秀逸君
11番	檀上美緒子君	12番	木村俊広君
13番	久保友子君	14番	松田兼宗君
15番	斉藤優香君		

○欠席議員（1名）

副議長1番 菊地康博君

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東 克 宏 君
監査事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 淵 茂 君
保健福祉課長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 技 術 長	濱 野 真 行 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君
水 産 課 長	岩 井 一 桐 君
商工労働観光課長	奥 山 太 崇 君
建 設 課 長	富 原 尚 史 君
建設課技術長	伊 藤 正 吾 君
砂原支所長	伊 落 合 浩 昭 君
地域振興課長	千 葉 正 一 君
町民福祉課長	金 丸 義 樹 君
教 育 長	毛 利 繁 和 君
学校教育課長	坂 田 明 仁 君
学校教育課参事	河 野 淳 君
社会教育課長兼 公民館長兼	須 藤 智 裕 君

図 書 館 長

体 育 課 長 兼  
体 育 館 長 兼  
青 少 年 会 館 長 兼  
生 涯 学 習 課 長

木 村 忠 公 君

給 食 セ ン タ ー 長

藤 嶋 希 君

さ くら の 園 ・ 園 長

敦 賀 靖 之 君

病 院 事 務 長

安 藤 仁 君

上 下 水 道 課 長

水 元 良 文 君

消 防 長

東 谷 直 樹 君

消 防 次 長

松 居 順 一 君

消 防 署 長

松 田 光 治 君

○出席事務局職員及び総務課職員

事 務 局 長

小 田 桐 克 幸 君

次 長 兼  
議 事 係 長 兼  
庶 務 係 長

関 孝 憲 君

庶 務 係

喜 田 和 子 君

総 務 係

水 嶋 篤 市 君

財 政 係

村 井 涉 君

行 革 D X 推 進 係

水 口 祐 太 君

○会議に付した事件

- 1 議案第 1 号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定について
- 2 議案第 2 号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定について
- 3 議案第 3 号 森町個人情報保護法施行条例制定について
- 4 議案第 4 号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例制定について
- 5 議案第 5 号 森町若年層担い手育成施設設置条例制定について
- 6 議案第 6 号 令和 4 年度森町一般会計補正予算（第 1 3 号）
- 7 議案第 7 号 令和 4 年度森町国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 8 議案第 8 号 令和 4 年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
- 9 議案第 9 号 令和 4 年度森町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 0 議案第 1 0 号 令和 4 年度森町介護サービス事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 1 1 議案第 1 1 号 令和 4 年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算（第 2 号）

- 1 2 議案第 1 2 号 令和 4 年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 3 議案第 1 3 号 令和 4 年度森町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 4 議案第 1 4 号 令和 4 年度森町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 1 5 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて(住吉隆子)
- 1 6 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命について（毛利繁和）
- 1 7 同意第 2 号 教育委員会委員の任命について（三輪雅子）
- 1 8 同意第 3 号 固定資産評価委員の選任について（小長井朗）
- 1 9 同意第 4 号 固定資産評価委員の選任について（磯谷俊仁）
- 2 0 同意第 5 号 固定資産評価委員の選任について（中島将尊）
- 2 1 発議第 1 号 森町議会の個人情報保護に関する条例制定について
- 2 2 発議第 2 号 森町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は15名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

令和5年第1回森町議会3月会議は、通年議会のため12月31日まで休会中ですが、森町議会会議条例第4条第3項の規定により、3月会議を再開いたします。

これから本日の会議を開きます。

なお、本会議は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、飛沫拡散対策のため一般質問及びそれに対する答弁を除き、基本として議案等の審議は全て自席において着席で行うこととしますので、ご協力をお願いいたします。また、おおむね1時間ごとに換気の時間を取りますので、併せてお願いいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席13番、久保友子君、議席14番、松田兼宗君を指名します。

◎日程第2 審議日数の決定

○議長（野村 洋君） 日程第2、審議日数の決定を行います。

審議日数ですが、本日より3月14日までを予定しておりますので、議事運営にご協力をお願いいたします。

◎日程第3 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議会一般事務報告は、配付のとおりであります。

例月出納検査報告は、別途閲覧に供しておりますので、説明を省略します。

地方自治法第121条の規定により、議長より説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員は、お手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第1号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○建設課長（富原尚史君） 議案第1号 森町特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条

例制定についてご説明申し上げます。

資料ナンバー1を提出しておりますので、ご参照願います。提案理由でございますが、本案は特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、条例の一部を改正しようとするものです。

主な改正内容ですが、省令の一部改正を踏まえ、同居することができる者の範囲を拡大するほか、規定の整備を行おうとするものでございます。

1点目でございますが、森町特定公共賃貸住宅条例で引用している省令に条項のずれが生じることから、これを解消するため規定を整備しようとするものです。

2点目でございますが、入居の際に同居することができるものの資格要件を変更し、現行の親族に里子を加えようとするもので、条例施行日は令和5年4月1日を予定しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第1号に対する質疑を行います。

○10番（宮本秀逸君） 1点だけお聞きしたいと思います。

提案されている内容につきましては、全く問題なかろうというふうを感じるわけでございますけれども、この資料を見たときに暴力団員であるかどうかについて警察に相談できるという文言が載っておりますけれども、昨今のニュースで流れるものを見ておりますと、非常に残酷な、暴力団でないにしても残酷な事件が非常に多いわけです。だから、この暴力団と特定しないで、例えば反社会的勢力とか、最近よく使われる言葉ですけれども、そういった文言を今後どのように扱っていくべきかというようなことを感じましたので、今現在お考えがございましたら伺っておきたいと思っております。

○議長（野村 洋君） 宮本議員、これ議案に直接関わるというか、関わるのは関わるのでしょうか、どうですか。

○10番（宮本秀逸君） 議長の判断で、駄目なら駄目にします。

○議長（野村 洋君） ちょっとそぐわないのではないかと思いますから。

○11番（檀上美緒子君） 何点かあるのですけれども、1つは範囲を広げるということで等という言い方に変えているわけですけれども、特に私が気になったのが第12条の同居親族等以外の者といった場合には、具体的にはどういう範囲を指すのかというのが気になったので、その辺りがまず1点です。

それと、特定公共賃貸住宅というのは、所得が中堅所得者のための住宅ということなのですけれども、森で具体的にいうとこの施設になるのかということが教えていただきたいということと、今回特定公共賃貸住宅の部分で枠を広げるという形で等という言い方に変えるわけなのですけれども、森町営住宅管理条例の中でも全く同じ文言が残っているわけですね、入居の資格の部分で。そこについては、改正というか、それは考えていないのかどうかというあたりについて、3点お願いいたします。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。



まず、1点目の親族以外の者ということになりますと、民法の規定にはまず親族で6親等以内の血族、配偶者、あと姻族については3親等以内、これが親族と規定されていますので、それ以外の者ということです。

あと、特公賃につきましては、森町におきましては度杭崎に1棟ございます。

3点目なのですが、もう一度お願いしたいのですが、

○11番（檀上美緒子君） 今回の特定の部分で、いわゆる入居資格の条文ありますよね。

（1）の、いわゆる等に切り替える部分なのですが、その文言と同じ入居の資格として森町営住宅管理条例の中にも載っているわけです、同じ条文が。現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出云々）という内容が。残っていますよね、現在。そちらのほうは、改正ということにはならないのですか。または、改正する方向性というか、見通しというか、近日中にするとかということがあるのかどうかということです。

○建設課長（富原尚史君） 公営住宅につきましては、上位法が公営住宅法、こちらのほうになっておりまして、今回改正になったのが特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、この部分が改正になっておりまして、将来的には公営住宅であろうと特公賃であろうと、入居資格の部分につきましては基本的には同じと考えておりますので、将来的に公営住宅法のほうが改正になりましたら条例のほうも改正しようという考えで、今里子の部分を加えたのですが、里子にも種類がございまして、養子縁組の里子とか親族の里子、里親につきましては今現在の条例でも合致するわけですが、これに加えて養育里親とか専門里親、この部分につきましても入居資格の中に入れようとするもので、公営住宅法の改正がございましたら、この辺も併せて改正しようと考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 国の条例に基づいてということで今回もあれなのですが、そういう考え方も分かるのですが、要するにやっぱり住宅供給する上で範囲をできるだけ広げて利用しやすくしましょうというのが今回の特定公共賃貸住宅の改正だと思うのです。だから、その趣旨を、先ほどお話あったように、森町では今度杭崎の1棟しかないということで、多くはそれ以外の住宅なわけですよね。だから、こういう考え方が多くの町民に共有されるというか、できるだけ早く該当するようにというふうを考えるべきではないかなと思うので、先駆的に今回この特定の部分でやれるのであれば、森町の公営住宅全てにわたってもそういう考え方でできるだけ早く、今回できないにしても、できるだけ早くその考え方に基づいた条例改正するという方向性をぜひ取るべきではないかなと思うのですが、国のほうのあれを待たないで、そういう考えというのはございせんか。

○建設課長（富原尚史君） 里親の登録の要件、そういう部分もございまして、今後前向きには検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第4、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第5、議案第2号 森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉  
ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課長(寺澤英樹君) それでは、議案第2号の森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯  
温泉ちゃっぷ林館条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

裏面をお開きいただきたいと思います。併せて資料ナンバー2の1、説明資料及び2の  
2の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、資料ナンバー2の1によりご説明させていただきます。提案理由でございま  
すが、本案はパークゴルフ場利用者の減少を受け、施設の利活用及び入館者のサービス向  
上を図るため、森町緑地等管理中央センター駒ヶ峯温泉ちゃっぷ林館のパークゴルフ場を  
廃止し、新たにキャンプ場を開設することに伴い本条例の一部を改正しようとするもので  
ございます。

改正内容につきましては、現行の区分、使用料及び摘要欄を記載のとおり改正しよう  
とするものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日を予定しております。

以上、ご説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから議案第2号に対する質疑を行います。

○11番(檀上美緒子君) 提案理由の中にパークゴルフ場としての利用が減少している  
ということなのですが、この間コロナの感染状況というか、そういうようなことで屋  
外ですからあれだったのですが、それにしてもやっぱりコロナの感染症の影響とい  
うのが大きいかないかというふうに思うのですが、その時期に減少しているからという理由で  
やめてしまうというのはいかがなものかなというのが理由としてまず1つ引っかかったの  
です。

そして、パークゴルフ場をやめてキャンプ場にするということのほうが利用者数が増え

るという見通しというか、考えの下にされるということなのかどうかということなのではないけれども、どちらかといえば、それこそ私はパークゴルフ場のほうが利用するのではないかな、私自身も何回か行ったことあるのですけれども、ちゃっぷ林館。すぐ隣にネイパルがありますよね。あそこは、キャンプできるような形にもなっていますし、その辺りどうもパークゴルフ場からキャンプ場にするという理由がいまいちすっきり落ちないのですけれども、今の辺りのとりわけパークゴルフ場からキャンプ場にすることによって利用者数が増えるという見通しがあるのであれば、その根拠も含めてお聞きしたいのですけれども、その辺りいかがでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

確かにちゃっぷ林館の開園当初から数年間はパークゴルフ場はブームなどもあり、年間数千人近い利用があったということも私も記憶しています。ただ、近年、先ほど檀上議員おっしゃったとおり、コロナの影響もあり、平成31年度には805人、そこがピークで、今現状、令和3年度で106人という利用になっています。その以前も数字の統計を見ますと、平成29年で347人、平成30年度で389人という状況もありまして、近年でいきますとポストコロナの中で3密を回避した安全なレジャーとしてのキャンプ場の人気が非常に高まっています。各地でグランピングとかガレージキャンプとか多様な施設が増えてきているという現状もありまして、これらオートキャンプ場を代表するアウトドア施設の需要が今後伸びていくということを予想しながら、昨年指定管理者の自主事業としてキャンプ場事業を試験的に行ってまいりました。ネイパル森さん、それから北海道教育局などのご協力もあり、スムーズに移行できるというめどもつきましたから、今年度からそういった条例を改正して、このキャンプ事業に着手したいということで、このたび提案をさせていただきました。

去年、試験的にキャンプ事業のほうを行ってございまして、利用のほうも宿泊なのではないけれども、まず8月から10月までで267泊、それからデイキャンプが33日、それから大人の利用が420人、それから子供の利用が215人というような実績もあります。

そこで、企画も、去年の試験的な実施のときには19区画設置しながら、車両を乗り入れるような状況で試験的に行ってまいりましたが、新たに新年度におきましては24区画を整備して、料金も上げて収支バランスを図れるようにこのたび条例を改正しておりますので、この辺はご理解いただきたいと思えます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） そうしたら、私の認識不足で申し訳なかったのですけれども、もう既に試験的にパークゴルフ場やめてキャンプ場として実績というか、実験的な取組をしてきたということなのですか。

そして、それと同時に、キャンプ場にするのであれば、それこそ共同炊事場の施設だとか、またはキャンプファイヤーするような広場というか施設というか、そういうのも含めて設置しなければならないかと思うのですけれども、そういうのも含めて今後キャンプ場

として整備するということなのでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、今年度試験的に実際に行ってまいりました。それは、指定管理者の自主事業ということで行ってまいりました。やはりキャンプ場にするには、その管理施設なんかも当然必要ですし、また先ほど言ったようにサービス施設、それからオープンスペース、それからサニタリー施設と、いろいろ施設が必要になるわけですが、これらも自主事業の中で指定管理者のほうで整備をして試験的にっております。

以上です。

○12番（木村俊広君） 今やっぱりキャンプはやっているの、それはそれで十分商売になっていくのかなというふうに考えておりました。

それで、2台目からは駐車代金が500円となっているのですけれども、これどういう意味なのか説明をお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

やはりキャンプに来る際に大人数で来るケースもあります。ですから、ある程度車両の制限をする意味で、2台目の車両については500円をいただきますということで、これは指定管理者のほうと話をして設定をしたものでございます。

以上です。

○12番（木村俊広君） あまりよく分からないのだけれども、オートキャンプ場みたいな使い方もできるよと。それで、そのキャンプ場の、要するに芝生のほうに乗り入れするのが2台目は500円なのか、通常の駐車場に車を止めて、1区画利用する部分に合流しても500円なのか、その辺がよく分からないのだけれども、もう一回説明をお願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

一般の入浴する方にも影響出る話ですから、一般駐車された場合でも2台目につきましては500円を徴収するというような内容で整理をしております。

以上です。

○12番（木村俊広君） 区画に2台目乗り上げても500円なの。

○農林課長（寺澤英樹君） キャンプサイトには車両は基本1台しか乗り入れできませんので、例えば複数で来られて、その方々が車両を持ち込んできた場合、やはりちゃっぷ林館の駐車場のほうに車両を止めなければならないという状況ありますので、そういった場合には駐車料金500円をいただくというような内容にしております。

以上です。

○12番（木村俊広君） 入浴してもしなくても、宿泊してもしなくても、とにかく2台目は500円なのだと。でも、入浴した人にしてみれば、入浴した後に合流しているから関係ないとかという話にならないのかな。その辺難しいなと思うのだけれども、どういうふうに整理していくのかなと思うのだけれども、どうですか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

やはり今言ったことも、この間話をしてきましたが、申請受付をする際に実際にキャンプやられる方は把握できますので、そこでそういったお願いをしまいたいと考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） パークゴルフ場のほうの利用者の方の数字を聞きますと、大分少ないのかなという中で、先ほど同僚議員からもありましたけれども、最近のキャンプブームですか、それで利用者を見込みたいということで、こういう改修は大変いいことなのかなというふうに思って聞いていました。

そういった中で、パークゴルフ場ですと、大分ちょっとした起伏があったり立派な芝を今まで管理してきたと思うのですけれども、オートキャンプ場にしてしまうことで、今までのパークゴルフ場としての機能といいますか、設備といいますか、その辺は完全に失われてしまうものなのか、それともああいう管理された芝はきちっと残っていくような形になるのか、その辺イメージつかなかったものですから、その辺教えていただけたらと思います。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

やはりパークゴルフ場を实际使ってきた広場につきましては、そのままの状態、ホールの部分ですね、ホールのカップの部分だけは撤去をして、そこを現状使うというような状況になります。

芝の管理につきましても、これまで同様パークゴルフ場で当然芝の管理していきますので、それと同様に芝の管理もしていくような形で考えております。

以上です。

○15番（斉藤優香君） キャンプ場になるということなのですが、隣にネイパルがありまして、隣でもやはり少年少女、子供たち、親たちもキャンプをすると思うのですが、そちらのほうは決まりがあってキャンプを行っていくと思うのですが、こちらの深夜まで騒ぐとか、そういう決まりとかをきちっと設けてやるようになっていくのかということと、あとこの使用料なのですが、月で変わっていくのですが、この料金を変える理由と、これは1区画、例えば2,000円なのか、それともテントですと1張りなのか、あとは人数なのか、その辺りが分からないなと思ったのと、あとちゃっぷ林館は一応入浴施設があるので、これは入浴代が込みなのか、それとも入浴しなくても、ただキャンプにだけ来る人たちも可能ということなのかを教えてください。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、料金の設定につきましては、1区画です。ですから、人数が普通にいても、この料金をいただくということです。

それから、月によって料金を変えていますが、やはり6月、10月というのは利用者が増える時期になりますので、そういったものを収支の状況も鑑みながら、こういった料金の設定にしております。

それから、この施設の利用につきましては、この間自主事業、試験実施の中でネイパルさんのほうともいろいろ、ネイパルさんであったり北海道教育局のほうともいろいろ通路を、やはりネイパルさんは通路を横断するものですから、その辺の調整を細部にわたり行ってまいりました。ですから、そういった利用のルール、時間につきましてもきっちり設けながら、そこに応じていただけない方はキャンプをお断りするという事で申込みを受けていきたいということで調整をしております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 入浴料については入っているのかどうか。

○農林課長（寺澤英樹君） 失礼いたしました。

この料金の中には、入浴料金は入っておりません。

以上です。

○15番（斉藤優香君） では、このキャンプの使用期間というのは11月末日までで終了という形ですか。冬場は、特にキャンプはしない。最近雪中キャンプというのですか、そういうのもやっているのですけれども、それは行わないということでしょうか。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

一応施行規則のほうもこの後改正をしなければならないのですけれども、4月1日から11月末ということで期間は設定しております。冬期間の利用も確かに最近はテントサウナなんかもブームとしてありますので、そういったものは今後も指定管理者、事業者のほうと調整をしてみたいと考えております。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 確認なのですが、今の説明聞いていると分からない、イメージが湧いてこないのですが、全体的に何台のスペースを作るつもりなのか。そして、その作るためにというのは、指定管理者が全部整備するという事。今後増えてくれば、当然指定管理者のほうから町のほうにキャンプ場としての機能をもっと付加価値つけた形のものが必要になってくるということになりかねないのだと思うのです。その辺どう考えているかということと、具体的に金額でこの2,000円から2,500円の間というのは、私安いのだと思うのです。安ければ、ますます利用者が増えてくるのかなとは思っているのですが、その辺いかがでしょうか。

それと、もう一点、パークゴルフやる人との相談というか、ありますよね、いろんな団体が。その辺が、今森町のパークゴルフ人口がどういうふうになっているのか。そして、全体的に幾つあって、ここを閉鎖することによる影響というのはどの程度出るのかというのは調べたのでしょうか。その辺お願いします。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

まず、区画につきましては、24区画を考えております。それから、今後指定管理者、あといろいろ整備に当たっては出てくると思うのですけれども、ある程度今現状として大きく改修をしなければならないというところはない状況ですから、あとはこれから想定さ

れるのはやはりトイレですね、例えば仮設のトイレを数か所設置しなければならないというところは出てくるかもしれないのですけれども、その辺も指定管理者側と十分調整した上で設置について検討していきたいと考えております。

利用料金の関係なのですけれども、実は近傍にある函館2か所、それから北斗、それから長万部ですね、こういったところでも同様にやっているのですけれども、その料金の大体半分程度、もしくは3分の1程度で料金設定もしていますので、一般利用が確かに増えてくるのかなというふうに考えております。

それから、パークゴルフをやられている方との調整につきましては、申し訳ありません。その調整はしておりませんでした。ただ、指定管理者側と話をして、月例なんかこの令和3年度までやってきている中で、本当に利用者が少なくなっているということを受けて、こういった形で事業展開していますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 課長、最初に1点お聞きしたいのは、今パークゴルフ場からキャンプ場に変えるという発案ですね、役場側の発案なのですか、それとも指定管理者で仕事をされている側の発案なのですか、これをまず聞かせていただきたい。

○農林課長（寺澤英樹君） お答えいたします。

堀合議員からご質問あったとおり、令和3年の状況を受けて、非常にパークゴルフの運営をする意味で相当な赤字が出てきていたのが現状でして、そこでいろいろ令和3年、そして令和4年の当初でそういった協議を指定管理者側と行って、指定管理者からある程度そういった企画を提案受けながら今回こういう形にしておりますので、そこはご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○7番（堀合哲哉君） 私は、パークゴルフ人口が非常に利用者少なくなった。キャンプ場が非常に人気あるからキャンプ場と。これ時代とともに変化するのです。条例そのものを、私見直すべきではないかと思うのですが、この場所って指定管理者制度を使っているわけですね。一生懸命頑張らせていただいているわけです。借りている土地の中で有効利用できるもの。完全に土地を変えてしまっただけは駄目です。だけれども、その範囲内でできるようなこと、これ指定管理者の企業ですから、非常に新しい考え方も私生まれてくると思うのです。だから、条例で逆にこうやって狭めてしまうと、それ以外利用できませんよという形になるわけです。だから、そういう発想を十分取り入れるために指定管理者の発案だとか、その考え方というのをどんどん役場としても取り入れるために、この条例、こういう細かいこと書かないということにしたらいかがですか。

○副町長（長瀬賢一君） お答えいたします。

今回のこの条例改正ですけれども、指定管理者のほうから、先ほど来課長から説明ありますとおり、自主事業ということで提案を受けて、それを承認して実施するというものでございます。

おっしゃるとおり、今後柔軟にそれに対応できるようにしていくということは大事なことでというふうに認識しておりますが、今回はこういったことで自主事業として承認してパークゴルフ場でやっていくということを定めて改正をさせていただきたいと思っておりますが、今後次回の、また指定管理になるかどうかということも含めて検討しなければならないことでもありますけれども、そういった際には柔軟にそういうことを対応できるように方向で検討してまいりたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第5、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第6 議案第3号

○議長（野村 洋君） 日程第6、議案第3号 森町個人情報保護法施行条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第3号 森町個人情報保護法施行条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報保護に関する法律の一部が改正されたことに伴い、森町個人情報保護条例を廃止するとともに、個人情報の保護に関する法律の施行に関して必要な事項を定めるものです。

内容としまして、第3条では開示請求の手数料を無料とすること、写しの交付を行う場合に要する費用を負担していただく旨の規定を設けております。

第4条では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが必要であると認められる場合において、森町情報公開・個人情報保護審査会に諮問できる規定を設けるものです。

また、附則では、森町個人情報保護条例の廃止を規定するほか、森町個人情報保護条例の規定がある条例の条文を個人情報の保護に関する法律に整備しようとするものです。

資料ナンバー3を提出しておりますので、ご参照願います。



以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第3号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 意味がよく分からなかったのですけれども、附則の第5条なのですけれども、ここに森町公の施設に関わる指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正並びに第6条では今出たちゃっぷ林館条例の一部改正となっているのですけれども、これ自体は森町個人情報保護法施行条例のことですよね。なのに、何で別な条例の一部改正が盛り込まれるのかという意味というか、関連性がよく分からなかったのですが、そこを説明してください。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

まず、この公の施設の指定管理者の条例と、それからちゃっぷ林館のこの条例に個人情報保護の規定がありまして、そこに森町個人情報保護条例の規定に基づく内容の記載がございます。今回のこの改正というのは、森町独自で個人情報保護に関する条例を今までは持ってやっていたのですけれども、廃止されることによって個人情報保護に関する規定が国の個人情報保護法に一本化されることとなりますので、法律の規定に基づいて運用するという形になりますので、このような改正になっております。今回は、ここに載せたのは、今回この改正に伴って改正の必要のある条例を一括で上げておりますので、附則でその部分の改正を規定したということでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今の説明は説明として分かるのですけれども、先ほどもちゃっぷ林館の条例改正が提案されたわけなのですけれども、パークゴルフ場からキャンプ場になるという。ですから、それぞれの条例でこの文言での改正というのをする必要はないのですか。この関連の条例の改正で事を終わらせるということなのですか、そこがよく分かりません。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

一つの要因で条例を改正する際に、それに伴って改正の必要のある条例を整理条例として改正すると。これまでも同様の手法で、1つのあれで複数の条例を改正していることもありますし、これについての条例改正の手法といいますか、運用については何ら問題ないと考えております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ということは、これをもって、先ほどのちゃっぷ林館の条例ではないのですけれども、その条例も変えて成文化されるというふうに解釈していいのですか。

○総務課長（濱野尚史君） この条例を改正することによって、この2つの条文の規定も改正されるということになります。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにないですか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第6、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第4号

○議長（野村 洋君） 日程第7、議案第4号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第4号 森町情報公開・個人情報保護審査会条例制定についてご説明申し上げます。

説明の前に訂正がございます。本条例の第4条第4項の3行目、「又は諮問庁をいう」の前に括弧がございますが、これについては申し訳ありません。削除をお願いいたします。

それでは、説明に入らせていただきます。本案は、森町個人情報保護法施行条例の制定に伴い、森町情報公開審査会と森町個人情報審査会を統合し、審査請求及び情報公開制度と個人情報保護制度の運用に係る審査、審議を併せて取り扱う諮問機関を設置しようとするものです。

審査会の構成としまして、委員は5人以内、任期は2年となっております。

資料ナンバー4を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第4号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 条例の第5条なのですが、意見の陳述のところで、「審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に対し、口頭で意見を述べる機会を与えなければならない」という義務化されているわけですね。審査会に義務づけられているわけです。なのに、「ただし、審査会がその必要がないと認めるときは、この限りでない」ということは、審査会が必要ではないと認めたら意見を述べる機会を与えなくてもいいということになりますよね。

それと全く同じようなことが、第7条の3のところでも同じようなことが書かれてあるのです。「審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない」という言い方が私はううんと。審査会にしなければならぬというふうにきちんと規定しておきながら、その審査会に必要がないと認めた

らやらなくてもいいのだよという権限を同時に与えるということは矛盾していませんか。結果的には、審査会が意見を聴くか聴かないか決めていいのだということになるわけでしょう。そうしたら、前段でしなければならないという規定を位置づけた意味がなくなってしまうのではないかと思ったのですけれども、どういうものですか。

○総務課長（濱野尚史君） お答えいたします。

これは、第5条、第7条も同様ですけれども、基本的には機会を与えなければならないというふうに規定しておりますので、原則機会を与えるものです。ただ、個別の事案について、どういったときに審査会がその必要がないと認めるかというのはなかなか、今具体例というのはなかなか思いつかないのですけれども、その必要がないと判断したときには、その機会を与えなくてもいいということになっていますけれども、原則としてはやはり機会を与えるということで整理しております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） ですから、審査会に原則そういう義務づけをしていて、けれども片方で同じ審査会に、必要ではなかったらやらなくたっていいのだよということ認めるということは、前段で言ったことを自ら否定してしまっているから、私はやっぱり後段はカットするべきではないかと思っているのです。ただ、意見を聴いたからといって、その意見そのものを認定するというか、もっともだというふうにして肯定するということは別ですけれども、まずはとにかく請求人が申請したのだったら、申立てをしたのだったら、その機会は与えましょうということをきちんとうたうべきではないかと思うのですけれども、どうでしょう。

○総務課長（濱野尚史君） 先ほどの答弁と繰り返しになりますけれども、特殊な事情というのが今の段階でどういったものがあるか分からないのですけれども、基本的にはそれぞれの第5条でも第7条でも機会を与えるということになっていますので、よっぽどのことがない限りは機会を与えるということになると思います。

ただ、特殊な要因とかでその機会を与えることが適さない場合、これで必ず与えなければならないとなると、その判断する機会を失われてしまいますので、規定してはいますが、基本的には請求人の弁明だったり意見の機会を与えるということでさせていただきたいと思っております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） であれば、私はもっと厳密に、「この限りでない」という、そこを明確にしなければ、かなり曖昧な形でこれを残せば、原則はそれだから特別な事情でないと認めるのだよというのは、今口頭では言われていますけれども、実際の運用面ではそれが担保される保障ってないと思うのです。どうですか。担保されますか。

○総務課長（濱野尚史君） 確かにこのような規定にはなっておりますけれども、基本的には意見を聴取する機会を与えなければならないということになっていますので、私たちのほうでそれを勝手に拡大解釈したりとか審査会のほうで拡大解釈して、こちらの恣意的

な理由でその機会を与えないとか、そういったことは間違いなく行いませんので、その辺についてはご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

討論あるのですか。反対討論ですね。

○11番（檀上美緒子君） 今の答弁では、私はやっぱり納得できないのです。というのは、性善説で考えれば、今総務課長がお話ししてくれたことはそのとおりなのですが、現実には森町の中で条例に関わって書いていても、そのときの理事者の考えで、それこそじゅうりんされたという事例は現にあるわけです。実際に私がその被害者でもあったわけなのですが、ですからやっぱりこういう書き方というのは曖昧さを残すという、特に申立人にとっても非常に重要な意見陳述の場なわけです。それが、それこそ恣意的にならないようにするとはおっしゃっているのですけれども、そういう可能性を残すということは断じてあるべきではないと思いますので、このままの条文であれば私は納得できませんので、反対いたします。

○議長（野村 洋君） 賛成の討論の方いらっしゃいますか。

○4番（高橋邦雄君） 私、今の説明聞きまして、この第5条の中には曖昧さも確かに文言ではあるかもしれませんが、ではこの個人情報公開の条例を制定するに当たって、第3条で今5人で構成すると。いろんな審査請求があった中でこれが果たしてきちっと適しているものなのか。これを、例えばこの限りでないというものをなくしてしまうと、では全て公開してくださいということになりますので、やはり私はこの条例に関して曖昧という側面も見えるかもしれませんが、やはりこれは委員を構成するに当たって、そこで皆さんで認識して、これが公開していいもの、公開して悪いものはないと思うのですけれども、せっかくこの委員を構成して見識者の中で審査請求があった内容を審査するわけですから、私は今この条例に対しては賛成です。

○議長（野村 洋君） ほかに討論ございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

議案第4号に対する採決を行います。

この採決は、起立により行います。

議案第4号に賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数です。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第5号

○議長（野村 洋君） 日程第8、議案第5号 森町若年層担い手育成施設設置条例制定についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○農林課参事（佐藤 司君） それでは、議案第5号の森町若年層担い手育成施設設置条例制定についてご説明いたします。

裏面をお開き願います。併せて資料ナンバー5の説明資料を提出しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

それでは、資料ナンバー5によりご説明させていただきます。まず、森町若年層担い手育成施設設置の背景でございますが、記載のとおり産業体験などによる都市住民との交流や研修生等の受け入れるための活動拠点及び地域の活性化と産業の振興を図ることを目的に設置するものでございます。

第2条の施設の名称及び位置でございますが、名称は森町若年層担い手育成施設、位置は森町字駒ヶ岳350番地でございます。

第3条の活用事業でございますが、（1）、林業・木材産業の推進を図る事業、（2）、体験、研修又は実習事業、（3）、木工室、各室の貸出事業を目的に設置されたものでございます。

第8条の使用料でございますが、町内在住者は使用料を無料とし、町外在住者は表に定める使用料を納めていただくものでございます。

施行期日につきましては、令和5年4月1日といたします。

以上、ご説明といたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第5号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 13条なのですけれども、この意味がよく分からなかったのです。「町長は」から始まるのですけれども、その3段目からなのですけれども、「この場合において、第4条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、第5条、第7条、第8条、第12条及び第13条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする」という書き方しているのですけれども、まず単純なことです。「第4条中「町長」とあるものは「指定管理者」と」という部分の「中」から「と」の間までは要らないのではないかなと思ったのです。「この場合において、第4条、第5条、第7条、第8条、第12条及び第13条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする」でいいのに、何で第4条だけが特段に「指定管理者と」というふうを書く必要があるのかなというのが、まず1点目の疑問です。

それと、2点目の疑問なのですけれども、その同じところの「13条中「町長」とあるのは」と書いているのですけれども、13条の中の町長と書いているのは、最初の出だしの「町長は」で始まりますよね。その町長もあるし、それ以降、2、3、4、5、6の部分にも

町長とあるのですけれども、この町長も全て指定管理者と読み替えるという解釈になっていいかどうかというあたりの質問がまず1点目です。

それと、ここの名称なのですけれども、通称 i r o M o r i といいますよね。そのことの表記というのはどこにもないのが気になったのですけれども、せっかくそれこそ名称つけてもらって、それでどっちかといったら通称で普通は一般化されるというか、町民にも愛称として慕われるとは思うのですけれども、その辺りの扱いについても2点目お願いいたします。

○農林課参事（佐藤 司君） 1点目のご質問に対する回答なのですけれども、まず中に「第4条中「町長」」というところなのですが、4条の中に入っている町長という文言を指定管理者に替えるということなので、確かにおっしゃるとおり第4条の中に1項と2項のところに町長と2つ入っていますので、その部分のことを「町長」を「指定管理者」に替えるということで、こちらのほうでは把握して書いております。

13条も同じで、13条の中身で2、3、4、5、6、7のところも含めて、その13条中の「町長」のところは全部「指定管理者」に替えるという形で整理しております。

2つ目の質問になりますけれども、通称 i r o M o r i として今名前のほうは様々な人たちに意見をもらいながら、こちらの名前を通称としていきたいと思うのですけれども、まず条例の中では若年層担い手育成施設として整理させていただきまして、その後この設置条例が認められましたら、ホームページ等は通称の名前も括弧して書いて周知を図っていきたいというふうに考えています。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 1点目なのですけれども、第4条だけを「第4条中「町長」とあるのは「指定管理者」と」、どうしてつけなければならないのですかということをおっしゃっているのです、私。第4条には2つ出てくるのです。最初の1項で「町長の許可を受けなければならない」、2で「町長は」云々でしょう。第5条は、「町長は」云々でしょう。第7条も「町長は」云々でしょう。だから、第4条も第5条も第7条も第8条も全て同じ扱いなのです、町長の扱いは。なのに、第4条のところだけに「中「町長」とあるのは「指定管理者」と」とつける意味は全くないと思うのですけれども。

そして、もう一つ、13条中の「町長」の部分、1年たっていて、2以降はその後に出てくるからあれなのですけれども、やっぱりここは替えては駄目なのではないかなと思ったのです。

例えば5のところ、「指定管理者は、町長が定める基準により」……

○議長（野村 洋君） マイク、ちゃんと使って。

○11番（檀上美緒子君） 「利用者」云々ということだから、町長が定めなければ駄目。だから、例えば第13条の5のところであれば、4でも5でもいいのですけれども、5が短いから言いますけれども、「指定管理者は、町長が定める基準により利用料金を減免することができる」、指定管理者は、指定管理者が定める基準により利用料金を減免すること

ができるといったらおかしいでしょう。やっぱり基本的には利用料のあれはここに書いてあるように条例で決められるわけだから、町の基準から減免することができるということで、減免するのは管理者だけれども、その利用料基準は町長が定めるということだから、ここを指定管理者に言い換えてでは駄目なのではないかなと思います。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、ここで大体質問終わりますね、2回目。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○議長（野村 洋君） 休憩を取ります。

休憩 午前11時01分

再開 午前11時23分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいま正誤表が皆様方に届けてあると思うのですが、一部誤りがありまして、このようなことに訂正をしたいということで正誤表が出されております。

よって、この正誤表を基に議案の審議を続けたいと思いますけれども、皆様方の了解を得たいと思いますけれども、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） それでは、審議を続けさせていただきます。

○農林課参事（佐藤 司君） 改めまして、審議を遅らせてしまい申し訳ありません。

改めまして、その正誤表の中身についてご説明いたします。

アンダーラインが引かされている部分を正誤表で訂正させていただきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（野村 洋君） それでは、檀上議員、先ほどの質問はリセットしますので、改めてこれについての質問ということで始めていいですから。

○11番（檀上美緒子君） 納得です。

○14番（松田兼宗君） 2点ばかりお聞きします。

まず、指定管理者による管理というのは、現に指定管理者って指定されているのだろうか。そして、ほかのいろんな公共施設に関して直接、ほとんどの場合町長の名前でやっているのであって、指定管理者というのはあえては書いていないのだと思うのです。だから、現時点で指定管理者がやっているのか、今後指定管理者を設定するのかどうか、その確認をお聞きします。

もう一点、条例の名前なのですが、若年層担い手育成のという形で書いているのですが、これどうなのでしょう。趣旨は分かるのです。だけれども、若年層が減少している中で実際にどの程度そういう人を対象になるのかと。それより、むしろ幅広く、当然それは可能かどうかの話なのですが、リタイアや退職した人もまだ20年以上は残っているわけですから、普通で考えると。とすれば、そのための訓練施設というか、新たな技能を身につけ

るための施設として活用していくのだという部分というのは考えているのでしょうか。その辺をお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

まず、指定管理というところの話なのですが、今後やはり指定管理者というのでも検討していくために今回の条例の中に入れさせてもらいました。今現時点で地域おこし協力隊というのが2名おまして、その2名を含めた形で次年度もまた増えていく予定になっております。その中で若い地域おこし協力隊が施設の管理も含めてやっていくということ踏まえて指定管理者という文言を入れさせていただきました。

あと、名称のところの若年層担い手育成施設ということで、確かにおっしゃるとおり若い人たちが使う施設なのだなどというふうに見られがちなのですが、これはあくまでもこの条例に伴う名称でありまして、先ほど檀上議員がおっしゃったとおり、i r o M o r i という名前がキャッチフレーズになっていくと思います。ですので、決して若年層だけを対象にした施設としては考えていなくて、もちろんリタイアした高齢者の方も含めていろんな技術を持っている方たちが集まって物づくり体験ができるような施設にしていきたいと思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○9番（河野文彦君） 条例名が若年層とついているのですが、僕もこの条例文見て、この中でこの施設って結構な専門的な工作機械が並んでいる施設かなと思うのですが、対象年齢ですとか、施設を破損した場合の賠償の部分には多少触れているのですが、けがした場合とか、そういうことに関しては一切触れていないかと思うのです。ですから、この施設を、例えば対象年齢を何歳以上しているとかというのも読み取れなかったのですが、極端に言うと、例えば小学生の高学年くらいの方が使用したいという申請が来たときに貸したと。言ってしまうと、指切断とかというのもあり得るような施設だと思うのです。そういった場合の記載がないのと、そういうのに備えてそういう保険的な部分のことですとか、そういうところの記載が抜け落ちているのかなというのが心配なのです。この施設を町外の方にも、有償ですが、活用していただきたいという気持ちは十分分かるし、ぜひそういう活用方法というのは大事かなと思うのですが、見ている範囲だとそういった部分が心配になったものですから、その辺についてどうしてお考えかをお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） ご質問の、まず対象年齢というところなのですが、それを各機械ごとで危険度合いというのもありますので、はっきりとしたことはここで答えできないところもあるのですが、小学生ぐらいが使える機械というのは正直なかななくて、やはり安全面を考えると、中学生以上ぐらいの子供たちが使える機械という形になってくると思います。木工の加工機械については、本当に指を切ってしまうという可能性だってありますので、その部分については大人であってもなかなか難しいところもありますので、管理者であります地域おこし協力隊がそこは協力して、手助けして物づ



くりをしていただくという形になると思います。ですので、基本的にけがというところはリスクは減らすような形でこの木工室の運用のほうは考えております。あと、学生とか、もし団体でこの施設を使うという場合は、学生の場合は学生保険というのに入っております。ですのでその部分でリスクのほうは妨げられるかなというふうに考えております。

あと、機械の故障については、一応保険に入っております。ですので、機械が故障した場合は、自損というか、そういうものであったらもちろん弁償してもらうこととなりますけれども、基本的に保険で対応できる部分で考えております。

以上、よろしいでしょうか。

○9番（河野文彦君） いろいろな、こういう場合にはこういう対応というような想定はされているようなのですけれども、今回条例制定ということで、骨太の条例としてはこれでも構わないのでしょうか、そういった実際に使用していただくときには条例に対する附則になるのか利用規約になるのか分からないのですけれども、その辺はしっかり対応して安心して施設を利用していただく。町としても貸し出すと、そういう万全な準備をしていただきたいと思いますのですけれども、いかがでしょう。

○農林課参事（佐藤 司君） おっしゃるとおり、今回条例のほうではそこまで細かくは規定はしていないのですけれども、この後施行規則、ないしは申込み時の規則というところで、しっかりその辺のところは了解した上で貸出しのほうはしていきたいと思っています。

以上です。

○15番（斉藤優香君） こういう施設ができるということは、とても皆さんに木のことを知っていただく、いい体験になるのではないかなと思うのですけれども、この指定管理者、地域おこし協力隊の方々が2名、これから増えるという話なのですが、それ以外の指導員というか、こういうことをやるに当たって、やはり指導員というかがつかないと危険だと思うのですが、そういうのの育成とか、そういうことも考えてこの事業は行われているのかということと、あと資料のほうで活用事業の各室の貸出し事業ってあるのですが、そこは料金が貸し出したものによって発生するのか、それともこの使用料の中に含まれて、ただ何も木工もしなくても、例えばここの施設を借りることができるのかとか、あとこの施設は年中無休でやられるのか、これから決めていくことかもしれないのですけれども、もし分かっていたらお願いします。

○農林課参事（佐藤 司君） まず、施設の、特に木工機械のほうだと思うのですけれども、そこでの地域おこし協力隊以外の指導員というのは考えているのかどうかというご質問だと思うのですけれども、基本的にはうちの地域おこし協力隊というのは木工技術を持った方を、専門にやっている方を採用していきます。ですので、ある程度その辺の技術を持った方たちを採用していきますので、指導員としての役割は十分そこで対応できると思いますので、改めてその指導員を養成していくということは検討していませんけれども、町内で木工機械を個人的に所有してやっている方いらっしゃいますので、そういう方たち

と連携というか、そういう方にたまに講師で入っていただくとか、そういうことはできるかなというふうに思っていますので、いわゆる連携という形は取っていききたいというふうには思っております。

あと、部屋の貸出しについてなのですが、基本的には各室、例えば木工室なら木工室、あとミーティングルームとか、部屋が幾つか、和室とか分かれています。その分かれた部屋に応じて、その部屋を使う場合に使用料がかかってくるということになります。ですが、基本的に町民であればどの部屋を使うの、全部無料にしておりますので、町民であれば基本的にそういった優遇というか、されていますので、占有していただければそれは占有できますし、ただ利用目的がしっかりしていないと貸出しもできないと思いますので、その辺は理由を持って貸出しはしていきたいというふうに考えております。

あと、町内会の、特に駒ヶ岳、赤井川方面の町内会の活動する部屋というか、そういう活動にどんどん貸していきたいなと思っていますので、特にミーティングルームとか、あと和室は積極的に貸出しを促すように、こちらからも広報活動をしていきたいと思っています。

以上です。

(「年中無休で開いているんですか」の声あり)

○農林課参事(佐藤 司君) すみません。答弁漏れしておりました。

基本的には、役所と同じ施設という形になりますので、とはいえ公民館と同じように土日開いて開催するということもありますので、その辺は柔軟に指定していきたいというふうに考えております。

時間のほうは、あくまでも就業時間という形で、8時半から17時15分という形にはなりません。

以上です。

○2番(山田 誠君) 今指定管理者の中に協力隊が2人専従させるというような話のようですが、これは常時置いて、いつでも利用できるという格好になっているのかな。

それと、やっぱりこういうものについては、この設置の理由の中に地域の活性化と産業の振興ということを書いているわけだから、これはやっぱり徹底して住民の方々に周知徹底を図るべきだと、私はそう思うのです。先ほど出たように、若年層でなくて、これから高齢者の方々にもよくここに来ていつでも指導受けれるよというようなスタイルを具体的に周知していただかないと、先詰まりする可能性が高いのではないかなと、こう思っております。

それと、この使用料なのですが、町内在住は無料でいいのだけれども、旅の方というのはそんなに使用しに来る予定というのは、ほかの団体等々を見てもあるのですか。私は、そんなにないのではないかなと思うのだけれども、外部からよりも、やっぱり森町の住民の方々の教育指導をやって、産業の振興活性化を図るべきだと、私はそう思うのだけれども、ただこう羅列して条例制定したはいい、あとは中が空っぽですよということにな

らないように、きちっとした対応で管理しておくべきでないかな。

この指定管理者、さっきの協力隊の方々にやらせるのか、それとも別な木工を扱っている業者にやらせるのかな。やっぱりきちっとした対応を取っていかないと後々困るので、その辺いかがでしょうか。

○農林課参事（佐藤 司君） 山田議員、1点目の質問のところが私聞き取れなくて、答弁が内容に沿っていないかもしれないですけども、まず若年層担い手育成施設ということで、どうしても若い人しか使うべき部屋ではないのではないかとというふうに見られがちですけども、そうではなくて、先ほど同僚議員の方におっしゃったとおり、基本的には町内にいる方たちにどんどん連携をしていながら、その施設を使ってもらおうと思っています。ですので、まずこういう施設だということは、もちろん広報活動としましてホームページにも載せていきたいと思ひますし、広報にも載せていきたいと思ひますし、あと近隣の町内会とか小学校、中学校とかにこういった活動施設ですよということはどんどん宣伝していきたいと思ひています。そういった中で、やはり来てもらわないと、この施設がどう活用していくのかというのは分からないと思ひるので、実際に使った事例とかもホームページで公開していきたいというふうに思ひております。

あと、実際に使う人たちがどういふ方たちを想定しているのかという多分ご質問だったと思ひますけれども、それはまずは小学校とかと連携していきたいと思ひているのですけれども、ただ来てもらうってなかなか難しいと思ひるので、授業の中でこちらが出前授業という形でしていこうというふうに思ひています。ですから、持ち運びできる機械がありますので、それを持って行って、この機械がこの施設にあるのだよと。施設に来たら、もっといふおもしろい物づくりができるのだよというふうに訴えていくためにも、近隣小学校だとか、いふところに出前授業というふうに考へています。

あと、森高校生さんとは授業の中で今一緒に取り組んでいる部分ありますので、森高校生さんにはいふ活動の中であの施設に来てもらって活動していきたいというふうに考へています。

あと、大学生におきまして、今大体1か月間とか10日間とか、いふ近隣の大学も含めて実習に来るといふ依頼もありますので、いふ方たちの実習場所としても活動していきたいと思ひていますので、確かに1年目に関してはなかなか、まず周知といふところがすごく重要だと思ひていますので、すぐにこれだけの人たちが来るといふことは言えないのですけれども、ある程度準備を進めている中でこれいふ人数は来たいなといふ期待も込めて図って活用事例をつくっていきたいというふうに思ひています。

以上です。

○2番（山田 誠君） それと、これスタートしてみないと分からないと思ひのだけれども、今参事言っただいように、これだけホームページだとかいふろんな宣伝した場合に、恐らく各町内会で年間行事で事業を組むだろうと思ひています。私も今町内会の書記やっていますから、入れるかなと思ひていましたけれども、さっきお話ししたように、若い人だけで

なくて、中高年の方々も今手が遊んでいるのです。であれば、そういうものに一応参加して、少しでも森町の活性化に寄与したいと、そういう考えを持っていると思う。

それで、ここに足りないと思うのは、送迎の車が、送迎バスが入っていない。やっぱりそういう公的な団体等々についてはバスを運行しますよぐらい入れて、宣伝かたがたやっていただきたいな。いかがでしょうか。

○農林課参事（佐藤 司君） お答えいたします。

先ほど答弁漏れしていたのを、まず先にお答えしたいと思います。

指定管理者のお話だったと思いますけれども、先ほど想定したところでお話ししたとおり、地域おこし協力隊が核となって指定管理者を受け継いでもらいたいという今のところの考えではあります。それでも今のところ2名なので、人数がある程度そろわないと管理するのも大変だと思うので、その辺は人数次第かなというふうに考えております。

あと、施設までの、やっぱり駒ヶ岳の離れた場所にあるところなので、どうしても車が必要になってくると思います。そういった場合、送迎というのは検討していきたいとは思いますが、森高校生さんに関しては授業の中で行っていくのですけれども、それはうちのほうで送迎とかしております。ですから、その状況に応じて来てもらう、それで授業の中のスタイルができましたら、臨機応変に対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第5号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第8、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第6号

○議長（野村 洋君） 日程第9、議案第6号 令和4年度森町一般会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第6号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第13回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億8,933万2,000円を減額し、歳入歳出

それぞれ141億7,905万2,000円にしようとするものです。

繰越明許費の補正は第2表、地方債の補正は第3表に記載のとおりです。

以下、事項別明細書によりご説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出とも事務事業の執行精査による減額補正が主なものですので、説明を省略する部分もありますので、ご了承ください。

それでは、8ページをお開き願います。歳入の主なものをご説明いたします。款14使用料及び手数料、項1使用料、目1農林水産業使用料、節4農業構造改善施設使用料の21万2,000円は、熱水供給施設の電気料金の値上げなどに伴い使用料を増額しようとするものです。

項2手数料の2万6,000円は、軽度生活援助サービス手数料を増額計上しようとするものです。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金は、障害者介護給付等負担金、障害者自立支援医療費負担金並びに保険基盤安定に係る国の負担金を増額補正するものです。

目2衛生費国庫負担金の909万5,000円は、コロナウイルスワクチン接種に係る国の負担金を増額計上するものです。

続いて、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をもりまち応援券Ⅲの財源に充当するため計上するものです。

目2民生費国庫補助金の25万4,000円は、学童保育に従事する保育士などの処遇改善に係る交付金を計上するものです。

次に、10ページの款16道支出金、項1道負担金の94万4,000円は、社会福祉費負担金、保険基盤安定負担金並びに後期高齢者医療保険基盤安定負担金をそれぞれ増額補正するものです。

項2道補助金、目2民生費補助金、節2児童福祉費補助金の25万4,000円は、国庫補助同様に学童保育に従事する保育士の処遇改善に係る道の交付金を計上するものです。

目4農林水産業費補助金の500万円は、地域づくり総合交付金を計上し、昨年6月会議で予算計上したホタテ貝殻試験処理事業に充当しようとするものです。

目7教育費補助金の96万7,000円は、スクールバスに子供の置き去り防止安全装置を設置するための補助金を計上するものです。

次に、12ページの款17財産収入、項1財産運用収入の17万3,000円は、各基金の運用利子を計上しております。

款18寄附金、項1寄附金、目4ふるさと納税寄附金では、今後の寄附見込額を精査し、減額するものです。

次に、款19繰入金の財政調整基金繰入金及びふるさと応援基金繰入金の減額は、財源調整によるものです。また、減債基金繰入金の19万円は、令和3年度に借り入れた臨時財政対策債の償還財源に充当しようとするものです。

次に、14ページの款21諸収入では、医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金を計上し、障がい児通所支援費、後期高齢者医療広域連合健康診査等受診率向上特別事業費補助金は保健事業費にそれぞれ充当するものです。

款22町債は、事業費の確定に伴い、それぞれの費目で補正するものです。

次に、16ページをお開き願います。歳出の主なものをご説明いたします。なお、数か所で燃料費と光熱水費の増額補正がありますが、燃料単価上昇や電気料金の値上げが主なものとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

款1議会費、節12委託料の29万円は、会議録委託料に予算不足が懸念されるため増額補正するものです。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節11役務費及び節13使用料及び賃借料は、当町から北海道へ派遣する職員の宿舍借り上げに係る入居時の初期費用などを計上しようとするものです。

次に、18ページの項3戸籍住民基本台帳費、節21補償補填及び賠償金の2万円は、マイナポイント付与端末の操作誤りによりポイント付与とならなかった方に対する補填金となっております。

次に、20ページの款3民生費、項1社会福祉費、目3社会福祉総務費の775万2,000円は、森町国民健康保険特別会計へ所要の繰り出しをしようとするものです。

目3社会福祉施設費、節17備品購入費の31万9,000円は、森川姫川生活改善センターの暖房器具が故障したため新たに購入しようとするものです。

目4老人福祉総務費、節12委託料の28万6,000円は、軽度生活援助サービス利用時間の増加を見込み増額計上するものです。また、節19扶助費の40万円についても、利用者の増加を見込み補正するものです。

目5障害者福祉費の600万円は、障がい者福祉サービスの利用人数の増額により増額補正するものです。

次に、22ページの項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節18負担金補助及び交付金の学童保育所運営事業補助金の補正は、新型コロナウイルス感染により小学校の学年閉鎖時の臨時開所加算分と学童保育に従事する支援員に対する賃金の処遇改善臨時特例事業補助金を計上するものです。また、節22償還金利子及び割引料では、令和3年度に行った低所得の子育て世帯生活支援特別給付金に係る返還金を計上しております。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3予防費、節22償還金利子及び割引料の14万9,000円は、令和3年度の産後ケア事業などに係る返還金を計上するものです。

目6病院費の3,425万1,000円は、国民健康保険病院事業会計の補助金などを計上するものです。

目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費、節22償還金利子及び割引料の2,738万8,000円は、令和3年度のコロナワクチン接種に係る国の負担金補助金の返還金を計上しております。

次に、28ページの款7商工費、項1商工費、目2観光費の441万1,000円の減額は、つど～る・プラザ・さわら入り口天井漏水改修工事について、年度内での工事完了が見込めないことから今年度の工事発注を見送り、令和5年度当初予算に改めて計上することとなるため工事費全額を減額するものです。

目3ふるさと応援対策費の節7報償費から節24積立金までは、ふるさと納税の今後の寄附見込額を精査し、減額するものです。

次に、34ページから36ページにかけての項2小学校費から項4幼稚園費までの節17備品購入費では、送迎用バスなどへの安全装置が義務化されることから、スクールバスに子供の置き去り防止安全装置を設置しようとするものです。なお、本予算は全額明許繰越として令和5年度にかけて設置しようとするものです。資料ナンバー6を提出しておりますので、ご参照願います。

項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費の修繕料は、砂原公民館の暖房用循環ポンプの取替え修繕を実施しようとするものです。

次に、38ページの項6保健体育費、目1保健体育総務費、節18負担金補助及び交付金は、各種スポーツ大会参加負担金に予算不足が見込まれるため増額補正するものです。

目2体育施設費、節10需用費では、ファミリーヘルスプラザの壁面修繕のほか、町民体育館などの小破修繕料を計上するものです。

目3学校給食費、節10需用費の修繕料68万4,000円は、給食センターの暖房機器の修繕料を計上するものです。

次に、40ページの款12防災費は、公営住宅使用料の充当額の増加と減債基金繰入金を充当したことにより財源内訳が変更となるものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 昼食のために午後1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

これから議案第6号に対する質疑を行います。

ページ数を言ってください、質問ある方は。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 結構あるようですか、項目。

（「何点か」の声あり）

○議長（野村 洋君） 何点程度ですか。

（「5つぐらい」の声あり）

○議長（野村 洋君） 5つぐらい。それでは、順番にいきましょう。

○11番（檀上美緒子君） まず、歳入と歳出とあれなのですけれども、ページ数は8ページ、9ページのところなのですが、国庫支出金の目2の衛生費国庫負担金のところで、新型コロナウイルスワクチンの接種対策費国庫負担金として995万円が歳入として入っているのです。だけれども、歳出のほうを見ますと、23ページですか、そこを見ると、コロナ対策の部分でいくと衛生費の目7の新型コロナウイルスワクチン接種対策費ということで歳入の部分で対応する項目かと思うのですけれども、その中で、いわば返納金として節22ですね、償還金利子及び割引料という形で国費、道費負担金返納金として2,738万8,000円が出されているのですけれども、その関連性がよく分からなかったのも、負担金として返納するというのと、負担金が入ってくるということとの相関関係がよく分からなかったのも、それがまず1点聞きたかったことなのです。

幾つか言ってしまうといいですか。1つずつ……

○議長（野村 洋君） 別な部類になりますか。

○11番（檀上美緒子君） はい。

○議長（野村 洋君） では、まずこれいきましょう。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

歳入で予算化しています部分については、これは令和2年度の繰越し分として不足分を歳入で計上しております。

それで、この歳出の部分の2,738万8,000円については、これは令和3年度分での返納分ですね、国庫補助金2つありますので、接種対策費国庫負担金と接種体制確保事業費国庫補助金、それぞれの令和3年度分の返還分を歳出で計上しているということになります。

以上です。

○11番（檀上美緒子君） 今の件は分かりました。

それと、もう一つ歳入と歳出の部分でよく分からなかったのが、11ページです。道支出金のところ、項2の道補助金のところの目4の農林水産業費補助金のところで地域づくり総合交付金としてのゼロカーボン推進事業として500万円、先ほどの説明ではホタテ貝殻の取組に充当したというお話だったのですけれども、収入として入ってきている部分が、そのホタテの部分も含めてなののですけれども、26、27の農林水産業のところでは、それが一切事業としての起債がないのですけれども、その部分の関わりもお願いいたします。

○水産課長（岩井一桐君） お答えいたします。

道支出金のゼロカーボン推進事業費ということで、特定財源で500万円を歳出の26ページにあります水産施設管理費のほうで国庫支出金として500万円計上してございます。歳出につきましては、昨年6月の議会で補正しておりました、今回金額に変動ございませんでしたので、その部分については特段いじっていない状況になっておりますので、このような表記となっております。

以上です。



○11番（檀上美緒子君）　ということは、支出の部分が振り替わるということですか。

○水産課長（岩井一桐君）　お答えいたします。

6月に補正した際には、全て一般財源で計上しておったのですけれども、その分500万円落ちるということになります。

以上でございます。

○11番（檀上美緒子君）　13ページです。寄附金のところなのですけれども、目4のふるさと納税寄附金なのですけれども、今回7億円の減額ということで出されているのですけれども、12月議会で15億円の補正増で出しているのです。その、いわば半分近くが減額になったということでの見通しの甘さというか、あまりにも落差というか、大き過ぎるなというふうなことが感じられたのですけれども、何かその辺りの原因みたいなって何か考えられることがあればお願いしたいと思います。

○商工労働観光課長（奥山太崇君）　お答えいたします。

ふるさと納税の状況ですが、令和4年度につきましては4月から11月まで、前年度対比150%の寄附がございました。そこで、12月の上旬に入りまして、主力商品のイクラの在庫切れが発生いたしまして、また前年度年末に出品予定で寄附を集めておりました返礼品の出品などができなかったことが影響しまして、今回マイナスの要因となっております。

以上です。

○11番（檀上美緒子君）　その在庫不足というのは、事前に把握はできなかったものなのですか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君）　見込みを事前に、原料を確保できればよかったですけれども、国際情勢とかありまして、在庫確保が急遽難しくなったというのが要因でございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君）　18、19ページです。総務費のところの項3の戸籍住民基本台帳のところなのですけれども、節21の補填のマイナポイント付与補填金というところなのですけれども、このミスというのは町の側のミスということで町の支出というふうになるのかどうかというあたり、どこの責任だったのかというのがはっきりさせていただければと思ったのですが。

○町民福祉課長（金丸義樹君）　お答えいたします。

この件につきましては、町の職員のミスでございます。

以上です。

○11番（檀上美緒子君）　最後です。

資料の6ページの絡みで送迎バスの改修工事の件なのですけれども、この資料を見ますと、いわば運転手さんというか、その方の点検をきちんとさせるというような形での装置をつけるということで予算措置が小中幼稚園と出されているわけなのですけれども、そういう形で最終的には運転手さんが確認するということがすごく大事だとは思うのですけれ

ども、この間いろんな事項を見ていると、万が一残されたときの、そこにいる子供たちが何らかの形でSOSを出せるというような装置も含めて考える必要があるのではないかなというふうに思っているのですけれども、その辺りについては考えあるのでしょうか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

まず、この装置につきましては、国のほうで一覧化したリストを作ってくれて、こういう装置をつけなさいということで、機種名だとかも全部示してくれているものから選んだ装置でございます。

今檀上議員から質問ありました件につきましては、仮にさらに取り残されたという児童生徒がおりましたら、訓練をしてクラクションを鳴らすだとか、そういう対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○9番（河野文彦君） 8ページ、9ページ、歳入の使用料の土木使用料なのですけれども、水利使用料ということで大きく減額になっているのですけれども、もともと大きな予算立てもしていなかったと思うのですけれども、この減額幅が大きいなと思ったものから、この原因をもしよかったらお知らせ願えますでしょうか。

○建設課長（富原尚史君） お答えします。

この発電水利の使用料につきましては、施設の改修のために今現在取水停止しております。令和4年度の下期分から取水停止していますので、その分の減額でございます。

以上です。

○9番（河野文彦君） 取水停止ということは、尾白内川の頭首工から水が今、最終的には大沼に注いでいると思うのですけれども、そちらが今ストップしているということによってよろしいでしょうか。

○建設課長（富原尚史君） そのとおりです。

○9番（河野文彦君） 12ページ、13ページのふるさと納税の減額の件だったのですけれども、先ほど同僚議員の質問で主力のイクラが在庫切れで減額に至ってしまったというような説明だったかと思うのですけれども、まず例年の実績を見てもイクラが主力であったというところは同じ認識だったのかなというところで、国際情勢が原因で12月の補正の時点では見込めなかったというような答弁だったかと思うのですけれども、12月の補正の時点で国際情勢が読めなかったというのが分からなかったのです。12月と今とそんなに国際情勢変わっているのかなと。12月の時点では、イクラは、その商品は満遍なく供給できるというふうに判断して増額補正したのだけれども、12月末になってみると国際情勢で入手できなかったというふうに僕は感じたのです。説明を聞いて感じたものですから、その辺をもう一度説明願えますでしょうか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） お答えいたします。

原料につきましては、高騰しても調達はできたと思いますが、返礼品にした場合、寄附金額に影響してきますので、そこが寄附の返礼品として選ばれるかどうかということで仕

入れを考えたところでございます。

以上です。

○9番（河野文彦君）　ということは、品物がそもそも入手できないのではなくて、国際情勢で価格が高騰しているのので、在庫リスクを減らすために、そもそも在庫を確保しなかったのが影響ということでしょうか。

○商工労働観光課長（奥山太崇君）　お答えいたします。

高騰した原料を調達しても、在庫を抱えるリスクというものがありますので、そちらのほうを計算しまして、そのような対応をしたところでございます。

以上です。

○9番（河野文彦君）　正直言って、この減額幅というのはすごく大きいので、町の財政にも大きな影響を与えたのかなというふうに思います。

そういった中で、やっぱり企業がそれだけ見通せない在庫を持つというリスクも避けなければならないというの、これは商売の鉄則ですので、その辺こういう結果を踏まえて、町として今後そういう商品を在庫してくれる企業と、町としてより一層何ができるかというのを今回深くもっと対話したり、そういう部分が必要なのではないのかなというふうに思ったのですけれども、来年度以降の予算にはなるかもしれないですけれども、こういう数字が出てしまった以上は、もうそういう切替を既に始めなければならないのではと思うのですけれども、いかがでしょう。

○商工労働観光課長（奥山太崇君）　お答えいたします。

確かに主力商品に頼っていた部分があると思います。また、来年度につきましては、その主力商品の復活と、第2、第3の柱に代わる商品開発を目指していきたいと思っております。

以上です。

○2番（山田 誠君）　20、21、民生費、老人福祉の関係で19、福祉タクシーの40万円、これ先ほど増加の分だということなのだけれども、今頃増加というのはおかしくないか。タクシーの対象人員が増加したと。もう当初から分かっているはずだと思うのだけれども、何で増えたのですか。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　お答えいたします。

昨年度、令和3年度の実績なのですけれども、915人、利用者がありました。それが今回補正する資料を作成したのが12月なのですけれども、12月時点でもう既に947名の申請があったということで、今後の3月までの必要な分の予算を確保するための補正ということでございます。

○2番（山田 誠君）　当初申し込んでくださいで締め切らないの。その都度追加をするの、該当者がいれば。いつでも随時申請ができるということ。

○保健福祉課長（宮崎弘光君）　お答えいたします。

申請は、随時受け付けしております。

○2番（山田 誠君） ページ変わりますけれども、いいですか。

○議長（野村 洋君） どうぞ。

○2番（山田 誠君） 23ページ、衛生費の病院費、3,400万円、病院会計のあれあるのだけれども、これ不採算地区のルール分の関係で出すということによろしいか。内容、どうなっていますか。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えいたします。  
基準外になります。

以上です。

○2番（山田 誠君） ページ変わります。35ページ。教育費の学校管理費の中の12の委託料、日直・宿直業務の委託料16万9,000円補正になっていますけれども、これ何で今頃補正になるの。年度当初、見積り合わせが入札して金額決まっているはずでないですか。途中で増えるということは、どういう理由で増えているのか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

この委託料につきましては、今いる宿直の方が20日間有休取る計算で委託料を予算計上しております。今回20日を超える見込みですので、超えた分をまた委託のほうでお願いすることで補正予算計上しております。

以上です。

○2番（山田 誠君） 当初契約している委託料から増えるという事態が納得いかないのだ。だから、いかなる理由があろうとも、年間宿日直の業務委託はこれで契約しますよとやっているはずでしょう。途中でいろんな事情が出てきて増えるということは考えられないのですけれども、その辺いかがですか。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

この委託につきましては、1回宿直とか1日日直という形で組んでいますので、全体で幾らという形で委託契約しているわけでございませんで、ご理解いただきたいというふうに思います。

○14番（松田兼宗君） 1点、23ページ、新型コロナウイルスワクチン接種対策費のところの2,738万8,000円の補正なのですが、これだけの額補正するということは、理由というのを教えてください。

○保健センター長（宮崎 渉君） お答えします。

こちらの2,738万8,000円については、先ほど申し上げたとおり令和3年度のそれぞれ国庫負担金、国庫補助金の返納分なのですが、こちらとすれば不足しないように、令和3年度については多めに補助金の申請してきたという結果がこういった部分に表れています。こちらの当初の予想よりは、接種率が低かったというのも原因かと思われます。

以上です。

○14番（松田兼宗君） 接種率がどう、聞き取れなかったのですが、接種率がどうだと言ったの。多かった、少なかった、ちょっとお願い。

○議長（野村 洋君） もう一度、はっきりとお願いします。

○保健センター長（宮崎 渉君） 当初の見込みよりも接種率が低かったというのが一番の原因になるかと思います。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 送迎用バスの改修のところなのですけれども……

○議長（野村 洋君） ページ数。

○15番（斉藤優香君） 34ページです。資料ナンバーの6なのですけれども、これはエンジンと連動して、このブザーが作動するようになっているのか、それとも運転手さんが乗ってからつけるようになるのかということと、この幼稚園費から出ているのですけれども、当初のバスの説明でいくと、幼稚園は借りているだけで、小学校のバスの空き時間を使っているというお話で、この幼稚園が送迎に使われるときは先生が必ずつきますよということだったと思うのですけれども、これはもう幼稚園専属のバスになるのか、それとも小学校から借りての送迎になっているのか、そこをお願いします。

○学校教育課長（坂田明仁君） お答えします。

先ほどの最初の機器につきましては、エンジンと連動で、エンジンを切るとそういう形になります。

バスにつきましては、さわら小学校のほうで3台のバスということで、さわら小学校のバスを使って園児も送迎しています。ここ、なぜ幼稚園費に組んでいるかということ、補助率のところを見ていただくと分かるのですけれども、幼稚園であれば金額で17万5,000円、それ以下については8万8,000円ということで、最低1台は幼稚園でバスは借りて使っていますので、その辺は局のほうと話ししてオーケーもらっていますので、そういう形、少しでも財源を少なくするためにそういう形でやっております。先ほど言ったとおり、さわら小学校のバスを3台回して使っているような状況です。

以上です。

○15番（斉藤優香君） 補助の先生は必ず乗っていると、一緒に乗り降りはしているということですね。

○学校教育課長（坂田明仁君） 幼稚園につきましては、先生必ずついて乗っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかにございますか。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第9、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第7号

○議長(野村 洋君) 日程第10、議案第7号 令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長(宮崎弘光君) 議案第7号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険特別会計補正予算の第5回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,802万5,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億7,200万3,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税880万8,000円の増額は、現年課税分及び滞納繰越分の収納額を精査したものです。

款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金8,220万円の減額は、保険給付に要した費用の精査により減額しようとするものです。節2保険給付費等特別交付金の減額は、歳出で説明いたします傷病手当金の増額及び柔道整復施術療養費、患者調査業務委託料の減額によるものです。

款5繰入金、項1一般会計繰入金775万2,000円の増額は、法定繰入金の精査によるものです。

款6繰越金、項1繰越金は、歳出の費用に充当するため増額するものです。

次に、6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費178万円の減額は、人件費等の精査によるものです。

目2連合会負担金8万9,000円の減額は、負担金確定によるものです。

項5特別対策事業費、目2医療費適正化特別対策事業費は、委託料の精査によるものです。

款2保険給付費、項1療養諸費から10ページの項6傷病手当金までの補正につきましては、保険給付費の精査によるものです。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分から項3介護納付金分の減額につきましては、納付金確定によるものです。

12ページ、款7基金積立金、項1基金積立金3,476万9,000円の増額は、今年度剰余金が発生する見込みとなり、増額するものです。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金の増額は、令和3年度保険給付費等交付金確定によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第7号に対する質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから議案第7号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第10、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第8号

○議長（野村 洋君） 日程第11、議案第8号 令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第8号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町後期高齢者医療特別会計補正予算の第3回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ65万1,000円を減額し、歳入歳出それぞれ2億5,162万5,000円にしようとするものです。

以下、事項別明細書により説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料及び目2普通徴収保険料につきましては、収納額を精査し、増減補正しようとするものです。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金の減額は、人件費の精査及び広域連合へ納付する事務費負担金確定によるものです。

目2保険基盤安定繰入金の増額につきましては、広域連合へ納付する保険基盤安定負担金確定によるものです。

6ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費56万5,000円の減額は、人件費の精査によるものです。

款2後期高齢者医療広域連合納付金8万6,000円の減額は、後期高齢者保険料の精査、事務費負担金及び保険基盤安定負担金確定によるものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第8号に対する質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第11、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第9号

○議長(野村 洋君) 日程第12、議案第9号 令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課参事(萩野友章君) 議案第9号について説明させていただきます。

本案は、令和4年度森町介護保険事業特別会計補正予算の第4回目となるものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,551万7,000円を減額し、歳入歳出それぞれ21億2,143万3,000円にしようとするものです。

事項別明細書によりご説明させていただきます。4ページをお開き願います。歳入、款1保険料、項1介護保険料、目1第1号被保険者保険料、節1特別徴収保険料215万2,000円の減額及び節2普通徴収保険料197万2,000円の増額につきましては、第1号被保険者における介護保険料の精査により補正するものです。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金2,425万8,000円の増額。

項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金320万6,000円の減額につきましては、歳出で説明いたします保険給付費の精査及び国からの交付金決定見込額の精査により各負担割合に応じて補正するものです。節2特別調整交付金36万1,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料減免に係る令和4年度分補助金の確定により補正するものです。

目2地域支援事業交付金(総合事業)2万円の減額につきましては、歳出で説明いたします地域支援事業費の精査により補正するものです。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金3,151万1,000円の減額から6ページの款6道支出金、項2道補助金、目1地域支援事業交付金(総合事業)1万円の減額までは、歳出で説明いたします保険給付費、地域支援事業費の精査及び支払基金、北海道からの交付金決定見込額の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

款7財産収入、項1財産運用収入、目1基金運用収入9,000円の増額につきましては、介護給付費準備基金の運用利子について補正するものです。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1介護給付費繰入金442万7,000円の減額及び目2地域支援事業繰入金(総合事業)866万8,000円の減額につきましては、歳出で説明いたし



ます保険給付費及び地域支援事業費の精査により各負担割合に応じて補正するものです。

目5 その他繰入金67万5,000円の減額につきましては、歳出における人件費の増額及び介護認定審査会費の減額に伴い補正するものです。

続きまして、歳出についてご説明させていただきます。8ページをお開き願います。款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費32万5,000円の増額につきましては、職員手当の増額に伴い補正するものです。

項3 介護認定審査会費、目2 認定調査等費100万円の減額につきましては、事業の精査により補正するものです。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費、目1 居宅介護サービス給付費2,332万1,000円の減額から12ページの款4 地域支援事業費、項2 一般介護予防事業費、目1 一般介護予防事業費13万2,000円の減額までは、各事業区分ごとの精査の結果、給付費等の増減補正をするものです。

14ページの款6 基金積立金、項1 基金積立金、目1 介護給付費準備基金積立金304万4,000円の増額につきましては、国からの交付金余剰分を積立てするものです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第9号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第12、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

### ◎日程第13 議案第10号

○議長（野村 洋君） 日程第13、議案第10号 令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、議案第10号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町介護サービス事業特別会計補正予算の第4回目の補正となるものでございます。

既定の歳入歳出の総額から歳入歳出を18万1,000円減額し、歳入歳出をそれぞれ2億6,663万円としようとするものです。

事項別明細書にてご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開き願います。歳入の款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 一般会計繰入金22万2,000円を減額。

款5 諸収入、項1 雑入、目1 雑入、節1 雑入を4万1,000円増額し、歳出で説明いたします費用へ充当しようとするものでございます。

6 ページ、7 ページをお開き願います。歳出の款1 総務費、項1 施設管理費、目1 一般管理費、節8 の旅費は新型コロナウイルスの影響で出張が中止となったことによる減額でございます。節10 需用費の燃料費は、使用料の増加に伴う増額、光熱水費は価格上昇分の増額、修繕料は一般浴槽のタイル修繕、引き戸取っ手の修繕及び分離槽の蓋を修繕しようとするものです。節12 委託料は業務が終了したことによる不用額の減額、節17 の備品購入費は業務が終了したことによる不用額の減額となっております。

款2 事業費、項1 施設介護サービス事業費、目1 施設介護サービス事業費、節3 の職員手当は、給与改定による不足分の増額でございます。節10 需用費の消耗品費は、介護用品等の価格高騰による不足分の増額を計上してございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第10号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第13、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第14 議案第11号

○議長（野村 洋君） 日程第14、議案第11号 令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第11号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計の第2回目の補正予算となるものでございます。

既定の歳入歳出予算の総額は変更せず、歳入歳出それぞれ9,465万7,000円とするものでございます。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4 ページ、5 ページをお開きください。

歳出の款1項1目1総務事業費、節10需用費の光熱水費につきましては、電気料金の高騰に伴いまして30万円を増額しようとするものでございます。また、節12の委託料と節17備品購入費につきましては、執行精査によりましてそれぞれ記載の金額を減額しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第11号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第14、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第15 議案第12号

○議長（野村 洋君） 日程第15、議案第12号 令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（安藤 仁君） 議案第12号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町国民健康保険病院事業会計補正予算の第2回目となるものです。

第2条、令和4年度予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款病院事業収益9億6,275万9,000円に9,318万4,000円を追加し、10億5,594万3,000円とし、支出、第1款病院事業費用12億565万2,000円から1億628万2,000円を減額し、10億9,937万円とするものでございます。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。収入、第1款資本的収入7,978万9,000円から154万1,000円を減額し、7,824万8,000円とし、支出、第1款資本的支出1億2,506万1,000円から62万7,000円を減額し、1億2,434万4,000円とするものでございます。

2ページの予算第4条に定めた企業債ですが、入札減などにより精査したものでございます。

第5条、予算第8条に定めた一般会計補助金の予定額を次のとおり補正するものでございます。不採算地区運営補助金1億8,474万円に3,893万4,000円を追加し、2億2,367万4,000円に、経営健全化補助金4,952万7,000円から474万2,000円を減額し、4,478万5,000円

とするものでございます。

以下、4ページの以降の事項別明細書にてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、第1款病院事業収益、項2医業外収益、目2他会計補助金3,419万2,000円の増額は、不採算地区病院運営補助金としての繰入れが主なものでございます。

目3補助金の5,899万2,000円の増額は、感染症病床確保に係る補助金が主なものでございます。

支出、款1病院事業費用、項1医業費用、目1給与費1億566万1,000円の減額は、職員給、各種手当等 person 費の精査によるものでございます。

また、目4減価償却費112万1,000円の減額は、器械備品の減価償却費に係るものでございます。

項2医業外費用、目3消費税の50万円は、課税売上げ増加に伴い消費税を増額するものでございます。

5ページをお願いします。次の資本的収入及び支出の補正ですが、収入、支出ともに医療機器等購入に係る入札減によるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） これから議案第12号に対する質疑を行います。

○11番（檀上美緒子君） 直接今回のあれではないのですけれども、今年度薬剤師の賠償金の部分なのでも、給与差押え云々とかという形であったのですけれども、それについての報告というのではないのでしょうか。

○議長（野村 洋君） 檀上議員、直接予算に関係ない。

○11番（檀上美緒子君） だから、その金額ってこの補正にはのらないのですかという意味合いなのです。

（何事か言う者あり）

○11番（檀上美緒子君） 収入としてカウントされないのですかという意味なのです。

○議長（野村 洋君） あくまでも今補正予算でございますので、それにのってこないのかという質問はちょっとそぐわないと思います。

別なことはないですか、別件は。

○11番（檀上美緒子君） ないです。

○9番（河野文彦君） 4ページの減価償却費が減になっているのですけれども、減に至った経緯を説明願えますでしょうか。

○病院事務長（安藤 仁君） 入札により減額になったものでございます。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時49分

再開 午後 1時50分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えいたします。

令和3年度分の減価償却費でございますが、当初予算にはまだ金額が確定していなかったことから今回の補正で減額したものでございます。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） そうしたら、私から1つお聞きしたいのですけれども、コロナ対応で医業収益、これどのくらい収益が落ちているのか、その辺りつかんでいるものでしょうか。

それと併せまして、他会計補助金ですね、その影響も、この不採算地区は別だと思っておりますが、その影響分というものをどのように一般会計のほうと調整しているのかというのを聞きたかったのです。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えいたします。

実際コロナによる影響は、入院が大体減ってしまっていて、外来は昨年度より若干戻ってきている状態ではありますけれども、コロナによる影響額というのは実際把握していないというのが現状でございます。

それで、収益、支出で差額を追いまして、一般会計からの繰入れをお願いしているところでございますので、コロナ分というのは実際把握していないのが現状でございます。

○5番（伊藤 昇君） 別に、医業費用の部分で、これほどの給料、これは全体の職員分として減額になっているのか。何か突出したものがいいのか、その辺りお聞きしたかったのですが。

○病院事務長（安藤 仁君） 全職員分の給与費でございます。金額的に大きくなりましたのは、医師分を6名で見えておりまして、その分補充していない。途中で辞められた先生もいらっしゃいますので、減額幅が大きくなったというものでございます。

以上です。

○5番（伊藤 昇君） それで、これほどの減額があって、コロナ対応なんかも病院のほうで職員の皆さん、大変な思いをされているのだと私は思うのです。これほど減額されて運営をしているという中で、特別な手当みたいなものの検討みたいなものを事務長さんのほうで考えられて、町部局のほうに協議をしたという経緯はあるのでしょうか。

○病院事務長（安藤 仁君） お答えします。

ございません。

以上です。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第15、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第13号

○議長（野村 洋君） 日程第16、議案第13号 令和4年度森町水道事業会計補正予算を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第13号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町水道事業会計補正予算の第2回目となるものです。

第2条の収益的収入及び支出の収入について、収入の第1款水道事業収益を既決予定額の3億147万6,000円から5万9,000円増額し、収入総額を3億153万5,000円にしようとするものでございます。

次に、収益的収入及び支出の支出について、支出の第1款水道事業費用を既決予定額の3億2,954万1,000円を223万3,000円減額し、支出総額を3億2,730万8,000円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出につきまして、予算第4条本文括弧書き中の過年度分損益勘定留保資金3,525万2,000円を2,756万7,000円に、当年度分損益勘定留保資金4,151万1,000円を4,299万円に改め、収入の第1款水道事業資本的収入を既決予定額の7,867万3,000円から1,149万4,000円減額し、収入総額を6,717万9,000円にしようとするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の支出について、支出の第1款水道事業資本的支出を既決予定額の1億5,543万6,000円を1,770万円減額し、支出総額を1億3,773万6,000円にしようとするものでございます。

次に、第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借入限度額6,960万円を4,300万円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目3その他の営業収益139万4,000円の増額は、事業の執行に関する精査によるものです。

次に、款1水道事業収益、項2営業外収益、目2の消費税及び地方消費税還付金109万7,000円の減額は、事業執行に関する精査によるものです。

目3長期前受金戻入の23万8,000円の減額は、減価償却に伴い精査したものです。

5ページをお開き願います。収益的収入及び支出の支出について、款1水道事業費用、

項1 営業費用、目2 配水及び給水費5万1,000円の増額は、賞与引当金繰入額の精査によるものです。

次に、目5 総係費110万9,000円の減額は、賞与引当金繰入額及び事業執行の精査によるものです。

目6 減価償却費55万2,000円の減額は、事業執行の精査によるものです。

目7 資産減耗費29万3,000円の減額は、既存施設の資産除却費を精査したものです。

6ページをお開きください。款1 水道事業費用、項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費33万円の減額は、一時借入金利息の精査となっております。

次に、7ページ、資本的収入及び支出の収入について、款1 水道事業資本的収入、項1 企業債、目1 企業債2,660万円の減額は、尾白内町地区配水管移設更新工事が道路工事の関係で取りやめになり、起債額を執行精査し、減額しようとするものです。

次に、項2 負担金、目1 負担金1,510万6,000円の増額は、霞台森停車場線配水管移設更新工事の水道管移設補償費、耐用年数40年で当初予算は計上していましたが、北海道の補償の規定により铸铁管の耐用年数が80年で計算することになり、補償金額が増額となったものです。

次に、支出について、款1 水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目1 水道施設費1,770万円の減額は、工事請負費の尾白内町地区配水管移設更新工事が港湾道路の工事に合わせて中止となったこと、ほか更新工事の事業精査によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第13号に対する質疑を許します。

○11番（檀上美緒子君） 尾白内の工事が中止になったということなのですか、再開のめどというのはいつ頃になるのですか。

○上下水道課長（水元良文君） お答えします。

令和5年度で再開というか、工事はする予定でございます。

○議長（野村 洋君） ほかに。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第13号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第16、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第14号

○議長（野村 洋君） 日程第17、議案第14号 令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第14号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町公共下水道事業会計補正予算の第2回目となるものです。

第2条の収益的収入及び支出の収入の第1款下水道事業収益を既決予定額の4億4,702万7,000円から335万7,000円減額し、収入総額を4億4,367万円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業費用を既決予定額の4億4,702万7,000円から335万7,000円減額し、支出総額を4億4,367万円にしようとするものでございます。

次に、第3条の資本的収入及び支出について、予算第4条本文括弧書き中の当年度分損益勘定留保資金1億2,493万7,000円を1億2,424万円に改め、収入の第1款下水道事業資本的収入を既決予定額の1億9,955万5,000円から2,044万2,000円減額し、収入総額を1億7,911万3,000円にしようとするものでございます。

次に、支出の第1款下水道事業資本的支出を既決予定額の3億2,449万2,000円から2,113万9,000円減額し、支出総額を3億335万3,000円にしようとするものでございます。

第4条の企業債につきましては、予算第6条中の企業債の借入限度額4,250万円を2,090万円に改めるものです。

第5条の他会計からの補助金につきましては、予算第9条に定めた補助金額を記載のとおり企業債利息支払金を5,278万9,000円に、経営健全化補助金を1億5,596万2,000円に改めるものです。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。4ページをお開き願います。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項2営業外収益、目1他会計補助金84万6,000円の減額は、事業の執行精査により一般会計補助金が減額となったものです。

目2消費税及び地方消費税還付金251万1,000円の減額は、消費税及び地方消費税還付金の収入を精査したことによるものです。

5ページをお開き願います。次に、支出につきまして、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費79万7,000円の減額は、賞与引当金及び事業の執行精査によるものです。

目2処理場費168万円の減額は、薬品費、汚泥運搬及び汚泥処理委託料の精査によるものです。

目4総係費33万円の減額は、賞与引当金及び事業に係る経常経費の精査によるものです。

6ページをお開き願います。款1下水道事業費用、項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費55万円の減額は、利息の確定等による精査となっております。

7ページ、資本的収入及び支出の収入についてであります。款1下水道事業資本的収



入、項1企業債、目1企業債2,160万円の減額は、下水道管渠工事等実施のために借り入れる起債額を状況に応じて精査し、減額しようとするものです。

次に、項2国庫補助金、目1国庫補助金98万円の増額は、事業執行精査により補助金が増額となったものです。

項3出資金、目1他会計出資金431万3,000円の減額は、資本的収支不足額を精査し、一般会計出資金を減額しようとするものです。

項4受益者負担金、目1受益者負担金449万1,000円の増額は、徴収猶予地の解除に伴い納付が増額となったものです。

8ページをお開き願います。次に、支出について、款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費2,113万9,000円の減額は、事業の執行精査によるもので、主に節の委託料412万3,000円、工事請負費1,650万円の減額によるものです。

以上、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、これから議案第14号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第14号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第17、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

1時間少したちましたけれども、一回休憩しますか。

（「はい」の声あり）

○議長（野村 洋君） それでは、2時20分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時19分

○議長（野村 洋君） では、休憩前に続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第18 諮問第1号

○議長（野村 洋君） 日程第18、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

岡嶋町長の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由をご説明いたします。

現在人権擁護委員を務めていただいております香田隆三氏は、本年6月30日をもって任期満了となります。後任の委員を任命するに当たり、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

後任の委員につきましては、住吉隆子氏を推薦したいと思います。

同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー7を提出しておりますので、詳細については省略させていただきますが、同氏は森町へ奉職後、数多くの役職を歴任されており、各分野にわたり経験豊富であり、地域活動に対しても意欲的に取り組まれ、町民からの信頼も厚く適任であると思われまますので、推薦いたしたく議会のご意見を求めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） それでは、これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

お諮りします。本件は、お手元に配りました意見のとおり答申したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第18、諮問第1号は、お手元に配りました意見のとおり答申することに決定しました。

#### ◎日程第19 同意第1号

○議長（野村 洋君） 日程第19、同意第1号 教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

（教育長 毛利繁和君 退場）

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第1号 教育委員会教育長の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在教育長を務めていただいております毛利繁和氏は、本年3月31日をもって任期満了となります。後任の教育長を任命するに当たり、引き続き同氏を教育長に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求

めるものであります。

毛利繁和氏は、令和4年3月に議会の同意をいただき、今日まで教育長として精力的に業務を遂行していただいております、教育行政に対し優れた識見を有し、教育長として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー8を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第1号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第1号を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第19、同意第1号は、原案のとおり同意されました。

教育長、入場してください。

（教育長 毛利繁和君 入場）

○議長（野村 洋君） ただいま教育委員会教育長に任命されました、議会の同意がありまして、再任されました毛利教育長よりご挨拶がございます。壇上にてご挨拶をお願いいたします。

○教育長（毛利繁和君） ただいま皆様のご同意により、引き続き教育長の任を仰せつかりました。緊張感を持ち続けて会務に当たりたいと思います。

森町教育大綱の下、未来につながる教育の実現に尽力したいと考えます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

教育に対する視点を3つほど述べ、所信に代えたいと思います。

1つ目の視点は、足元という視点です。コロナ禍によって、影響は今後様々に表れるものと考えております。特に高齢者、若年者、子供への影響を懸念しております。以前とは異なる精神状態だと私は思っております。この中で、前に戻せばよいという発想だけでは、人離れを招くことがあるかもしれません。焦らずに、配慮しながら、様々な場で人と人が交流できる環境づくりを進めることが必要と考えております。

2つ目は、世界視野という視点です。昨今、世界で起こることが地域の生活にも及ぶことを実感しております。今後様々な価値観を知る機会とともに、価値観の異なる人とも協

働して新たなものを築く機会が必要です。地域内にとどまらず、関係団体や機関、ほか自治体と協働して進める活動を積極的に取り入れながら、広い視野に触れる体験を重視したいと考えております。

3つ目は、未来という視点です。10年後、20年後、50年後の森町の姿を考えることが重要です。産業、経済、人口などの動向を見つつ、後進たちが自ら住みやすいまちづくりに対する行動ができるということが大切です。その基盤となるのは、やはり考え方であると思います。過去の概念にとらわれない策も取り入れながら、未来の姿を探り続けたいと考えます。

今述べた3つは、個々に考えるのではなく、互いに補完し合う関係と捉えております。今後も自己研さんを積み、所管する会務を総理いたします。

今までにも増して皆様のお力添えを心からお願い申し上げます、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎日程第20 同意第2号

○議長（野村 洋君） 日程第20、同意第2号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第2号 教育委員会委員の任命につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております三輪雅子氏は、本年5月9日をもって任期満了となります。後任委員を任命するに当たり、引き続き同氏を委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めらるものであります。

三輪雅子氏は、平成31年3月に議会の同意をいただき、今日まで教育委員として意欲的に取り組まれております。また、地域活動に対しましても積極的に参加、協力されるなど町民からの信頼も厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー9を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第2号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第20、同意第2号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第21 同意第3号

○議長(野村 洋君) 日程第21、同意第3号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長(岡嶋康輔君) ただいま議題となりました同意第3号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております小長井朗氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

小長井朗氏は、平成21年4月より固定資産評価審査委員を務めており、司法書士としても信頼が厚く、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー10を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(野村 洋君) これから同意第3号に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから同意第3号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第21、同意第3号は、原案のとおり同意されました。

◎日程第22 同意第4号

○議長(野村 洋君) 日程第22、同意第4号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題といたします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第4号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております磯谷俊仁氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

磯谷俊仁氏は、平成24年6月より固定資産評価審査委員を務められており、土地家屋調査士として様々な案件に対応実績があり、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー11を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第4号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第4号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第22、同意第4号は、原案のとおり同意されました。

### ◎日程第23 同意第5号

○議長（野村 洋君） 日程第23、同意第5号 固定資産評価審査委員の選任についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） ただいま議題となりました同意第5号、森町固定資産評価審査委員の選任につきまして提案理由をご説明申し上げます。

現在委員を務めていただいております中島将尊氏は、本年5月8日をもって任期満了となります。後任委員を選任するに当たり、引き続き同氏を委員に選任願いたく、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

中島将尊氏は、令和2年5月より固定資産評価審査委員を務められており、旧砂原町へ奉職後、数多くの役職を歴任され、固定資産を評価するのに十分な知識と経験を備えており、委員として適任であると考えております。

なお、同氏の経歴等につきましては、資料ナンバー12を提出しておりますので、ご参照願います。

ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから同意第5号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから同意第5号を採決します。

この採決は、起立により行います。

本案は、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第23、同意第5号は、原案のとおり同意されました。

#### ◎日程第24 発議第1号

○議長（野村 洋君） 日程第24、発議第1号 森町議会の個人情報の保護に関する条例制定についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本秀逸君） それでは、発議第1号 森町議会の個人情報の保護に関する条例制定について提案の趣旨を説明いたします。

発議資料を提出しておりますので、併せて御覧ください。提案理由ですが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護制度の全国的な共通ルールを定めるため、個人情報の保護に関する法律が改正され、従前国と民間、地方公共団体などで分かれていた当該制度が一元化され、地方公共団体においても新たな個人情報保護法が適用されることとなりました。

一方、地方公共団体の議会については、当該新個人情報保護法の適用除外となるため、同法及び町が新たに制定する森町個人情報の保護に関する施行条例との整合性を図りつつ、町議会として新たに本条例を制定するものであります。

条例の概要につきましては、別紙のとおりであります。本条例は第1章、総則、第2章、個人情報の取扱い、第3章、個人情報ファイル、第4章、開示、訂正及び利用停止等、第5章、雑則、第6章、罰則の全57条と附則で構成されており、森町議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護することを目的とするものであります。

なお、附則としまして、この条例は、令和5年4月1日から施行するものであります。  
以上、発議第1号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどよろしくお願  
いたします。

○議長（野村 洋君） それでは、これから発議第1号に対する質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。  
これから発議第1号を採決します。  
お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。  
日程第24、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第25 発議第2号

○議長（野村 洋君） 日程第25、発議第2号 森町議会委員会条例の一部を改正する条  
例制定についてを議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（宮本秀逸君） それでは、発議第2号 森町議会委員会条例の一部を  
改正する条例制定について提案の趣旨を説明いたします。

議案の裏面及び発議資料を提出しておりますので、併せて御覧ください。提案理由です  
が、次の一般選挙から森町議会議員の定数を16人から14人に減じたため、各常任委員会の  
定数について改正しようとするものです。

改正内容は、総務経済常任委員会及び民生文教常任委員会の定数を8人から7人に改め、  
広報広聴常任委員会の定数を15から13に改めるものです。

なお、附則としまして、この条例は、成立後最初の森町議会議員選挙による当選議員の  
任期開始の日から施行するものであります。

以上、発議第2号について提案の趣旨説明といたします。ご審議のほどどうぞよろしく  
お願いたします。

○議長（野村 洋君） それでは、これから発議第2号に対する質疑を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。  
討論を行います。  
（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。



これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

日程第25、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

◎延会の議決

○議長(野村 洋君) 本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

◎延会の宣告

○議長(野村 洋君) 本日はこれで延会します。

次回は、3月3日午前10時開会といたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 2時42分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年3月2日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和5年第1回森町議会3月会議会議録（第2日目）

令和5年3月3日（金）

開議 午前10時00分

延会 午後 3時26分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 町政執行方針・教育執行方針
- 4 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第18号 令和5年度森町一般会計予算  
議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算  
議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書
- 6 意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
- 7 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書
- 8 意見書案第4号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書
- 9 意見書案第5号 岸田政権が進める「大軍拡・大增税」に反対する意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

議長	16番	野村	洋	君	2番	山田	誠	君
	3番	佐々木	修	君	4番	高橋	邦雄	君
	5番	伊藤	昇	君	6番	加藤	進	君
	8番	東	隆一	君	9番	河野	文彦	君
	10番	宮本	秀逸	君	11番	檀上	美緒子	君
	12番	木村	俊広	君	13番	久保	友子	君
	14番	松田	兼宗	君	15番	斉藤	優香	君

○欠席議員（2名）

副議長	1番	菊地	康博	君	7番	堀合	哲哉	君
-----	----	----	----	---	----	----	----	---

○出席説明員

町長	岡嶋	康輔	君
副町長	長瀬	賢一	君
会計管理者兼 出納室長	東谷	美佐子	君
監査委員	釣	隆吉	君
総務課長	濱野	尚史	君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東	克宏	君
監査事務局書記長	村本	政	君
防災交通課長	柴田	正哲	君
契約管理課長	山田	真人	君
企画振興課長	川村	勝幸	君
税務課長	柏淵	茂	君
保健福祉課長	宮崎	弘光	君
保健福祉課参事	萩野	友章	君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮崎	涉	君
住民生活課長	阿部	泰之	君
子育て支援課長	野崎	博之	君
環境課長	川口	武正	君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤	英樹	君
農林課技術長	濱野	真行	君
農林課参事	佐藤	司	君

水産課長	岩井一	桐君
商工労働観光課長	奥山太	崇君
建設課長	富原尚	史君
建設課技術長	伊藤正	吾君
砂原支所長	落合浩	昭君
地域振興課長	千葉正	一君
町民福祉課長	金丸義	樹君
教育長	毛利繁	和君
学校教育課長	坂田明	仁君
学校教育課参事	河野	淳君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智	裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠	公君
給食センター長	藤嶋	希君
さくらの園・園長	敦賀靖	之君
病院事務長	安藤	仁君
上下水道課長	水元良	文君
消防長	東谷直	樹君
消防次長	松居順	一君
消防署長	松田光	治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐	克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関	孝憲君
庶務係	喜田	和子君
総務係	水嶋	篤市君
財政係	村井	涉君
行革DX推進係	水口	祐太君

○会議に付した事件

- 1 町政執行方針・教育執行方針
- 2 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第18号 令和5年度森町一般会計予算
- 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） おはようございます。ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会が成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席15番、斉藤優香君、議席2番、山田誠君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

◎日程第3 町政執行方針・教育執行方針

○議長（野村 洋君） 日程第3、町長の町政執行方針の表明及び教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

それでは最初に、町長の町政執行方針の表明を求めます。

○町長（岡嶋康輔君） 皆様、おはようございます。

令和5年度町政執行方針

1 はじめに

令和5年第1回森町議会3月会議にあたり、本年度の町政執行に関する基本方針と施策の一端を申し述べます。

昨年度も新型コロナウイルス感染症の拡大と収束を繰り返す1年でありましたが、ワクチン接種をはじめ新型コロナ検査所の開設など、感染症の拡大防止に全力で取り組んでまいりました。また、様々なイベントが再開される中で、もりまち応援券、飲食プレミアム商品券の発行により経済活動再開の後押しを図り、地域のにぎわいが戻りつつあることを実感しているところであります。本年度も引き続き、感染防止対策と経済対策の両立を図ってまいります。

ウィズコロナ・ポストコロナ時代を見据え、これからのまちづくりを進めていくうえで、コロナ禍で変化した様々な生活スタイルや経済のシステムを未来につないでいくためには、DXやカーボンニュートラルといった大きな変革の流れで創出された資源や人材を、さらに新たな価値を創造するための投資に意識的に回していくことが重要で必要であると

考えます。

特に、脱炭素社会の実現に向けては、二酸化炭素の人為的排出と吸収の均衡を達成させるための様々な施策を展開することにより、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロとする「ゼロカーボンシティ」を目指してまいります。

地方自治体を取り巻く行政課題は山積しておりますが、それらの解決に向け、行政としての責任と役割を果たす中で、将来に向けて発展を続ける持続可能な行政運営に取り組み、「課題を価値に変える挑戦者溢れる町づくり」を進めてまいります。

本年度も「第2次森町総合開発振興計画」を基本とし、各分野の個別計画に基づいて町政を執行してまいります。

重点施策や継続事業の詳細につきましては、予算案の審議を通してご説明いたしますが、町民並びに町議会議員の皆様には、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

## II 主要施策の推進

### 【保健・医療】

#### <保健>

町民の皆様が、生き生きと健やかに暮らし続けられますよう、本年度も各種の保健事業を推進してまいります。

健康を維持するために最も重要である総合健診では、疾病の早期発見と重症化防止を図るとともに、自己負担額を無料としている子宮がん・乳がん検診の受診勧奨を継続してまいります。

また、新たに策定した森町健康増進計画に基づき、当町の健康課題に見合った取り組みを展開してまいります。

少子化対策としましては、全ての妊婦と子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、子育て世代包括支援センターにおいて相談支援を行うとともに、出産・子育て応援金を本年より支給してまいります。

さらに、妊娠・出産に伴う費用負担の軽減を図るため、不育症治療費、妊産婦検診交通費、産後ケア費、新生児聴覚検査費への助成を継続して行ってまいります。

加えて、屈折検査機器を新たに導入し、視能訓練士が3歳児健診において視覚検査を行い、弱視の幼児を早期に発見し早期の治療につなげてまいります。

新型コロナウイルス感染症に対しましては、新型コロナ検査所を継続して設置するとともに、ワクチン接種等の予防対策を実施してまいります。

#### <子ども医療>

子どもの疾病の早期診断と早期治療を促進し、保健の向上と福祉の増進を図るため、「子ども医療費助成制度」を継続し、少子化対策や子育て世代への負担軽減に努めてまいります。

#### <国保病院>

地域包括ケア病床は、回復期患者の在宅復帰や収益に貢献していることから、引き続き、



適正な運用に努めてまいります。

訪問看護につきましては、再開に向けて検討するとともに、院外の訪問看護ステーションとの連携を図り、在宅療養を支援してまいります。

また、近年の認知症患者の増加に対応するため、関係機関と連携し、認知症患者及び家族等との情報交換を行ってまいります。

継続的に安定した医療を提供するには、職員の資質の向上や医療体制を構築することが重要であることから、医師を含めた医療スタッフについて離職の防止や計画的な人員確保に努めてまいります。

また、国で示したガイドラインを基に令和6年3月までに公立病院経営強化プランの策定に取り組んでまいります。

今後、医療分野でのDXの導入は有用かつ不可避となるため、電子カルテ導入の検討や医療情報連携、マイナンバーカードの健康保険証利用など、医療保険事務の効率化や患者の利便性向上に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザが同時流行となり、医療機関を取り巻く環境は依然として厳しい状況ですが、地域の中核的医療機関としてその使命を果たしてまいります。

#### 【地域・高齢者福祉】

地域における福祉活動につきましては、町内会や社会福祉協議会をはじめとする関係機関と連携し、住民ボランティア等の協力を仰ぎながら、生きがい対策、生活支援、介護予防など総合的に推進してまいります。

高齢者人口は若干減少傾向にありますが、総人口の減少に伴い、高齢化率は伸び続けており、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して健やかに暮らし続けられるよう、関係機関や民間事業者等と連携し、軽度生活援助などの各種高齢者サービスを提供するとともに、町内介護事業所の人材確保・定着を図るため、介護人材確保対策事業を継続してまいります。

森町シルバー人材センターは、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがい充実、健康の保持増進、地域社会の活性化に貢献していることから、安定的に事業運営できるよう支援してまいります。

また、「森町高齢者福祉計画」が最終年次となることから、令和6年度を始期とする新たな計画を策定してまいります。

#### <さくらの園>

全国的に高齢化率が上昇している中、介護施設に求められるニーズは多様化してきており、より質の高い介護サービスの提供が求められております。

各種研修の機会を増やし介護技術の向上に努め、入所者個人に合わせた食事を提供するなど、常に入所者に寄り添う介護を実践することにより、生活の質を高め、入所者が安心して暮らせる施設運営に努めてまいります。

施設の維持管理につきましては、必要な修繕や改修を行うとともに、入所者の転倒リスクを回避し安全を確保するため、低床ベッドへの入れ替えを進めてまいります。

また、入所者のご家族に対しましては、これまでコロナ禍での面会制限を行ってまいりますが、今後は状況に応じた段階的な解除や家族との交流を絶やさない取り組みを行ってまいります。

新型コロナウイルス対策につきましても、施設内での感染防止対策を引き続き徹底してまいります。

#### 【子育て支援】

幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画となる「第3期森町子ども・子育て支援事業計画」策定のための基礎資料となる、子ども子育てに関する実態とニーズを把握するため、保護者の皆様を対象としたアンケート調査を実施し、計画策定に向けた準備を進めてまいります。

また、子育て世帯への経済的負担の軽減を図ることを目的とした、「森町入学・卒業祝い金支給事業」や、「幼稚園・保育所及び認可外保育施設等の保育料無償化事業」と併せて、「森町ことぶき出産奨励事業」を引き続き実施し、子育て世帯に対する支援を行ってまいります。

また、新たな保育所の整備につきましては、令和4年度に策定した保育所整備基本構想・基本設計を基に、「保育所整備工事实施設計業務」に着手し、令和7年度中の施設開所に向けて取り組んでまいります。

子育て支援課内に「森町子ども家庭総合支援拠点」を設置し、子ども及びその家庭や妊産婦の福祉に関しての相談や、情報提供、関係機関並びに関係団体との連絡調整など、その家庭に必要な支援を行うための拠点として体制強化を図り、虐待発生防止と被害者早期発見に関する意識啓発に努めてまいります。

#### 【障がい者福祉】

障がい者福祉の推進につきましては、障がいのある方が、安心して暮らすことができるよう、障がい者本人の意向を尊重したサービス等利用計画の作成と定期的なモニタリングにより、総合的な相談・支援の充実に取り組んでまいります。

障がい者の雇用対策につきましては、就労希望者の職場定着のため、障がいへの理解を深めるための啓発、障がい者雇用促進事業の活用により、雇用促進を図るとともに、町内民間就労支援事業所への事業協力（支援）を行い、障がい者が働ける場所を増やしてまいります。

また、「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が最終年次となることから、令和6年度を始期とする新たな計画を策定してまいります。

#### 【社会保険】

<国民健康保険事業>

国民健康保険の都道府県化から5年が経過し、この間、北海道は財政運営の責任主体と

して、町は住民の方々の窓口として、資格管理や保険税の賦課・収納等の業務を行い、北海道国民健康保険運営方針に基づき、保険税の平準化に向け税率の見直しを行ってまいりました。

昨年度から子育て世帯の経済的負担軽減のため、未就学児の保険税均等割額が5割軽減されておりますが、今後も、北海道や町村会等と連携を図り、軽減対象年齢の引き上げや財政支援の拡充について、様々な機会を通じて国に要望しながら、国保事業が円滑に運営できるよう努めてまいります。

特定健康診査につきましては、健診料金の無料化や健診項目の充実、受診勧奨通知を工夫し、実施しておりますが、いまだ低い状況にあります。このことから、町内医療機関にも協力を仰ぎ、個別健診やかかりつけ医によるみなし健診を増やすとともに、より一層受診勧奨を強化し、受診率向上を図ってまいります。

また、生活習慣病重症化予防事業や適正服薬を促す介入事業に取り組み、医療費適正化を図ってまいります。

#### <介護保険事業>

「第8期介護保険事業計画」が最終年次となることから、令和6年度を始期とする新たな計画を策定してまいります。

町民の皆様からの相談件数も増加しており、相談内容についても多岐にわたっていますが、地域包括支援センター並びに介護関連事業所や医療機関等と連携・協力を密にして、利用者の支援等、地域包括ケアシステムの推進に努めてまいります。

また、認知症高齢者への対応も重要な課題であり、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりに向けた「認知症初期集中支援チーム」の運営や、生活支援体制の整備に向けた「生活支援サポーターの養成」、並びに「認知症カフェの実施」等、地域支援事業の実施体制の充実に取り組んでまいります。

#### <後期高齢者医療制度>

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象として北海道後期高齢者医療広域連合が保険事業を運営し、市町村が窓口対応や保険料の徴収等を行っております。

団塊の世代が、後期高齢者医療制度へ移行する時期を迎え、今後ますます医療費は増加することが見込まれることから、より一層、広域連合や関係機関と連携を図り、制度の周知や円滑な事業運営に努めるとともに、健康寿命の延伸のため、保健事業と介護予防の一体的な取り組みを推進してまいります。

### 【農林業】

#### <農業>

昨年は、基幹作物の南瓜が夏の多雨で収量や品質が低下し、酪農・畜産では副収入となる子牛価格の急落や肉用牛の素牛価格が下落しました。JA新はこだて森営農センターにおける農畜産物販売額は昨年を上回りましたが、農家所得は物財費の高騰から減少し、昨年来厳しい経営が続いております。本年度も、JA及び普及センターなどの関係機関との

連携をより一層強化し、各種事業の提案をはじめ生産現場の課題解決に努めてまいります。

また、持続可能な食料システムの実現に向けた「みどりの食料システム戦略」を継続して推進するとともに、人・農地プランの法定化に伴い、地域計画の策定等に向けた取り組みを進めてまいります。

水路等の保全・管理につきましては、国の支援事業及び交付金等の活用により農業者の負担軽減に努め、耕作条件の改善に向けては、農道等の整備を継続してまいります。

さらには、ヒグマ・エゾシカ農業被害軽減をはじめ、新規就農等に対する荒廃農地の再生支援、六次産業化による地域特産品の開発支援、食農学の分野における大学との連携を図ってまいります。

また、新たな取り組みとして、新規作物導入を支援する「農作物推進支援事業」をはじめ、スマート農業の普及・推進を目的にJAが設置するホクレンRTKシステムアンテナ基地局設置に対して支援するほか、「農業肥料購入緊急支援金給付事業」及び「飼料高騰緊急支援金交付事業」により高騰する飼肥料対策に取り組むとともに、営農指導対策協議会を通じ指導農業士等との連携を深め、各関係機関のご協力も得ながらサステナブル調達にも寄与する営農指導体制を強化し、持続可能な一次産業の実現に努めてまいります。

#### < 林業 >

森林は、地球温暖化の防止や国土の保全、水源かん養の役割を担うだけでなく、木質バイオマスエネルギーや豊かな漁場形成など、多面的な機能を生み出す重要な資源であります。特に、二酸化炭素を吸収・固定し、低炭素社会実現の主役として大きな期待が寄せられていることから、健全な森林の育成に向けて、関係機関と連携し、民有林・町有林の造林をはじめ、下刈・除間伐工事を推進してまいります。

有害鳥獣被害防止につきましては、「森町鳥獣対策協議会」が中心となり対策を講じてきておりますが、エゾシカ、ヒグマの捕獲頭数は年々増加傾向にあり、農作物被害も増加していることから、鳥獣捕獲強化対策として「箱わな監視装置」の設置を進めてまいります。

また、次代を担う若手ハンターの育成に向けて、「狩猟免許等取得助成金制度」を継続し、狩猟免許をはじめ、銃所持許可並びに銃装備関連経費に対して助成してまいります。

人口減少や高齢化による林業・木材産業の担い手不足や諸活動が停滞する中、生産能力と従業員数が減少する傾向にあり、今後は伐期を迎えている林分も多く、計画的な「伐採」と「活用」の両輪で進めることが重要な課題となっております。2年目を迎えた森町モデル推進協議会の検証結果を踏まえ、町産材の有効活用と木造公共建築の持続的な仕組み、その経済波及効果等も合わせて森町モデルとして提案してまいります。

都市部から意欲ある若年層を積極的に誘致し、当町に新たな視点や発想で新しい風をおこすため、地域おこし協力隊制度を活用し、地域ブランド化に向けた道南スギの新たな活用を探る木材加工技術者に加えて、新たに鳥獣対策業務に従事する協力隊の採用に取り組んでまいります。また、大学生向けに最長3ヶ月滞在する地域おこしインターンについて

も引き続き、取り組んでまいります。

#### <森林環境事業>

「森林環境譲与税」の活用につきましては、次世代に引き継がれる木育推進プロジェクトとして幼保向けの木育実践プログラムに取り組むほか、林業・木材産業の新たな担い手確保のため、森高校や北の森づくり専門学院向けにインターンシップや地域実践実習を通じて、就業支援を行なってまいります。

林業・木材産業の次代を担う人材の育成等につきましては、北の森づくり専門学院の地域見学、インターンシップ等の支援をはじめ、森高校の「子どもの発達と保育」の授業での木製おもちゃの製作や、木育ワークショップの開催、地元企業の魅力に触れるインターンシップへの協力など、学生達の社会への参画や貢献を通じて地域への関心や愛着を醸成させ、就業に結び付けてまいります。また、若年層の魅力ある就業機会となる受け皿と担い手育成に取り組むことにより、町内外から新規林業・林産業の雇用促進と持続可能な産業体制を目指してまいります。

さらに、国は2050年カーボンニュートラルを目指すために、適切な森林管理によるCO<sub>2</sub>の吸収量を「クレジット」として認証するJ-クレジット制度を設けており、当町においても町有林の森林施業によるCO<sub>2</sub>吸収量で創出されるJ-クレジット制度を利用し、地球温暖化防止に貢献する森林づくりに取り組むとともに、植林や植樹祭などの森林維持や保全活動などの活用のほか、省エネ、低炭素投資の促進やクレジットの活用による町内の資金循環を生み出し、経済と環境の好循環の促進に努めるとともに、サステナブル調達に寄与する産業振興にも官民協働で努めてまいります。

#### 【水産業】

世界的なウィズコロナ時代を迎えている中、日本においても国内旅行支援や水際対策の緩和に伴うインバウンドの増加など、外食産業や宿泊業といった経済活動が戻りつつあり、魚価単価についても総体的にコロナ禍以前の水準まで回復傾向にあります。

また、当町の2大太宗漁業に目を向けますと、昨シーズンは養殖ホタテの価格を牽引していた海外輸出が堅調に推移し、単価も回復して高値で取引された一方、数量についてはピーク時の5割弱に留まるなど、停滞状態が続いております。また、スケトウタラ漁につきましても昨年は前年比で約6割減となり、薄漁のため単価は上昇したものの数量がまともならず水揚額は落ち込んでおり、年変動の激しい操業を余儀なくされている状況にあります。

加えて、今年から福島原発のALPS処理水の海洋放出が予定されており、日本全国で風評被害が懸念されている中、当町につきましても輸出の停止や買ったたきといった憂慮すべき事態を招く可能性もあり、非常に先行き不透明な漁家経営を強いられております。

このため、前浜における水産資源の維持・増大を目指して両漁協がそれぞれ取り組む「コンブ投石事業」、「稚ナマコ放流事業」及び「ホタテ稚貝放流事業（砂原漁協）」に加え、3年目を迎える「未利用資源活用試験事業（森漁協）」について、本年度も支援してまい

ります。

また、全国的に漁業者の減少や高齢化が進んでいる中、両漁協では青年部や女性部などが中心となり、後継者対策や製品開発などの将来を見据えた地道な事業に取り組んでいることから、基幹産業が維持・発展していくためにも、これからも様々な形でサポートしてまいります。

漁業の観点から環境問題に目を向けますと、最近では地球温暖化に伴う海水温の上昇に起因すると思われる海洋環境の変化が生じております。当町沿岸においても磯焼けによる藻場の消失が見受けられることから、海への栄養補給として鉄分を含んだ構造物等の設置試験に今年度から着手してまいります。また、ホタテ養殖産業から排出される貝殻につきましても、未利用バイオマスという位置付けのもと、様々な企業と連携しながら新たな利活用について模索してまいります。これらの取り組みにつきましては、脱炭素社会に向けた藻場の回復に伴うブルーカーボンとしての可能性を秘めており、当町がサステナブル調達に寄与する一次産業地域であり続けること、尚且つSDGsの目標12「つくる責任 つかう責任」などにも繋がるものであることから、今後継続して注力してまいります。

森港湾並びに第3種砂原漁港につきましては、基幹産業の流通拠点と災害時における海上輸送の拠点としての重責を担っていることから、安全性と利便性に配慮した機能が求められております。国や道に対し制度拡充や財源確保について、森・砂原両漁協と連携しながら積極的に要望してまいります。

第1種漁港は石倉から沼尻までの5港全てで老朽化が著しく、管理者である北海道の主導のもと、漁港機能の保全や強化に伴う各種工事が順次進められております。本年度も石倉漁港と沼尻漁港の浚渫をはじめ、蛸谷漁港の北護岸及び東護岸の高上げ工事のほか、掛澗漁港と沼尻漁港の整備計画の策定と見直しに着手する予定であります。

#### 【商工業】

新型コロナウイルス感染症による厳しい状況は緩和されつつあるものの、国際情勢の急激な変化や円安によるエネルギーや物価の高騰により、町内経済は深刻な影響を受け、商工業者の皆様を取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

町では、様々な経済対策を行い、町内企業への支援を行っておりますが、本年度は地域経済対策としてプレミアム商品券販売事業への助成を行い、町外への買物客の流出を防ぐとともに、町内建設業・飲食業の需要を喚起し、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、地域間連携の促進と商店街の活性化策として森商店会が実施しているIC型ポイントカードシステムと連動する形で、各種行政ポイントを進呈するとともに、ポイントカードの利便性を高めるシステムを導入し、域内での消費活動を活発かつ円滑に循環させるための支援を強化してまいります。

後継者不足による廃業の増加に対しては、北海道事業承継・引継ぎセンターや町内各種支援機関と連携し、事業承継に対する支援を行ってまいります。引き続き経営支援機関である森商工会議所・森町さわら商工会を支援し、商工業の振興を図るとともに、新型コロ



### 【ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業】

ふるさと応援寄附金記念品贈呈事業につきましては、令和4年度途中（12月末時点）の集計で、全国各地から約22億円の寄附金が寄せられました。ご寄附いただいた皆様には、感謝とお礼を申し上げます。

当町の恵まれた地域資源を最大限活用したこの事業が、地域経済の活性化、地域産業の振興に大きく貢献していると考えております。

本年度は、より多くの方に当町の魅力を知っていただくために、情報発信や返礼品開発、返礼品提供事業者の発掘やリピーター獲得戦略に力を入れ、町内事業者様とともに連携を図りながら創意工夫を重ね、さらなる寄附額の向上を目指し、事業を推進してまいります。

### 【環境保全・衛生】

#### < 廃棄物処理関係 >

ごみ処理に関しましては、町民の皆様のご協力により、リサイクルプラザ・最終処分場とも十分にその機能を発揮しており、環境への負荷も軽減されております。

家電等の大型ごみの不法投棄につきましては、減少傾向にあります。国道や町道への通りすがりの空き缶やペットボトルなどのポイ捨てが一向に後を絶ちません。不法投棄は、自然環境を損なうばかりではなく、地域住民の生活環境も害し、環境保全の妨げとなります。

今後も不法投棄は絶対許さないという強い意志をもち、未然防止の啓発として、監視カメラやのぼり・看板等を設置するとともに、森警察署と連携し、パトロールを強化してまいります。

「高齢者世帯等ふれあい収集事業」につきましては、制度も浸透し順調に推移しております。引き続き広報等での周知を図り、社会福祉協議会や介護支援施設を通じ、ケアマネージャーやホームヘルパーの協力も得ながら高齢者世帯等の在宅生活支援のため、さらなる事業の充実を図ってまいります。

高齢者世帯等に対する有料での「粗大ごみ戸別収集事業」につきましても、広報等を活用しながら広く周知してまいります。

また、「ごみステーション等譲与事業」につきましては、町内会からの要望を受け、老朽化が著しいごみステーションを順次更新しておりますが、衛生環境の充実を図るため本年度も継続して実施してまいります。

さらに、国の循環型社会形成推進交付金制度を活用し、令和2年度から事業を進めております「汚泥再生処理センター」が本年度完成し、供用開始いたします。衛生環境の充実を図るため、施設の適切な維持管理に努めてまいります。

#### < 斎場・墓地 >

墓地及び合葬墓については、適切な管理・運用に努めてまいります。

また、火葬場につきましては、本年度、森町葬苑2号炉の耐火煉瓦積替工事を実施し、今後も経年劣化する火葬炉等の修繕を年次計画で取り組み、火葬設備の維持管理に努めて



まいります。

#### 【地域新エネルギー】

近年の異常気象発生に対し、地球温暖化防止の取り組みが重要であるとの認識のもと「森町気候非常事態」を宣言し、町民一体となって温室効果ガスの削減に取り組み、安心して暮らし続けられる環境づくりを推進してまいります。

また、「森町地域新エネルギービジョン」に掲げる3つの重点プロジェクトのもと、新たに更新する公共施設に基本構想から新エネルギー設備の導入検討を図ってまいります。

本年度も、環境負荷の小さい再生可能エネルギーを普及促進させることを目的に、住宅用太陽光発電システム及び定置用蓄電池の設置者に対する費用の一部を助成してまいります。

#### 【住宅、宅地】

##### <町営住宅>

「森町公営住宅等長寿命化計画」に基づき、本年度はポプラ団地7号棟・アカシヤ団地3号棟・上台団地54号棟の解体工事、みどりヶ丘団地及び度杭崎団地の非常用照明設備の整備・改修に取り組んでまいります。

今後も計画的な修繕・改修に取り組み、施設の長寿命化と住環境の整備に努めてまいります。

##### <空家等対策>

「森町空家等対策計画」に基づき、適正管理の啓発に努めるとともに、所有者に対して、助言・指導を行ってまいります。

特に危険な空家を除却する場合には、所有者の自発的な除却を促進するため、費用の一部を助成する補助金制度を引き続き実施してまいります。

##### <定住対策>

地方移住の流れを捉え、世代や家族構成、目的などターゲット設定を意識した取り組みを展開してまいります。

豊かな自然環境を活かした定住対策用地の分譲を継続するとともに、地域おこし協力隊員自身の移住経験を活かした移住体験事業を通じて、若い世代や都市部からの移住・定住を推進してまいります。

引き続き、地域おこし協力隊を積極的に受け入れ、任期終了後も当町で活動できるようサポートすることにより定住・定着を図ってまいります。また、協力隊OBや現協力隊のネットワークの活用と情報の発信に努め、関係人口の創出に取り組んでまいります。

さらには、町と大学等との連携によるインターンシップ事業を通じ、若年層の関係人口の増大を図るとともに、当町を訪れた学生と協力隊とが連携し、首都圏での移住フェア等にて来場者に直接呼びかけを行うことにより、若者が若者を呼び込む流れを構築し、移住・定住に繋げてまいります。

#### 【公園・広場・緑地】

青葉ヶ丘公園などの都市公園につきましては、「森町公園施設長寿命化計画」に基づき、遊具及び施設の修繕や改修を行ってまいります。

また、その他の公園・広場につきましても、老朽化した施設を計画的に改修し、芝の管理や樹木の整枝など、適切な維持管理に努め、憩いの場を確保するとともに、観光資源である桜の保存や長寿による老化にもしっかりと対応してまいります。

#### 【上・下水道】

##### <水道事業>

水道事業につきましては、適切な資産管理を推進し、安心・安全な水の供給と経営の安定、さらには行政サービスの向上に努め、効率的な経営体制の確立を図ってまいります。

また、道路事業に伴う配水管移設更新工事、その他の施設整備や維持管理を行い、持続可能な事業運営の構築を目指してまいります。

##### <下水道事業>

下水道事業につきましては、ストックマネジメント計画に基づき、本年度から森浄化センターの機械・電気設備更新工事に着手してまいります。

引き続き下水道管渠の新設工事と排水設備工事の促進に取り組み、効率的な施設の運営及び修繕整備を行い、下水道普及率、接続率の向上に努めてまいります。

##### <水道未普及地域飲用水確保対策>

森町水道未普及地域飲用水確保対策事業補助金交付要綱に基づき町内の水道未普及地域世帯井戸掘削工事等に要する費用を補助することで住民の健康維持、飲用水の安全対策を図ってまいりました。

令和4年度からは対象を拡充し、町外からの転入世帯を含む新築住宅を建設する方に対しても補助を行っております。

本年度も継続して飲料水確保対策に努めてまいります。

#### 【道路・交通】

国道5号の赤井川地区における片側2車線化につきましては、引き続き七飯町と連携して、国に対し強く要望してまいります。

大沼レイクゴルフ場から大沼湖畔道路までの「道道大沼公園鹿部線改良事業」につきましては、北海道に対し早期完成を要望してまいります。

本年度の道路事業につきましては、継続的な舗装のパッチングやオーバーレイなどの補修工事、側溝や雨水柵などの排水整備工事、鳥崎町2号線の排水施設整備工事を引き続き実施し、道路及び排水施設の維持管理・整備促進に努めてまいります。また、橋梁長寿命化事業につきましては、継続して橋梁点検及び修繕に取り組んでまいります。

#### 【港湾】

直轄港湾事業であります。本年度は東港臨港道路整備として舗装工事を継続しながら、老朽化が著しい本港の港口となる防波堤西側部分の改修に向けた調査に着手する予定であります。

港湾管理者としましては、関係機関との連携強化を図るとともに、老朽箇所や劣化状況の把握に努めながら、維持管理や予防保全対策を計画的・段階的に講じてまいります。

また、国においては港湾施設を活用した地球温暖化対策への貢献として、ブルーインフラ（藻場・干潟等及び生物共生型港湾構造物）の拡大を掲げており、当町と致しましてもブルーカーボン生態系の保全と拡大について積極的に取り組んでまいります。

今後も貨物船やクルーズ観光船の入港打診について積極的に応じたり、背後の施設を活用した新たな利用方法について検討したりするなど、港湾本来のあり方と時代のニーズを常に意識しながら、地域経済の維持・発展に努めてまいります。

#### 【地域情報・通信網】

社会課題を解決し、地域経済の維持継続を確保する上でデジタル関連技術の積極的な活用は一層重要性を増しており、暮らしや社会経済活動のデジタル化を推進し、制度や組織の在り方を変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX）が強く求められています。

行政手続の電子化やマイナンバーカードの保険証一体化など、デジタル社会の構築が加速的に進む中で、「だれひとり取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現するために、災害情報や行政情報がデジタル活用に不安を抱いている方にも利用していただけるよう、スマートフォン教室などを通じて、デジタル機器を利用し、必要な情報を必要な時に取得できるデジタル社会の実現を目指してまいります。

併せて、マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストア等で住民票などを交付できる仕組みを導入し、町民の利便性の向上に努めてまいります。

#### 【防災・消防・救急】

##### <河川・海岸>

減災対策として令和元年度から実施しております「尾白内川」の護岸整備につきましては、引き続き計画的な事業の推進に取り組んでまいります。

さらに、町内にある河川において流れを阻害している堆積土砂、倒木・立木の除去について緊急浚渫推進事業を活用しながら、近年の集中豪雨等に対する予防保全に努めてまいります。

また、海岸の背後に集中して暮らす方々の生命や財産を守るため、各地区の海岸整備事業の継続をはじめ、侵食防止や護岸の老朽化対策について、関係機関に整備要望を行なってまいります。

##### <防災>

昨年、日本海溝・千島海溝地震に関する「特別強化地域」として当町も指定を受けたところでございます。現在、「津波避難対策緊急事業計画」の策定について、各関係課で現状の津波避難体制の見直し整理や、避難路、避難施設のあり方の再検討などを早急に進めております。台風や豪雨などの災害も常態化している中で、今後起こり得る自然災害等に対して十分備えるとともに、過去の教訓を活かし、より災害に強いまちづくりを進めてい

かなければなりません。

町内会等の地域コミュニティの強化支援のため、避難行動要支援者の避難支援対策や自主防災組織等の育成・充実を図るとともに、防災士資格取得を目指す町民に対する助成などに取り組み、地域防災力の向上に努めてまいります。

また、町民の皆様の防災意識の高揚を目指し、防災訓練の実施を含めた各種事業を推進してまいります。

さらには、被災者支援システムの導入により、災害発生時の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施し、被災者支援業務の迅速化を進めてまいります。

駒ヶ岳火山防災につきましては、北海道駒ヶ岳火山防災協議会を中心に、周辺2町及び関係機関と十分な連携を図りながら、継続して火山防災対策の推進に取り組んでまいります。

#### <耐震>

民間住宅の耐震化促進のため、社会資本整備総合交付金を活用した木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事に要する費用の一部を助成する補助金制度に取り組んでまいりました。

本年度も継続して耐震対策を促進してまいります。

#### <消防・救急>

近年の頻発化・甚大化する土砂・風水害や日本海溝・千島海溝地震などが危惧される中、町民の生命、身体及び財産を守る消防の果たすべき役割は益々増加してきております。

町民の皆様が引き続き安心して暮らせるよう常備・非常備の消防力強化に取り組んでまいります。

また、大規模災害や複雑多様化する火災・救急等に的確に対応するため、各種活動に関する研修や北海道消防学校へ職員を派遣するほか、災害活動に対する資機材の充実強化を行ってまいります。

さらに、新型コロナウイルス等の対策を的確に講じるため、引き続き救急隊員の感染防止対策や救急活動の充実強化を図ってまいります。

消防団の充実強化策としては、小型動力ポンプ付積載車を整備するほか、装備や資機材の充実強化に取り組むとともに、各種訓練を通して知識・技術の向上を図り、消防団員数の確保に全力を挙げ、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を推進してまいります。

新たな科学技術が大きく発展していく中で、消防分野における各種手続きの電子申請化など、DXの推進に取り組んでまいります。

### 【交通安全】

交通安全運動の効果を最大限に発揮するためには、町民一人ひとりが交通ルールの遵守や思いやりのある交通マナーの実践を主体的に行うことが重要であります。本年度も継続して各期別運動を軸に「子どもと高齢者の安全確保」、「飲酒運転の根絶」、「スピードダウン」などの交通安全運動の重点7項目の推進を図るとともに、幅広い層への「交通安全教育」を実施してまいります。

さらに、各種交通安全運動等において、関係行政機関、団体等と緊密に連携して、車両や自転車、歩行者のマナー向上を図るための取り組みを実施してまいります。

また、交通安全施設等整備事業により交通環境の充実を図り、事故防止に努めてまいります。

#### 【地域公共交通】

町民の日常生活の移動手段を確保するため、森町地域公共交通計画に掲げる施策のもと、昨年度、地域内フィーダー系統として新たな公共交通導入の検討に向けた実証運行を実施してまいりました。

本年度は、有償での実証運行を実施し、それによって得られた町民の利用実態、ニーズ等の把握・検証に基づく改善を必要に応じ行い、森町地域公共交通会議で議論を踏まえ、本格運行へと繋げてまいります。利用者の利便性が向上し、持続可能な公共交通となるよう努めてまいります。

また、北海道新幹線札幌延伸に伴い、JR北海道から経営分離される函館長万部線につきましては、「北海道新幹線並行在来線対策協議会渡島ブロック会議」にて、本格的な議論を進めていくものであります。今後も新たな情報を基に、町民の皆様にご説明する機会を設け、ご意見をいただきながら、町の方向性を見い出してまいります。

#### 【広報・広聴、町民参画】

町民と行政の協働によるまちづくりを進めるためには、情報共有や町民参画を図ることが重要であると考えます。

そのため、広報紙や町公式ホームページなどによる情報発信機能を充実させ、町の様々な情報や魅力を迅速にわかりやすく提供するとともに、広聴の場に可能な限り自ら出向き、ご意見やご要望をお受けする機会が多くなるよう努めてまいります。従前から行っている「移動町長室」に関しましては引き続き制度として維持してまいります。昨年各町内会宛にご案内を発送させていただいた、「理事者との行政懇談会」に関しても、令和5年度も継続して事業を行ってまいります。引き続きご要望いただければ、私共が直接町内会にお伺いし、町民の皆様との対話の機会を設けたいと考えております。

わがまち振興事業につきましては、町民によるまちづくり・ひとづくりなどの地域活性化に繋がる取り組みに対し、本年度も支援してまいります。

町のロゴマークを活用した地域ブランドの推進につきましては、商用利用促進並びに登録事業者の増加に努めてまいります。

さらに商品の紹介や登録事業者の食材等が道内外にて普及されるよう民間企業等と連携し、情報発信の充実を図るとともに、コロナ禍の状況を見据え、道内や首都圏でのイベント等に積極的に参加し、町の知名度向上に努めてまいります。

#### 【自治体経営】

人口減少・少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加や老朽化した施設の維持管理、さらには燃料価格や物価の高騰による経常的経費の増大など、財政運営は依然として厳しい

状況であります。

そのような状況でも、各種施策や事業の実現を通じて、産業の振興や福祉の向上を図り、町民満足度の高いまちづくりを推進していかねばなりません。

今後も第2次森町総合開発振興計画を基調とし、限られた財源の有効活用に知恵を絞り、必要な施策を見極めながら、将来を見据えた計画的な財政運営を図ってまいります。

また、役場庁舎を含めた複合施設の整備については、昨年度より本格的な検討を始めてまいりましたが、早期整備に向け具体的に検討を進めてまいります。

<まち・ひと・しごと創生総合戦略>

基幹産業である第1次産業の更なる躍進や担い手対策、地域活性化対策、移住・定住の促進、さらに、子育て支援の充実を図り、高齢者の長寿へ向けて切れ目のない施策に取り組むことにより、子どもから大人まで生涯にわたって住み続けたいと思える魅力あるまちづくりを町民の皆様と共に進めてまいります。

そのためには、森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会における各委員の皆様との意見交換や情報共有を通じ、企業版ふるさと納税を活用した行政と町民の「協働」が見える仕組みづくりが大切です。特に企業版ふるさと納税制度は、その町が自身の町の未来に関してどのようなビジョンを持っているかを、寄附企業様はもとより町外にアピールできなければ成立しない制度であるとも考えます。そのことから、今後さらなる企業版ふるさと納税制度の拡充や一般のふるさと納税制度見直しの可能性も考慮に入れ、まちの将来ビジョンをまちひとしごと創生総合戦略掲載事業を通じて官民で共有し共創していくことが重要であると考えます。引き続き森町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定推進委員会において、施策や事業の効果について検証を行い、必要に応じて改善を図り、人口減少対策の更なる施策の掘り起しに努めてまいります。

### III 結び

以上、本年度の町政執行に関する所信の一端を申し述べさせていただきました。

第2次森町総合開発振興計画を基本に、本年度も各個別計画に基づき施策を展開してまいります。それぞれの分野で課題は山積しております。町民一人ひとりが幸せを実感しながら暮らすことができるまちづくりに全力で取り組んでまいります。

結びにあたり、改めまして町民の皆様、並びに町議会議員皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

以上、令和5年度執行方針を述べさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針の表明を終わります。

11時20分まで休憩いたします。

休憩 午前11時07分

再開 午前11時19分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、教育長の教育行政執行方針の表明を求めます。

○教育長（毛利繁和君） 令和5年度教育行政執行方針

#### I はじめに

令和5年第1回森町議会3月会議にあたり、森町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を申し上げます。

全国的な人口減少と少子高齢化の進行は、森町においても例外ではなく、生産活動や働き方、まちづくりなど様々な分野において、前例にとられない柔軟な発想と行動が必要となっております。

また、グローバル化や情報化の進展に伴い、学校や社会等のあらゆる活動はこれまで経験したことのない状況に加速度的に移行していくことが考えられます。地域の課題解決においても、町内外の様々な人との協働や、ICT（情報通信技術）の活用等が今後ますます広がっていくものと考えます。

社会の変化と教育のあり方は密接に関わっており、一人一人が新たな時代を豊かに生き抜いていけるよう、多様な人たちとつながり合い、学び合いながら、豊かな心と潤いのあるまちづくりを実現していくことが重要です。文化を特色づける場としては、公民館機能を備えた複合施設建設に向け本格的な検討を始めました。今後も魅力ある生涯学習拠点づくりを検討してまいります。

森町教育委員会は、生涯を通じて学び続ける環境を整え、町民一人一人が、幅広い知識と教養の修得等を通して人格を形成し、社会の形成者として活躍できるよう、教育・人づくりに取り組めます。

#### II 幼児教育・学校教育推進の基本姿勢

教育の目的は一人一人の人格の完成及び平和で民主的な社会の形成者として必要な資質を育むことにあります。グローバル化や情報化の進展のなか、大きく変化し続けるこれからの社会を心豊かにたくましく生き抜く力の育成が必要です。また、価値の多様化に伴い互いを尊重しながら協働することが重要です。このことを踏まえて幼児教育・学校教育を進めてまいります。

#### III 幼児教育・学校教育の主要な施策の展開

##### 1 学び続ける力を育む教育の推進

心豊かに一人一人の可能性を伸ばすには、基礎的・基本的な知識及び技能の習得と、思考力、判断力、表現力等を育成することが重要です。あわせて、主体的・対話的で深い学びの実現が重要です。それらは確かな学力を身に付けることにつながります。各学校、幼稚園は、地域に根ざし世界的視野で未来につながる教育課程を整理しなければなりません。各学校、幼稚園においては、特色と課題を明確にし、教育課程の不断の編成、実施、評価、改善が必要です。教育委員会は、その確実なサイクルを図るよう支え、子どもの学び続ける意欲につながるよう取り組みます。

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。家庭教育及び子育てに関する学習機会や情報の提供など、家庭の教育力の向上に努めます。

幼児教育・学校教育において、生まれ育った森町の「ひと・もの・こと」を生かしたふるさと学習を進め、子どもたちに森町への誇りと愛着を育ててまいります。

特別支援教育の充実に向けて、特別支援に関する専門性の研修体制の推進、教育相談や特別支援教育支援員の効果的な配置など支援体制の整備に努めてまいります。また、通級指導教室、特別支援学級など多様な教育的ニーズに対応した学びの場の充実に努めるとともに特別支援教育におけるICTの利活用について進めてまいります。

## 2 豊かな心と健やかな体の育成

子どもたちの健やかな心身の成長は極めて大切です。豊かな心を育むために、生命の尊厳や他者への思いやりをはじめ、価値を学び、悩み、選択する道徳教育を進めます。また、情報及び情報機器等の扱いについては、定まった行動規範やルールを決めるだけでなく、行動の善悪を自分で判断できる力を身につけさせることを重視します。

読書は様々な人との出会いと考えます。学校等における読書活動の工夫と家庭での読書の啓発に努めます。また、学校図書館環境等について町立図書館司書と連携を図り、改善と充実を進めます。

「いじめ」や「不登校」など、子どもたちを取り巻く様々な問題については、定期的なアンケート調査や随時の教育相談により実態把握に努めるとともに、関係部署や関係機関との連携・協働や、スクールカウンセラーの助言等を生かして、早期解決に向けた支援を継続して行い、子どもたちの心身の健全な育成や安定した教育活動を推進してまいります。

また、児童虐待に対しては、関係機関との迅速な連携に努め、児童虐待の早期発見や子どもの安全を確保してまいります。

子どもたちの体力向上に向けて、新体力テストの全学年実施に取り組むとともに学校の実態に応じた取り組みを進めてまいります。

学校安全については、一日防災学校などそれぞれの学校の状況に対応した実践的な防災教育を実施し、正しい知識と適切な行動を身につけさせ、自ら命を守る意識と行動を促進します。

子どもたちのインターネットへの依存度が高いことから、ゲーム障害や健康被害、ネットトラブルの被害者、加害者とならないよう、関係機関や団体と連携して、家庭でのルール設定など、危機意識の啓発に努めてまいります。

学校給食については、衛生管理を徹底し、安心安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めるとともに、森町の豊かな産物を活用し、地域の自然や食文化・産業等への理解と、自然の恵みや命の大切さ、生産者への感謝の気持ちを深め、ふるさとを愛する心を育ててまいります。

食に関する正しい知識と望ましい食習慣の定着を図る食育指導を引き続き進めてまいります。食物アレルギーの対応については、栄養教諭を中核に家庭と連携して進めてまいり



ます。

給食費については、平成26年度に改定した以降、食品等の価格上昇が続いており、令和5年度から給食費の改定を行い安定的な提供を行ってまいります。改定により増額となる給食費は町が負担し、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

### 3 新時代に対応する学校づくり

主体的・対話的で深い学びの実現の1つとして、教育活動に体験型の学習を組み込むことを奨励し、多様な人たちとつながり合い、学び合うことを積極的に進めます。

子どもの1人1台端末は、学校内の教育活動での活用に限らず、家庭において子どもが教員と双方向にコミュニケーションを図りながら学習に取り組んだり、学習教材を活用し個々の学習状況に応じた学習に取り組んだりするなど、子ども一人一人の学びを支えられるよう活用を図ります。

タブレット端末の更新をするとともに、効果的な方法で児童生徒が活用できるよう教職員に対する研修を行ってまいります。

A L T（外国語指導助手）を継続して複数配置し、小学校から中学校まで生きた英語教育を実践し、豊かな国際感覚が育まれるよう支援します。

教師が心身ともに健康な姿で子どもたちの前に立つことを目的に、学校における働き方改革を推し進めます。

令和4年に導入した校務支援システムは、令和5年度から本格運用となります。教職員全員が活用することで効果的な運用となります。活用に関する支援を続け、業務の軽減を図り、学校経営の改善や教育の質の向上につなげてまいります。

持続可能な学校部活動と地域クラブ活動のあり方については、森町の状況に応じた進め方が必要です。検討・協議する組織の設置を目指し、先進事例の調査や視察を通して、森町にマッチしたあり方について検討を進めてまいります。

教職員の不祥事根絶に向けて、服務規律や不祥事防止啓発に関する資料を活用した職場研修を継続し、教育公務員の責任と自覚を高め、学校教育への信頼を損なうことのないように努めてまいります。

森高等学校の魅力化における支援については、高校がICTを活用した情報教育の充実を前面に打ち出す方針を示し、実践が評価を得ていることから、高性能パソコンの整備やIT人材育成プログラムの導入等を通じて、いっそうの魅力化を支援してまいります。

### 4 地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進

子どもたちの安全と安心を守るために、計画的・効率的な長寿命化を図る学校施設等の整備を引き続き進めてまいります。

町立森幼稚園については、移転改修工事が終了次第、早急に移転する計画です。

町立駒ヶ岳小学校については、令和6年3月末で閉校となることから、児童が新しい学校での生活に馴染めるよう交流学习を計画・実施いたします。

町立尾白内小学校については、耐震診断調査の結果を基に今後の学校施設のあり方につ

いて検討してまいります。

町立砂原中学校については、体育館の老朽化に伴う改修工事を継続して実施いたします。

町立鷲ノ木小学校については、屋根及び外壁を改修するため、校舎改修工事調査設計を実施いたします。

町内の老朽化した教員住宅については、計画的に解体撤去工事を実施いたします。令和5年度は、清澄地区1棟1戸、濁川地区2棟3戸の計3棟4戸を実施いたします。

学校と地域をつなぐ学校運営協議会の役割はますます重要となります。地域との連携や協働について学校運営協議会の活性化と地域総ぐるみの教育をいっそう推し進めてまいります。

通学路の安全確保と登下校の見守り活動、不審者対策等につきましては、地域や関係機関との連携を強化し、予防や点検活動に努めてまいります。

感染症予防対策は、情勢と状況に応じて適切な対応が取れるよう引き続き環境整備に努めてまいります。

保護者の経済的負担軽減や子育て支援として森町が行っている小学校6年生の修学旅行費の全額助成、給食費の幼稚園児の全額助成及び小中学生の一部助成を継続し、制度が滞りなく適用されるよう的確な事務に努めます。

また、奨学金制度の運用についても的確な事務に努めます。

#### IV 社会教育推進の基本姿勢

「第4次森町社会教育振興中期計画」を基に、町民の皆様が生涯を通じて自ら学ぶとともに、多様な人たちと学び合い、つながり合いながら、豊かな心と健やかな体で潤いのある生活ができるよう、ニーズを踏まえた学習機会・情報提供の充実を図り、魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

#### V 社会教育推進の主要な施策の展開

##### 1 豊かな心と潤いのあるまちを目指した社会教育の推進

町民の皆様の心豊かで生きがいのある生活に資するため、行事等については、参加傾向などを評価し、学び合いつながり合う魅力ある社会教育の推進に努めてまいります。

少子化をはじめとした家庭を取り巻く環境の変化に対応するため、子育てに関する多様な学習機会の提供を通し、家庭教育の充実に努め、情報共有や交流の場の充実、魅力ある地域資源を活用した体験や異世代間交流を通じ、青少年の社会性やボランティアの心、郷土への愛着と誇りを育み、社会への参加やまちづくりへ積極的に参画できるよう支援してまいります。また、二十歳を迎える方々の門出を祝すとともに成人の自覚を深めるための充実した成人式に努めてまいります。

女性や高齢者の多様なニーズをとらえ、高齢化社会に即した学習機会や気軽に参加できる事業の工夫、高齢化・固定化しつつある各種団体への支援と育成に努めてまいります。

##### 2 地域に開かれた文化・芸術活動と郷土文化の推進

文化・芸術活動は、町民の皆様にとりと潤いをもたらす、心豊かな生活の源泉となる

ことから、文化協会や各種団体・サークルと連携した事業や発表展示の場の機会創出を図り、減少傾向にあるサークル団体等の自主的活動が促進されるよう支援するとともに、質の高い優れた文化・芸術を幅広い世代に提供できるよう努めてまいります。

森町とゆかりのある静岡県森町、青森県外ヶ浜町との友好親善については、交流内容や方法についての検討を進めながら継続してまいります。

文化財の保護については、有形・無形の文化遺産を、次の世代に継承していくために、調査及び保存と活用を進めるとともに、文化財の価値や内容について、発掘調査事務所を利用した展示や遺跡見学会、文化財講座、デジタル技術の活用などを通じて、広く町内外へ発信してまいります。

国指定史跡鷲ノ木遺跡については、文化庁との協議を継続しながら、保存と公開を目的とした整備基本計画を基に、具体的な整備を進めてまいります。

また、北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産登録に伴い、関連資産となる鷲ノ木遺跡への来場者増加を見越した見学機会の確保に努めるとともに、引き続き追加登録を目指し継続した取り組みを行ってまいります。

### 3 幅広いニーズに応える生涯学習拠点施設の充実

公民館については、地域活動や各種団体、サークル活動の拠点であると同時に、町民の皆様が生涯を通じて自ら学び、多様な人たちと学び合い、つながり合う生涯学習の拠点施設として、適切な維持と運営を心掛けてまいります。

公民館機能を備えた複合施設建設の本格的な検討を始めましたが、それに併せ現在の社会教育施設の老朽化が進んでいることから、社会教育施設長寿命化計画を基に、今後の整備を進めてまいります。

各種講座・サークル活動については、参加者の高齢化や減少が進んでいることから、町民の皆様の学習ニーズを的確にとらえ、楽しく安全に学ぶことができるよう、ライフスタイルに合わせた講座の企画・運営や情報発信に努めるとともに自主的な学習や各種団体・サークル活動の支援を強化してまいります。

### 4 図書館機能の充実による読書活動の推進

読書活動の推進については、町民一人一人の学習を支援し、潤いのある生活の一助となるものと考えております。

森町の地域資料を始め、一般図書館の蔵書管理について図書館システムを導入し、利用者の方の利便性向上と、見やすく分かりやすい図書情報の発信に努め、利用しやすい運営の工夫を図ってまいります。

また、図書に親しむきっかけや自ら学ぶことができる環境づくりのため、ブックスタートや幼稚園・学校・関係機関と連携した事業の実施とともに、「第4次子どもの読書活動推進計画」を基に、児童図書の充実、移動図書配本事業や幼稚園、学校への司書訪問を進め、子どもたちの感性や情操を育ててまいります。

### 5 健全な心身を育てるスポーツ活動の推進

スポーツ振興については、町民の皆様が心身ともに健康で充実した日々を過ごせるよう、スポーツを気軽に親しみ、楽しむことができる環境づくりに努め、森町体育協会やスポーツ推進委員と連携を図りながら、スポーツ教室や各種大会を企画し、スポーツ振興の推進に努めてまいります。

社会体育施設の老朽化が進んでいることから、施設状況の全体的な把握や中長期的な施設改修等を見据えた社会体育施設長寿命化計画を基に、各施設に係る今後の方向性について検討を進めてまいります。森町民体育館アリーナの改修を継続しながら、各施設を安全・安心に利用できるよう適切な管理運営に努めてまいります。

少年スポーツについては、子どもたちの体力向上だけではなく、スポーツを通じ異年齢が交流しながら団体活動を行うことにより心と体が健全に育まれると考えます。スポーツ少年団活動への奨励・支援に引き続き取り組んでまいります。

高齢者スポーツについては、高齢化社会を踏まえ、健康・体力づくりをしながら健康寿命の延伸につながるよう、老人クラブ連合会等と連携しながら、軽スポーツの普及・促進に努めてまいります。

## VI 結び

新型コロナウイルス感染症の広がり、人々の生活から対面での活動・交流を奪いました。社会経験の少ない若者や子どもにとって教育上の影響は大きかったと考えます。

今後は、一人一人が自分の考えを発信できる小さな場が多数必要です。対面での活動が増えることに伴うリスクに対応しながら、一気に従前の方法に戻すという発想ではなく、一つ一つ簡単なところから新しく積み上げることが重要です。重視したいのは、一人一人が体験によって感じ、考え、学ぶ活動であることです。その活動は互いの学びを深め、まちを活性化する源になるものと考えます。町民の皆様とともに、人がつながる場づくりが図られるよう取り組みます。

まちづくりと人づくりは、表裏一体です。まちの限られた貴重な資源を生かし、さらなる発展を目指し、教育行政を進めてまいります。

町民の皆様並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上、教育行政執行方針とします。

○議長（野村 洋君） 教育行政執行方針の表明を終わります。

それでは、少し早いですけれども、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第15号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、議案第18号 令和5年度森町一般会計予算、議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算、議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算、議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算、議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算、議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算、議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算、以上13案件を会議規則第37条により一括議題といたします。

議案第15号から議案第27号まで提案理由の説明を求めます。

議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について。

○税務課長（柏淵 茂君） それでは、議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

本案は、森町国民健康保険税における賦課限度額、保険税率については、北海道国保運営方針による法定賦課限度額の設定や標準保険税率に合わせた改正、また低所得者の負担軽減につながる軽減判定、所得基準額の引上げを国の改正内容に合わせて森町国民健康保険税条例の一部を改正しようとするものです。

改正内容につきましては、条例の朗読を省略させていただきまして、別紙資料1の新旧対照表により主要な改正部分についてご説明申し上げます。2ページを御覧ください。上段の第2条第3項の改正は後期高齢者支援金分の賦課限度額を、第5条第1項の改正は医療給付費分の均等割額を改正しようとするものです。

続いて、第6条第1項の改正は、後期高齢者支援金分に係る所得割の税率を改正しようとするものです。

下段の第7条第1項は後期高齢者支援金分の均等割額を、3ページ上段、第7条の2第1号の改正は後期高齢者支援金分の平等割額、同条第2号は特定世帯の平等割額、同条第3号は特定継続世帯の平等割をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、第8条の改正は、介護給付費分に係る所得割額の税率を改正しようとするものです。

続いて、中段の第9条の2の改正は介護給付費分の均等割額、同条3の改正は介護給付費分の平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、下段の第23条第1項の改正は、国民健康保険税の減額に係る改正をしようとするものです。

同条第1項は後期高齢者支援金と課税額を、4ページ下段、同条第1号アの改正は被保険者均等割額を、5ページ、同号ウの改正は後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割

額を、同号エの（ア）、（イ）、（ウ）は後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、同号オ、カは介護給付金課税被保険者に係る均等割額と世帯別平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、下段の同条第2号の改正は5割軽減基準額を、6ページ上段の同号アの改正は被保険者均等割額を、中段の同号ウの改正は後期高齢者支援金等課税額の均等割額を、同号エの（ア）、（イ）、（ウ）の改正は後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額を、同号オの改正は介護給付金課税被保険者に係る均等割額を、同号カは介護給付金課税被保険者に係る平等割をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、7ページ上段の同項第3号の改正は2割軽減基準額を、同号アは被保険者均等割額、同号ウは後期高齢者支援金等課税額に係る均等割額、同号エの（ア）、（イ）、（ウ）は後期高齢者支援金等課税額に係る世帯別平等割額を、8ページ上段、同号オは介護給付金課税被保険者に係る均等割額、同号カは介護給付金課税被保険者に係る平等割額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、中段の同条第2項第1号のア、イ、ウ、エの改正は、未就学児被保険者均等割額の医療給付費額をそれぞれ改正しようとするものです。

続いて、同ページ下段から9ページの同項第2号のア、イ、ウ、エの改正は、未就学児被保険者均等割額の後期高齢者支援金額をそれぞれ改正しようとするものです。

改正部分は、全て下線で示しております。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてご説明いたします。

説明資料2及び条例の新旧対照表を提出しておりますので、ご参照願います。資料によりご説明いたします。

提案理由につきましては、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、森町国民健康保険条例の一部を改正しようとするものです。

提案内容につきましては、現在出産育児一時金は条例により40万8,000円、規則で定める額1万2,000円を加算し、合計42万円支給しております。健康保険法施行令等の一部を改正する政令が制定され、令和5年4月1日から出産育児一時金が48万8,000円に引き上げられることに合わせ、森町国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金を48万8,000円に引き上げ、合計50万円の支給とするものです。

施行期日につきましては、令和5年4月1日。

なお、施行日前に出産した場合の出産育児一時金の額につきましては、従前の例によることとします。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について。  
○企画振興課長（川村勝幸君） 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項において準用する同条第1項の規定により、森町過疎地域持続的発展市町村計画を次のように変更することについて議会の議決を求めようとするものです。なお、変更理由書、資料ナンバー3を提出しております。

議案1ページを御覧願います。こちらには表紙に変更時期を明記しております。

続きまして、2ページです。事業計画の追加に伴い、右側、変更後、目次中段、番号11、地域文化の振興等、（3）として計画の文言を追記しております。

続きまして、3ページです。施策区分5の生活環境の整備において、表の右側、変更後のアンダーライン部分、森町葬苑2号炉再燃焼炉煉瓦積替工事を本計画に追加し、安全な火葬施設として利用を図るものとし、下段の消防用通信指令台更新整備事業では消防施設の通信設備を更新することで各種災害に迅速に対応していくものでございます。

また、町営住宅解体工事につきましては、解体しようとする住宅棟数並びに戸数を増加し、付近住民の安全な暮らしを確保するものでございます。

さらに、4ページでは老朽化による危険度が高い濁川小学校教員住宅を解体し、付近住民の安全な生活環境を確保するものでございます。

続きまして、5ページから8ページの教育の振興についてでございます。施策区分6の子育て支援において、町立保育所整備事業を明記し、老朽化した保育所を整備し、安心かつ多様な保育ニーズに対応する施設とするものでございます。

また、6ページの鷺ノ木小学校改修事業にて修繕及び改修と、同じく7ページの屋体改修事業において老朽化した小学校体育館の修繕及び改修、そして8ページ、町民体育館屋内消火栓等更新工事におきまして、生徒や利用者の安全確保や利便性の向上を図るものでございます。

続きまして、9ページです。施策区分10、地域文化の振興等を本文事業計画に明記し、施設の整備を行い、鷺ノ木遺跡の保存及び管理、公開、活用を推進するとともに、鷺ノ木遺跡整備工事の基本設計並びに実施設計を実施するため、文化財保存整備事業を新たに追加するものでございます。

続きまして、10から12ページでございます。変更しようとする計画の区分14の事業計画において過疎地域持続的発展特別対策事業分、いわゆるソフト事業分を再掲したものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いたします。

○議長（野村 洋君） 議案第18号 令和5年度森町一般会計予算。事項別明細書に入る前に、別紙資料、令和5年度森町各会計予算総括表について。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第18号から議案第27号に関連する予算の概要を説明させ

ていただきます。

予算審査特別委員会の資料ナンバー 6、令和 5 年度森町各会計予算総括表を御覧願います。一般会計ですが、総額113億970万3,000円で、前年度対比は 2 億9,858万3,000円の減額でマイナス2.6%の伸び率となっております。

次に、国民健康保険特別会計ですが、総額24億936万5,000円で、前年度対比は1,690万8,000円の減額でマイナス0.7%の伸び率となっております。

続いて、後期高齢者医療特別会計ですが、総額 2 億6,400万8,000円で、前年度対比は1,193万9,000円の増額で4.7%の伸び率となっております。

続いて、介護保険事業特別会計ですが、総額21億8,472万6,000円で、前年度対比は6,797万2,000円の増額で3.2%の伸び率となっております。

続いて、介護サービス事業特別会計ですが、総額 2 億6,567万6,000円で、前年度対比は 231万2,000円の増額で0.9%の伸び率となっております。

続いて、港湾整備事業特別会計ですが、総額51万1,000円で、前年度と同額となっております。

続いて、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計ですが、総額8,775万1,000円で、前年度対比は244万8,000円の減額でマイナス2.7%の伸び率となっております。

続いて、国民健康保険病院事業会計ですが、収益的収支の収入は 9 億6,276万5,000円で、前年度対比は39万4,000円の増額でゼロ%の伸び率となっております。支出は12億701万9,000円で、前年度対比は285万9,000円の増額で0.2%の伸び率となっております。資本的収支の収入は9,844万1,000円で、前年度対比は1,864万8,000円の増額で23.4%の伸び率となっております。支出は 1 億4,493万1,000円で、前年度対比は1,986万2,000円の増額で15.9%の伸び率となっております。

続いて、水道事業会計ですが、収益的収支の収入は 2 億9,270万2,000円で、前年度対比は877万4,000円の減額でマイナス2.9%の伸び率となっております。支出は 3 億3,097万7,000円で、前年度対比は164万2,000円の増額で0.5%の伸び率となっております。資本的収支の収入は2,971万8,000円で、4,895万5,000円の減額でマイナス62.2%の伸び率となっております。支出は8,975万2,000円で、前年度対比は6,568万4,000円の減額でマイナス42.3%の伸び率となっております。

続いて、公共下水道事業会計ですが、収益的収支は収入、支出ともに 4 億5,689万6,000円で、前年度対比は482万5,000円の増額で1.1%の伸び率となっております。資本的収支の収入は 2 億1,919万6,000円で、前年度対比は1,964万1,000円の増額で9.8%の伸び率となっております。支出は 3 億4,195万6,000円で、前年度対比は1,746万4,000円の増額で5.4%の伸び率となっております。

以上、各会計についてご説明申し上げましたが、全会計の合計としまして、歳入及び収入の総額が185億8,145万8,000円で、前年度対比は 2 億4,993万7,000円の減額でマイナス1.3%の伸び率となっております。歳出及び支出では190億9,327万1,000円で、前年度対比



は2億5,474万8,000円の減額でマイナス1.3%の伸び率となっております。また、各会計の予算をグラフ化したものを掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、財政の2ページをお開き願います。令和5年度一般会計の歳入予算を自主財源と依存財源に分類したものでございます。予算編成に当たりましては、令和5年度の地方財政計画を基に、また令和4年度の実績見込みなどを勘案しながら精査したものでございます。グラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の3ページですが、この表は一般会計の歳出予算を目的別に款1議会費から款13予備費まで前年度対比を掲載しております。これもグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の4ページですが、この表は一般会計の歳出予算を性質別に分類したもので、同じくグラフを掲載しておりますので、ご参照ください。

続いて、財政の5ページですが、この表は平成25年度から令和5年度までの人件費の推移をグラフ化したものであります。

続いて、財政の6ページですが、この表は公債費に関する調書でございます。令和4年度末の起債現在高見込額を掲載しておりますので、ご参照ください。

次に、資料7ですが、この資料は一般会計の負担金補助及び交付金の調書になっておりますので、ご参照ください。

以上、雑駁ですが、令和5年度予算の概要説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは次に、一般会計予算事項別明細書、20ページからの町税について。

○税務課長（柏淵 茂君） それでは、款1町税、項1町民税から項6入湯税までの主なものについてご説明いたします。

別紙説明資料6を提出しておりますので、併せてご参照願います。項1町民税、目1の個人分ではありますが、現年課税分、滞納繰越分合計で5億3,258万9,000円を計上しております。対前年度比は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が和らぐ中、漁業の好調により漁獲高は増加しておりますが、様々な物価高騰もあり、経費が増額していることを踏まえて、32万8,000円の減となっております。

目2、法人分につきましては、現年課税分、滞納繰越分合計で1億4,511万2,000円を計上しております。北海道経済部の予測では、2023年度の道内経済成長率は実質成長率1.0%と、昨年度より0.6%減少しているものの、前年に続くプラス成長になると予測しており、以上のような経済状況も含め総合的に勘案し、対前年度比は199万1,000円の増額となっております。

項2固定資産税は、現年課税分、滞納繰越分、国有資産等所在市町村交付金合計で7億3,939万8,000円、対前年度比は材料費が高騰する中、新築家屋の増加が今年度も継続すると思われ、11月時点で51と見込んでおり、842万4,000円の増となっております。

次に、項3軽自動車税は、現年課税分、滞納繰越分、環境性能割現年度分の合計で4,968

万8,000円、対前年度比は4輪車における買換えが進んでおり、55万8,000円の増となっております。

続きまして、項4たばこ税は1億7,624万8,000円を計上しております。対前年度比は、喫煙者数の底堅い推移と値上げの影響もあり3,001万1,000円の増となっております。

次に、項6入湯税につきましては、現年課税分、滞納繰越分の合計で595万1,000円を計上しております。対前年度比は94万8,000円の増となっております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） 町税以外の歳入説明、22ページから。

○総務課長（濱野尚史君） それでは、町税以外の歳入についてご説明いたします。

22ページの款2地方譲与税、24ページの款3利子割交付金、26ページの款4配当割交付金、款5株式等譲渡所得割交付金、款6法人事業税交付金、款7地方消費税交付金、28ページの款8ゴルフ場利用税交付金、款9環境性能割交付金、款10地方特例交付金ですが、これらにつきましては前年度の実績等を勘案しながら予算計上したものであります。

続いて、款11地方交付税ですが、総額41億7,000万円で、前年度対比は2,500万円の減額となっております。説明欄内訳の普通交付税は38億2,000万円で、前年度対比は1,500万円の減額となっております。また、特別交付税は前年度の交付見込額を勘案して1,000万円の減額を計上したところです。

次に、30ページの款12交通安全対策特別交付金ですが、前年度の交付見込額を勘案して計上したところです。

款13分担金及び負担金ですが、汚泥再生処理センター建設工事負担金、し尿処理施設停止運転等業務委託負担金などを計上しております。

款14使用料及び手数料ですが、それぞれの利用状況を勘案しながら計上したところです。

36ページの款15国庫支出金、また40ページの款16道支出金ですが、現行の制度や事業などに基づきそれぞれ計上したものです。

46ページの款17財産収入ですが、各種財産や土地、建物等の利用状況や財産売払いなどを勘案しながら計上したものです。

48ページの款18寄附金ですが、これらについてはいずれも名目計上としてございますが、目4ふるさと納税寄附金は10億円を見込んだところです。

款19繰入金ですが、項1基金繰入金として15億4,599万7,000円を一般会計に繰入れを行ってございます。

50ページの款20繰越金ですが、6,041万5,000円を計上しております。

款21諸収入ですが、目1延滞金、節1延滞金は117万2,000円を計上しております。

目2加算金から項2町預金利子は、それぞれ名目計上としております。

52ページの項3受託事業収入ですが、現制度における受託事業を勘案して計上したものです。

項4 学校給食収入ですが、前年度の実績等から勘案し、計上したものです。

項5 雑入ですが、いずれも他の科目に属さないものを計上したものです。

56ページの款22町債ですが、それぞれの名目に基づき所要の額を計上したものです。

以上、歳入の説明とさせていただきます。

○議長（野村 洋君） それでは、歳出に入ります。60、61ページの款1 議会費及び款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費から目2 人事管理費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款1 議会費ですが、節1 議員報酬から節18負担金補助及び交付金までの総額7,191万1,000円は、議会を運営していく上で必要経費を計上しております。

続いて、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、一般会計における総務関係費や役場庁舎管理経費など経常的経費となっておりますが、令和5年度では文書管理・電子決済導入構築委託料を計上しております。資料ナンバー7を提出しております。

続いて、66ページからの目2 人事管理費ですが、一般会計における正職員の人件費をこの科目に集約しております。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 目3 文書広報費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目3 文書広報費でございます。広報もりまちの発行に係る報償費及び印刷製本費やホームページ管理運営経費が主なものでございます。また、備品購入費では、広報紙編集用機器2台の更新を図るものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 財産管理費。

○総務課長（濱野尚史君） 目4 財産管理費ですが、本科目は町有財産の維持管理経費や各種基金に対する積立金が主なものです。節14工事請負費では、町有建物解体工事費を計上しております。資料ナンバー8を提出しております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 目5 砂原支所費。

○地域振興課長（千葉正一君） 目5 砂原支所費については、節12委託料、警備、清掃業務等、支所の維持管理業務が主なものであります。

以上となります。

○議長（野村 洋君） 目6 企画費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目6 企画費でございます。渡島総合開発期成会など各団体への負担金が主なものであり、わがまち振興事業補助金、住宅用太陽光発電システム設置補助金など前年度に引き続き計上しております。また、地域公共交通バス実証運行に関する経費として委託料、車両購入費等を計上し、資料ナンバー10を提出しております。

さらに、森町地域公共交通計画に基づく施策の実施に向け、昨年度に引き続き森町地域公共交通アドバイザー業務委託を活用するものでございます。資料ナンバー9を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目7情報推進費。

○総務課参事（東 克宏君） 目7情報推進費ですが、複写機や情報端末機器の借り上げ、各種ネットワーク関連使用料などのほか、令和4年度からの継続事業として実施しております行政事務高度デジタル化基盤運用整備事業については、令和5年度につきましては庁内ネットワークモデルの変更、セキュリティ対策の強化を図るための費用を計上しております。また、ネットワークモデル変更に伴うセキュリティ外部監査の実施、町民の方へのデジタルデバインド対策としてスマートフォン教室開催に係る費用を計上しております。資料ナンバー11から13を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目8交通安全対策費から目9防災対策費まで。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目8交通安全対策費ですが、本科目は交通安全対策に関する経費となります。節14工事請負費では、カーブミラー及び町道区画線の工事費を計上しております。節18負担金補助及び交付金では、森町交通安全運動推進委員会、森町交通安全協会、森町交通安全母の会、森町交通安全指導員協議会への補助金を計上しております。

目9防災対策費ですが、本科目は防災対策に関する経費となります。被災者支援システムの導入のため、節12委託料と、めぐりまして節13使用料及び賃借料に予算計上しております。資料ナンバー14を提出しておりますので、ご参照願います。

災害地の備蓄品の整備のため、節10需用費と節17備品購入費に予算計上しております。資料ナンバー15を提出しておりますので、ご参照願います。

防災行政無線デジタル戸別受信機有償貸与に係る補助金として、節18負担金補助及び交付金に予算計上しております。資料ナンバー16を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目10定住対策費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目10定住対策費でございます。移住、定住施策に関する経費が主なものでございます。パートタイム会計年度任用職員としての地域おこし協力隊が1名とフルタイムが新規を含め3名分の活動経費となっております。そのほか、首都圏での移住フェア等への参加経費や移住体験住宅の管理経費等を計上しております。また、大学連携若者定着促進事業として資料ナンバー17を提出しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目11諸費から目12複合施設整備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 目11諸費ですが、本科目は他の総務関係に属さない予算をここに計上しております。節18負担金補助及び交付金では、グリーンピア大沼施設設備投資等補助金を計上しております。

続きまして、目12複合施設整備費ですが、役場庁舎、公民館を軸とした複合庁舎整備の

ための基本構想策定業務となっております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2 徴税費、目1 税務総務費から目2 賦課徴収費。

○税務課長（柏淵 茂君） 項2 徴税費についてご説明いたします。

目1 税務総務費の節7 報償費は、小学校の税を考える週間書道展への出展に対する記念品等でございます。その他の経費につきましては経常的経費でございます。

次に、目2 賦課徴収費の節12 委託料は、町税の賦課徴収に係る業務委託料でございます。主なものといたしまして、税システム等改修業務委託料は個人町民税特別徴収税額通知の電子化と森林環境税を対応させるシステム改修等の開発事業でございます。節18 負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構に対する負担金が主なものとなっております。その他の経費は経常的経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3 戸籍住民基本台帳費、目1 戸籍住民基本台帳費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1 戸籍住民基本台帳費は、戸籍及び住民基本台帳業務に係る経常的な経費です。主なものですが、マイナンバーカードの普及促進のため会計年度任用職員2名分に係る経費と町内にある全ての郵便局9か所で申請できるようにするための経費を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費から目3 北海道知事及び道議会議員選挙費まで。

○選管書記長（東 克宏君） 86ページ、項4 選挙費、目1 選挙管理委員会費ですが、委員報酬等委員会に係る経常的な経費が主なものでございます。

続いて、目2 森町議会議員選挙費につきましては、4月に執行する森町議会議員選挙に係る執行経費を計上したものでございますが、今回より選挙公営の拡大に伴いまして、選挙運動用の自動車借り上げ、ビラ、ポスターの作成経費や選挙公報配布に伴う経費を新たに計上しております。

88ページ、目3 北海道知事及び北海道議会議員選挙費につきましては、同じく4月に執行される道知事、道議会議員選挙に係る執行経費を計上しております。

選挙費の説明は以上となります。

○議長（野村 洋君） 項5 統計調査費、目1 統計調査費。

○企画振興課長（川村勝幸君） 目1 統計調査費につきましては、住宅・土地統計調査、漁業センサス調査等の実施に要する経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項6 監査委員費、目1 監査委員費。

○総務課長（濱野尚史君） 項6 監査委員費ですが、監査事務に係る経常的な経費が主なものです。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費から目3社会福祉施設費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1社会福祉総務費は、地域福祉、社会福祉全般に関わるものを計上しております。主なものですが、93ページ、節10需用費では防犯灯の電気料と修繕料が主なものでございます。節13使用料及び賃借料では、LED防犯灯などの借り上げ料でございます。節18負担金補助及び交付金は、各種団体に対する補助金でございます。節19扶助費では、冬期間における低所得の高齢者を対象とした福祉灯油給付事業が主なものです。また、節27繰出金につきましては、森町国民健康保険特別会計への繰出金です。

続いて、94ページ、目2国民年金費は、国民年金業務に係る経常的な経費を計上しております。

次に、目3社会福祉施設費は、各地域の生活館、社会福祉会館など34施設の維持管理経費でございます。97ページ上段、節14工事請負費ですが、さわやかパーク遊具改修工事です。資料ナンバー20を提出していますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4老人福祉総務費から目8後期高齢者医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目4老人福祉総務費は、高齢者全般に係る福祉サービス、各種負担金、扶助費及び他会計への繰出金を予算計上しております。節7報償費につきましては、100歳の祝金及び米寿、喜寿の記念品代、介護職員等就労祝金を計上しております。節10需用費の賄い材料費は、配食サービス事業の食材費です。節12委託料は、緊急通報システムの点検委託料をはじめ、要介護認定とならない高齢者を対象とした生きがい活動支援通所事業並びに除雪や草刈り等を行う軽度生活援助事業委託料が主なものです。98ページ、節18負担金補助及び交付金は、森町シルバー人材センター補助金や社会福祉協議会補助金、高齢者入浴料金助成事業補助金、森町高齢者地域ぬくもり事業助成金、介護資格取得支援事業助成金等が主なものです。節19扶助費につきましては、老人福祉施設入所者に係る措置費及び在宅高齢者を支援するための福祉タクシー扶助費が主なものです。節27繰出金は、介護保険事業特別会計及び介護サービス事業特別会計への繰出金です。老人福祉の主な施策概要について、資料ナンバー87をご参照願います。

目5障害者福祉費についてご説明いたします。節12委託料につきましては、障がい者の活動の場を提供している地域活動支援センター運営事業委託料及び障害福祉・障害児福祉計画策定業務委託料、障害者訪問入浴サービス事業委託料が主なものです。100ページ、節18負担金補助及び交付金につきましては、福祉団体への負担金のほか、成年後見人制度利用支援事業助成金、障がい者雇用促進事業補助金を計上しております。節19扶助費につきましては、自立支援医療費及び障害者介護給付費が主なものです。障害者福祉費の主な施策概要について、資料ナンバー87をご参照願います。

目6心身障害者医療費並びに目7ひとり親医療費は、それぞれ重度心身障がい者、独り親家庭への医療費扶助が主なものです。

目8後期高齢者医療費は、節18負担金補助及び交付金の療養給付費負担金は、北海道後期高齢者医療広域連合への町負担分です。節27繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金で、事務費及び保険料軽減分です。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2児童福祉費、目1児童福祉総務費から目2保育所費まで。

○子育て支援課長（野崎博之君） 目1児童福祉総務費の節7報償費につきましては、ことぶき出産奨励金及び森町入学卒業祝金を計上しております。節12委託料につきましては、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援についての受給計画となる第3期森町子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査委託料を計上しております。節18負担金補助及び交付金につきましては、駒ヶ岳保育園、鳥崎保育園や学童保育施設の運営事業に対する補助金、子ども・子育て支援提供施設利用料助成金は保育料無償化に伴う認可外保育施設などへの利用料助成金が主なものでございます。節19扶助費につきましては、児童手当費を計上しております。

次のページの目2保育所費につきましては、森、新川、尾白内保育所に係る人件費や需用費などを含め3保育所の維持管理や運営に係る費用を計上しております。節12委託料につきましては、新たな保育所の令和7年度中の供用開始に向けて保育所整備工事実施設計業務委託料を計上しております。資料ナンバー21を提出しておりますので、ご確認ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3障害児通所支援費から目5未熟児医療費まで。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 目3障害児通所支援費は、児童発達支援センターあいあいクラブの運営経費等を計上しておりますが、節19扶助費は児童発達支援センター等の利用者負担分を除いた費用を支払うものです。

108ページ、目4子ども医療費は、満18歳到達後の年度末までの医療費助成に係る費用を計上しております。

目5未熟児医療費の節19扶助費は、未熟児医療費の見込額を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3災害救助費、目1災害救助費。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1災害救助費では、火災などに遭われた方へのお見舞金を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費から目2環境衛生費まで。

○住民生活課長（阿部泰之君） 目1保健衛生総務費では、保健衛生に係る経常経費を計

上しております。

次に、目2環境衛生費は、野犬の駆除及び畜犬の管理並びに火葬業務、墓地の管理などに係る経常的な経費でございます。主なものですが、次のページの111ページ中段、節14工事請負費ですが、森町葬苑2号炉再燃焼炉れんが積み替え工事でございます。節18負担金補助及び交付金では、水道未普及地域の飲用水確保対策事業に係る補助金を計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3予防費から目8新型コロナ検査費まで。

○保健センター長（宮崎 渉君） 目3予防費は、予防接種や乳幼児、妊婦健診に係る費用が主なものであり、3歳児健診で歯科スクリーニング検査を実施するために導入する施設検査機器の購入費や出産・子育て応援金事業費を計上しています。

目4保健事業費は、主に成人に係る各種検診費用を計上しています。

目5保健センター管理費は、保健センターの管理運営に係る経費です。

目6病院費は、国保病院事業会計への補助金及び出資金を計上しています。

目7新型コロナウイルスワクチン接種対策費は、新型コロナウイルスワクチンの令和5年接種に係る費用です。

目8新型コロナ検査費は、森町指定新型コロナ検査所の運営費用となっています。資料ナンバー22から24をご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項2清掃費、目1清掃総務費から目3清掃施設費まで。

○環境課長（川口武正君） 項2清掃費についてご説明いたします。

目1清掃総務費でございますが、指定ごみ袋の購入費、町内会へのごみステーション譲与事業に係るステーション購入費及び渡島廃棄物処理広域連合負担金が主なものでございます。前年比2,807万4,000円の増額は、渡島廃棄物処理広域連合負担金の増、指定ごみ袋購入費の増が主な要因となっております。

次に、120ページ、目2ごみ処理施設費でございますが、町内2か所ある最終処分場の維持管理経費が主なものでございます。前年比199万2,000円の増額は、森処分場ホイールローダーのタイヤ購入費の増、機器修繕費の増、両処分場に係る燃料費、電気料の増が主な要因となっております。

次に、目3清掃施設費でございますが、ごみ処理及びごみ収集費並びにし尿処理に係る経費のほか、し尿処理施設停止運転等業務委託、汚泥再生処理センター建設費が主なものでございます。前年比7億1,219万7,000円の減額は、令和2年度より継続費にて実施している汚泥再生処理センター建設工事関係経費の減が主な要因となっております。資料ナンバー25、26を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費。



○商工労働観光課長（奥山太崇君） 目1労働諸費についてご説明いたします。

この科目につきましては、出稼ぎ労働者対策として行う就労前健診業務が主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費から目9山村振興施設管理費まで。

○農林課長（寺澤英樹君） 項1農業費、目1農業委員会費につきましては、農業委員15名分の報酬、農地台帳システム管理運用に関わる経費が主なものでございます。

目2農業総務費につきましては、節18負担金補助及び交付金のうち経営所得安定対策の農家直接支払いに関わる推進事業補助金、有機栽培実施者への環境保全型農業直接支払交付金、産地パワーアップ事業で導入したトマト選別機リース代の助成金が主なものでございます。

次に、126、127ページ中段にかけての目3農業振興費につきましては、節13使用料及び賃借料の食品機能分析機器使用料は町内農産物等のブランド価値を高め、農業者等の所得安定につなげる取組として農産物等の機能性成分分析等を福島大学に依頼する費用となります。節18負担金補助及び交付金では、昨年に引き続き町内農産物の加工振興支援に関わる補助金、荒廃した農地再生支援に関わる補助金、福島大学との連携による産業振興に関わる負担金、また新たに取り組む新規作物の導入、推進に関わる補助金、スマート農業推進に伴いJAが設置するRTKシステム基地局設置費用の一部に支援するほか、世界情勢により高騰している農業飼肥料の購入経費の負担を軽減するため、農業者を緊急的に支援する補助金が主なものでございます。資料ナンバー27、28、29、30及び31を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、128、129ページ上段にかけての目4畜産業費につきましては、枝肉格付業務員の報酬と町営牧場における維持管理費、またばんば大会への補助金が主なものでございます。

次に、目5農地費の主なものにつきましては、農道台帳作成業務委託料、駒ヶ岳地区及び濁川地区の水田維持を目的とする多面的機能支払交付金、濁川地区農地耕作条件改善事業に関わる設計積算、農道工事費及び補償費となります。資料ナンバー32及び33を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、130、131ページ上段にかけての目6駒ヶ岳ダム管理費につきましては、駒ヶ岳ダム及び基幹水利施設の維持管理費、また支線用水路の機能保全を行うための工事費が主なものでございます。資料ナンバー34を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目7濁川防災ダム管理費につきましては、濁川防災ダムの維持管理に関わる費用でございます。

次に、目8熱水利用園芸施設費につきましては、発電所の地熱水を利用する熱交換施設等の維持管理に関わる費用であり、費用の全額は施設を利用する農家が負担しております。

最後に、目9山村振興施設管理費につきましては、駒ヶ峯温泉ちやっぷ林館の修繕に関

わる費用が主なものでございますが、新たに温泉施設の長寿命化を図るため計画策定業務委託料を計上しております。資料ナンバー35を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項2 林業費、目1 林業総務費から目4 森林環境事業費まで、佐藤農林課参事。

○農林課参事（佐藤 司君） 続きまして、項2 林業費、目1 林業総務費につきましては、熊及び鹿駆除対策に関わる報償費と若手ハンター育成に向けた狩猟免許等取得助成金に加えて、IoTを活用した箱わな監視装置を設置し、森町猟友会の労力軽減等を図ってまいります。資料ナンバー36を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、134ページから136ページ上段にかけての目2 林業振興費につきまして主なものをご説明いたします。地域おこし協力隊制度を活用しまして、森町の林業、木材産業の就業促進を目的に、学生向けの地域おこしインターン及び委託型地域おこし協力隊と、新たに長寿対策向けの協力隊を募集してまいります。節14工事請負費につきましては、町有林の造林及び保育工事に関わるものでございます。資料ナンバー38を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金の豊かな森づくり推進事業補助金につきましては、民有林の造林事業に対するの交付です。資料ナンバー39を提出しておりますので、ご参照願います。また、森町モデル推進協議会補助金は建築設計・まちづくり部会と建築構造・材料開発部会と委員がそれぞれの専門部会に分かれてまちづくりワークショップの開催や町産木材を活用した建築工法、技法を検討してまいります。資料ナンバー37を提出しておりますので、ご参照願います。

次に、目3 林道事業費につきましては、林道の簡易修繕費用となっております。

続きまして、目4 森林環境事業費につきまして主なものをご説明いたします。若年層の担い手育成施設においては、地域おこし協力隊による木育キットの開発をはじめ、森町産木材を活用した新規用途開発を行ってまいります。また、学生のインターンの受入れや地域の子供たち等を対象にした物づくり体験ができる実習体験施設としても活用を図ってまいります。また、国のJークレジット制度登録に向けて町有林のクレジット認証を目指し、森林、林業の専門知識を有した地域林政アドバイザーを雇用し、事業計画書の作成業務を補佐してもらいます。資料ナンバー40を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項3 水産業費、目1 水産業総務費から目4 排水処理施設費まで。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項3 水産業費について主なものをご説明いたします。

目1 水産業総務費、節18負担金補助及び交付金につきましては、各種関係団体等に対します運営負担金等が主なものでございます。また、次ページの節27繰出金につきましては、ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計へ森町負担分として繰り出すものでございます。

次に、目2水産業振興費の節11役務費につきましては、新規事業といたしまして、磯焼けによる藻場の消失が深刻化していることから、藻場の再生などを旨とする水産業サステナブルチャレンジ事業といたしまして、500万円を計上してございます。資料ナンバー41を提出しておりますので、ご参照ください。続きまして、節18負担金補助及び交付金のうち、新規事業といたしまして、沼尻漁港の機能保全計画策定に伴います地元負担金として253万3,000円を計上してございます。資料ナンバー42を提出しておりますので、ご参照ください。また、昨年度までコロナ交付金を活用しながら支援しておりました森、砂原両漁協がそれぞれ取り組む資源増大対策につきましては、令和5年度からは単独事業として支援を継続するため610万円を継続するものであります。資料ナンバー43を提出してございますので、ご参照ください。このほか、新規事業といたしまして、森漁協が行います製氷機のコイン化への改修費支援として漁協製氷機管理機能向上補助金90万円を計上するものでございます。

続きまして、目3水産施設管理費の節12委託料につきましては、水産系副産物再資源化施設におけるホタテ貝殻置場が逼迫している状況にあることから、減量化を図るための試験処理事業といたしまして7,393万7,000円を計上しております。資料ナンバー44を提出してございますので、ご参照ください。また、節14工事請負費につきましては、水産系副産物再資源化施設の鉄骨柱2本が一部破裂してありまして、施設の耐久性や危険性等を踏まえ補強が必要なことから、1,100万円を計上するものであります。資料ナンバー45を提出してございますので、ご参照ください。なお、これら以外の予算につきましては、森町水産系副産物再資源化施設及び森町漁業系廃棄物リサイクル施設の運営に伴う経常経費が主なものでございます。

続きまして、目4排水処理施設費でございますが、水産加工排水処理施設の運営に係る経常経費に加えまして、老朽化が著しい攪拌器等の修繕料を計上しているところでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） それでは、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

款7商工費、項1商工費、目1商工業振興費から目3ふるさと応援対策費まで。

○商工労働観光課長（奥山太崇君） 目1商工業振興費についてご説明いたします。

節18負担金補助及び交付金につきましては、森町物産協会、森地方中小企業相談所、森商工会議所、森町さわら商工会、プレミアム商品券販売事業、中小企業特別融資利子補給費、飲食プレミアム商品券販売事業、森商店会ポイントカード事業への補助金が主なもの

でございます。プレミアム商品券販売事業、飲食プレミアム商品券販売事業、森商店会ポイントカード事業につきましては、資料ナンバー46、47、48ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2観光費についてご説明いたします。節10需用費及び節12委託料につきましては、町内2か所の道の駅に係る維持管理業務に要する費用が主なものでございます。節13使用料及び賃借料につきましては、森蘭航路室蘭市民招待事業に係るバス借り上げ料及び船舶借り上げ料でございます。資料ナンバー49を提出しております。節18負担金補助及び交付金につきましては、森観光協会、森町花いっぱい運動推進協議会、環駒ヶ岳広域観光協議会、文化スポーツ合宿誘致推進補助事業への補助金が主なものでございます。

続きまして、目3ふるさと応援対策費について説明いたします。ここでは、ふるさと納税に係る事務補助給料、返礼品、通信運搬費、広告料、代理業務委託料、積立金などが主なものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費から項3河川海岸費、目1河川海岸費まで。

○建設課長（富原尚史君） 款8土木費、項1土木管理費から項3河川海岸費までをご説明いたします。

項1土木管理費、目1土木総務費につきましては、土木管理に係る共通経費で、節2給料の事務補助に係る給料、節12委託料の砂原39号線に係る未処理用地測量委託料、節18負担金補助及び交付金では北海道治水砂防海岸事業同盟負担金など各種協会への負担金が主なものでございます。

続きまして、目2給水施設費は、砂原東地区飲料水供給施設の維持管理に係る経常的経費で、節12委託料の給水施設に係る保守点検業務及び水質分析委託料が主なものでございます。

続きまして、項2道路橋梁費ですが、目1道路橋梁総務費につきましては、節10需用費における光熱水費は道路照明灯及びロードヒーティングに係る電気料、節12委託料の道路台帳の補正に係る整備が主なものでございます。

続きまして、目2道路橋梁維持費ですが、道路の補修など維持管理に係る経費ですが、主なものといたしまして節12委託料では除雪業務や暗渠側溝清掃業務委託料が主なものでございます。節14工事請負費は、町内一円に係る町道のオーバーレイやパッチングなどの舗装補修工事でございます。資料ナンバー51を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金は、高速歩道橋の橋梁点検に係る負担金でございます。

続きまして、目3道路橋梁新設改良費ですが、節14工事請負費の町内一円に係る町道側溝整備工事と鳥崎町2号線における排水施設整備工事が主なものでございます。資料ナンバー52を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、項3河川海岸費、目1河川海岸費ですが、河川海岸の維持管理に係る経費

で、主なものといたしまして節12委託料の鳥崎川河川広場維持管理業務、節14工事請負費の尾白内川河川護岸工事及び町内普通河川に係る堆積土砂等の除去工事で、これにつきましては大雨や台風によって堆積された土砂の除去や河川敷地内の立木及び倒木処理のために行うものであります。資料ナンバー53、54を提出しておりますので、ご参照願います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 項4港湾費、目1港湾管理費。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、項4港湾費について主なものをご説明いたします。

目1港湾管理費につきましては、森港湾に係る電気料や修繕料といった経常経費に加えまして、節12委託料の森港維持管理点検業務委託料や節18負担金補助及び交付金の森港改修事業管理者負担金が主なものでございます。なお、森港改修事業に係る資料といたしまして、資料ナンバー55を提出してございますので、ご参照ください。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5都市計画費、目1都市計画総務費から項6住宅費、目2空き家対策費まで。

○建設課技術長（伊藤正吾君） 続きまして、項5都市計画費から項6住宅費までをご説明いたします。

項5都市計画費、目1都市計画総務費につきましては都市計画費の共通的な経費で、節8旅費及び節18負担金補助及び交付金の全国都市計画協会負担金が主なものでございます。

続きまして、目2公園費ですが、公園、広場の補修や維持管理に関わる経常的経費で、節12委託料の公園管理等業務、公園樹木整枝業務及びハマナスグリーンパーク、ハマナス台場公園管理業務が主なものでございます。

目3下水道費につきましては、節18負担金補助及び交付金、節23投資及び出資金は、森町公共下水道事業会計への補助金及び出資金でございます。

続きまして、項6住宅費、目1住宅管理費につきましては、町営住宅の修繕など維持管理に関わる経常的経費でございますが、節10需用費における光熱水費は共用部分や外灯に関わる電気料で、修繕料は小破修繕や給排水ポンプ等の補修に関わるものでございます。節12委託料では、消防設備の保守点検、特定建築物定期報告調査、エレベーターや浄化槽の維持管理業務、度杭崎団地の専用水道及び配水設備保守点検などが主なものでございます。節14工事請負費につきましては、アカシヤ団地3号棟、上台団地54号棟、ポプラ団地7号棟の町営住宅解体工事であります。資料ナンバー56、57、58を提出しておりますので、ご参照願います。また、みどりヶ丘団地及び度杭崎団地に関わる非常用照明改修工事が主なものでございます。

続きまして、目2空き家対策費ですが、節12委託料の所有者照会事務及び不在者財産管理人の事務委託に関わるものでございます。資料ナンバー59を提出しておりますので、ご参照願います。節13使用料及び賃借料は、緊急時対応のための建設機械借り上げ料でござ

います。節18負担金補助及び交付金は、特定空き家等の所有者及び相続人に対し、空き家等を解体する場合に補助するものでございます。資料ナンバー60を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款9 消防費、項1 消防費、目1 常備消防費から目3 消防施設費まで。

○消防長（東谷直樹君） 続きまして、款9 消防費、項1 消防費についてご説明を申し上げます。

目1 常備消防費でございます。節8 旅費の特別旅費につきましては、北海道消防学校へ初任教育及び専科教育救助科並びに大規模災害広域応援指揮課程への入校、救急救命士特定行為の資格認定としてビデオ硬性喉頭鏡気管挿管講習、また函館市内病院での気管挿管実習でございます。節17 備品購入費でございますが、新規採用職員の防火衣及び災害対応救助ボートを購入するものでございます。節18 負担金補助及び交付金でございますが、消火栓1基の設置負担金、資料ナンバー61を提出しておりますので、ご参照願います。消防学校負担金は、初任教育及び専科教育救助科並びに大規模災害広域応援指揮課程、また救急救命士のビデオ硬性喉頭鏡気管挿管講習と気管挿管再認定講習であります。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、目2 非常備消防費でございます。節17 備品購入費でございますが、機械器具として消防車用のバッテリーを購入するものでございます。その他につきましては、経常的経費でございます。

続きまして、目3 消防施設費でございます。節12 委託料につきましては、令和6年度に予定しております消防指令システム整備事業の実施設計を委託するものでございます。節17 備品購入費につきましては、森町消防団本分団に配置しております第3号車の更新整備でございます。それぞれ資料ナンバー62、63を提出しておりますので、ご参照願います。その他につきましては、経常的な経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目4 災害対策費。

○防災交通課長（柴田正哲君） 目4 災害対策費ですが、災害時の応急対策に関する経費であり、職員の時間外手当や建設機械借上げ料などを計上しております。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款10 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費から項4 幼稚園費、目1 幼稚園費まで。

○学校教育課長（坂田明仁君） 款10 教育費、項1 教育総務費、目1 教育委員会費でございますが、教育長及び教育委員の活動に伴う経費でございます。

目2 事務局費でございますが、教育委員会事務局の運営する経費が主なものでございます。節12 委託料では、教員住宅解体撤去工事を行うためのアスベスト調査業務委託料、森

高等学校部活バス等運行業務委託料及びICT支援業務委託料が主なものでございます。173ページ、節14工事請負費では、清澄地区教員住宅及び濁川地区教員住宅の解体撤去工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー64、65を提出しておりますので、ご参照願います。節18負担金補助及び交付金につきましては、森町教育水準向上対策協議会、森町教育振興育英会、森高等学校振興会、静岡県森町友好親善交流事業への補助金が主なものでございます。資料ナンバー66を提出しておりますので、ご参照願います。

174ページから項2小学校費、目1学校管理費でございますが、休校を含んだ小学校8校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、児童1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございますが、現在使用している機器のリース期間が終了するため更新しようとするものです。節12委託料の107ページ下段の各小学校学習用コンピューター設定業務委託料につきましては、端末を更新することから設定業務を委託しようとするものでございます。179ページ、節17備品購入費の情報機器につきましては、更新用端末のキーボードを購入しようとするものでございます。節18負担金補助及び交付金、駒ヶ岳小学校閉校記念事業補助金につきましては、記念誌の発行や式典等開催に要する経費を助成しようとするものでございます。節21補償補填及び賠償金につきましては、著作権法の改正により公衆送信全ての授業目的で資料、講義映像など補償金を支払うことにより無許諾で使用できるようになったことから、ICTを活用した教育を推進するため補償金を支払おうとするものでございます。

目2教育振興費でございますが、各小学校の教育活動に伴う経費でございます。節18負担金補助及び交付金では、小学校6年生への修学旅行等児童負担金を計上しております。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る児童扶助費でございます。

目3学校建設費、節12委託料では、鷲ノ木小学校校舎改修工事調査設計業務委託料を計上しております。資料ナンバー67を提出しておりますので、ご参照願います。

180ページからの項3中学校費、目1学校管理費でございますが、中学校2校の維持管理経費でございます。節11役務費の通信運搬費では、小学校費と同様に生徒1人1台端末におけるデータ通信費等が主なものでございますが、現在使用している機器のリース期間が終了するため更新しようとするものでございます。節12委託料、183ページの各中学校学習用コンピューター設定業務委託料につきましては、端末を更新することから設定業務を委託しようとするものでございます。節17備品購入費の情報機器につきましては、更新用端末のキーボードを購入しようとするものでございます。185ページ、節21補償補填及び賠償金につきましては、小学校費と同様に授業目的公衆送信補償金を支払おうとするものでございます。

目2教育振興費でございますが、各中学校の教育活動に伴う経費でございます。節18負担金補助及び交付金では、各種競技大会参加負担金が主なものでございます。節19扶助費につきましては、要保護、準要保護世帯並びに特別支援教育に係る生徒扶助費でございます。

す。

目3 学校建設費、節12委託料及び節14工事請負費では、砂原中学校体育館改修工事施工監理業務委託及び砂原中学校体育館改修工事を行おうとするものでございます。砂原中学校体育館改修工事につきましては3年計画の2年目で、内部床改修、体育器具改修、照明器具改修などとなっております。資料ナンバー68を提出しておりますので、ご参照願います。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園費でございますが、森幼稚園、さわら幼稚園の運営管理に関する経費でございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 項5 社会教育費、目1 社会教育総務費から目4 文化財振興費まで。  
○社会教育課長（須藤智裕君） 188ページ、項5 社会教育費、目1 社会教育総務費についてご説明いたします。

節7 報償費は、子ども工作展、実年大学、家庭教育学級に係る報償費が主なものでございます。190ページ、節12委託料は、施設管理業務委託料、芸術鑑賞事業委託料が主なものでございます。節18負担金補助及び交付金は、森町文化協会や森町女性団体協議会、静岡県森町との交流事業補助金が主なものでございます。なお、資料ナンバー69の1ページ、2ページ及び7ページを資料提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、192ページ、目2 公民館費ですが、節7 報償費は各種講座、学級等に係る講師への謝金が主なものでございます。節10需用費、節11役務費、節12委託料につきましては、公民館総合補償制度への加入保険料や保守管理費用等、森、砂原両公民館の維持管理経費が主なものでございます。なお、資料ナンバー69の3ページ及び7ページを資料提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、194ページ、目3 図書館費ですが、図書館の管理運営に係る経常的な経費が主なものでございます。節2 給料、節3 職員手当、節4 共済費は、図書整理等に係る会計年度任用職員3名の人件費となっております。節12委託料は、蔵書検索や蔵書管理の利便性向上のために図書館システム導入整備に係る委託料が主なものとなっております。資料ナンバー70を提出しておりますので、ご参照願います。196ページの節13使用料及び賃借料は建物施設借り上げ料、節17備品購入費は図書購入費でございます。資料ナンバー69の4ページ及び資料ナンバー70を提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目4 文化財振興費ですが、史跡鷲ノ木遺跡整備事業としまして、発掘調査やその分析に係る経費、遺跡整備に係る基本設計、実施設計作成に係る委託料、遺跡周辺のヒグマ撃退装置の設置に係る経費等を計上しております。資料ナンバー71を提出しておりますので、ご参照願います。また、節17備品購入費では、発掘調査事務所のストーブ等の購入に係る経費を計上しております。そのほかにつきましては、発掘調査事務所等の維持管理に伴う経費が主なものとなっております。

以上でございます。



○議長（野村 洋君） 項6保健体育費、目1保健体育総務費から目2体育施設費まで。

○体育課長（木村忠公君） それでは、ご説明いたします。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましては、スポーツ推進委員、体育協会、スポーツ少年団の活動経費などが主なものとなっております。節7報償費では、各スポーツ少年団大会時の報償品やスポーツ教室講師、大会審判への謝金などが主なものでございます。節18負担金補助及び交付金では、森町体育協会やスポーツ少年団、あったかさわら道南パークゴルフ大会開催に係る補助や青森県外ケ浜町交流事業といたしまして竜飛・義経マラソン参加に伴う経費を計上してございます。資料ナンバー69の5ページから7ページを提出しておりますので、ご参照願います。

続きまして、目2体育施設費でございますが、この科目は森町民体育館をはじめとする町内各体育施設に係る維持管理経費が主なものとなっております。節12委託料では、各体育施設の管理、清掃業務、森町民体育館の日直員業務、森町ふれあいの森指定管理業務や森町民体育館施設改修工事施工監理業務などが主なものとなっております。節14工事請負費では、森町総合運動公園幅跳び施設改修工事、森町民体育館屋内消火栓等更新工事、森町民体育館アリーナ床改修に係る施設改修工事を行おうとするものでございます。資料ナンバー72から74を提出しておりますので、ご参照願います。節17備品購入費では、施設用器具といたしまして森町民体育館移動式バスケットゴール2基購入に係る経費を計上してございます。資料ナンバー72を提出しておりますので、ご参照願います。

説明は以上でございます。

○議長（野村 洋君） 目3学校給食費。

○給食センター長（藤嶋 希君） 目3の学校給食費ですが、調理員に係る人件費のほか、節10需用費はボイラーの燃料費や施設の光熱水費のほか、次のページに移りまして、賄い材料費が主なものでございます。なお、賄い材料費につきましては、物価高騰の影響から学校給食費を改定し、子育て支援の拡充として引上げ分は町が負担しますが、その部分を含んだ金額を計上しております。資料ナンバー75を提出しておりますので、ご参照願います。節12委託料につきましては、各種設備の保守点検のほか給食配送の委託料でございます。節17備品購入費は、炊飯釜2台を購入するものでございます。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費。

○建設課長（富原尚史君） 款11災害復旧費、項1土木施設災害復旧費、目1土木災害復旧費ですが、災害復旧に係る経常的経費で、節13使用料及び賃借料の災害復旧時における重機借り上げ料、節18負担金補助及び交付金では北海道防災協会への負担金が主なものでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 款12公債費、項1公債費、目1元金から款13予備費、項1予備費、目1予備費まで。

○総務課長（濱野尚史君） 款12公債費の元金と利子ですが、地方債の元利償還金及び一時借入金の利子を計上しております。

続いて、210ページの款13予備費ですが、前年度と同額の500万円を計上しております。

一般会計は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算、議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算。

○保健福祉課長（宮崎弘光君） 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。

225ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ24億936万5,000円にしようとするものです。国保特別会計における医療費の推計、推移につきましては資料ナンバー76を提出しておりますので、ご参照願います。

238ページをお開き願います。歳入、款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税、節1医療給付費分現年課税分から節3介護納付金分現年課税分までの収納率を91%として算定しております。節4医療給付費分滞納繰越分から節6介護納付金分滞納繰越分までは、収納率を20%として計上しております。

240ページ、款4道支出金、項1道補助金、目1保険給付費等交付金、節1保険給付費等普通交付金につきましては、町が支払う医療費等が北海道から交付されるものです。節2保険給付費等特別交付金につきましては、医療費の適正化に向けた事業の実施等に係る保険者努力支援分等の交付金を見込んでおります。

款5繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、法定内のルール分及び法定外繰入金として保健事業に要する費用と医療費助成制度において町独自で助成制度を拡大していることによる医療費の波及増分を見込み計上しております。

248ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、一般職員3名の人件費及び事務費の経常的経費を見込んでおり、節12委託料では新たに国保標準システムと中間サーバーを直接接続するための国民健康保険システム改修業務委託料を計上しております。

目2連合会負担金は、北海道が運用する国保システムの負担金等を計上しております。

250ページ、項2徴税费、目2賦課徴収費、節18負担金補助及び交付金は、渡島・檜山地方税滞納整理機構への負担金です。

項3運営協議会費は、国保運営協議会委員の報酬及び事務費に係る経費です。

252ページ、項5特別対策事業費、目1収納率向上特別対策事業費及び目2医療費適正化特別対策事業費につきましては、収納率向上のための研修会への参加や税を知る週間書道展、税務広報、医療費適正化を図るための柔道整復施術療養費患者調査業務委託料等の事務費を計上しております。

254ページ、款2保険給付費、項1療養諸費は、療養給付費及び療養費等を計上しております。

項2高額療養費は、過去3か年の給付実績を基に計上しております。

項3移送費は、前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

256ページ、項4出産育児諸費は、4月1日より出産育児一時金が42万円から50万円に引上げを予定しており、対象者数を精査し、計上しております。

項5葬祭諸費は、前年度決算見込額を勘案し、計上しております。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分については、都道府県化により北海道へ納付する医療給付費分を計上しております。

258ページ、項2後期高齢者支援金等分及び項3介護納付金分は、医療給付費分と同様、北海道への事業費納付金として計上しております。

260ページ、款6保健事業費、項1特定健康診査等事業費は、特定健康診査事業に係る費用として健診委託料及び特定健診受診率向上支援共同事業負担金等を計上しております。

262ページ、項2保健事業費は、予防接種委託料等を計上しております。

款9諸支出金、項1償還金及び還付金につきましては、過誤等による保険税還付金や還付加算金等を計上しております。

以上でございます。

続きまして、議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明いたします。

271ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出それぞれ2億6,400万8,000円にしようとするものです。収支の状況、医療費等の推移について資料ナンバー77を提出しておりますので、ご参照願います。

282ページをお開き願います。歳入、款1後期高齢者保険料、項1後期高齢者保険料、目1特別徴収保険料は、年金から特別徴収される方の保険料で100%の収納率を見込んでおります。

目2普通徴収保険料は、特別徴収対象者以外の方の保険料で97%の収納率を見込み、計上しております。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1事務費繰入金は、人件費及び事務費に係る経費について一般会計からの繰入れ分を計上しております。

目2保険基盤安定繰入金は、保険料軽減額に相当する分を一般会計から繰り入れるものです。

284ページ、款5諸収入、項2償還金及び還付加算金につきましては、被保険者に係る保険料還付金等を広域連合から受け入れるものです。

288ページをお開き願います。歳出、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、職員2名分の人件費と経常的経費です。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、後期高齢者医療費システム電算業務委託料が主なものです。

290ページ、款2後期高齢者医療広域連合納付金は、収納した保険料及び保険基盤安定

繰入金並びに広域連合事務費の市町村負担分を北海道後期高齢者医療広域連合に納付するものです。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付金は、過誤等による保険料還付金及び還付加算金を計上しております。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） それでは、議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算。

○保健福祉課参事（萩野友章君） 議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算についてご説明いたします。

297ページをお開き願います。本予算は、保険事業勘定歳入歳出それぞれ21億7,935万8,000円、サービス事業勘定歳入歳出それぞれ536万8,000円に定めようとするものです。事業の概要につきましては、資料ナンバー78を提出しておりますので、ご参照願います。

保険事業勘定より歳入の主なものについてご説明いたします。316ページをお開き願います。款1 保険料につきましては、特別徴収、普通徴収保険料として被保険者数5,799人、普通徴収の収納率は90%として計上しております。

款2 分担金及び負担金につきましては、共同運営している茅部地区介護認定審査会における鹿部町の負担金です。

款4 国庫支出金から320ページ、款6 道支出金につきましては、介護サービス、介護予防サービス等給付費及び地域支援事業費に係る負担金や補助金を各負担割合により計上しております。

款8 繰入金、項1 一般会計繰入金、目1 介護給付費繰入金から目3 地域支援事業繰入金（総合事業以外の地域支援事業）につきましては、各給付費、地域支援事業費に係る町負担分を計上しております。

目4 低所得者保険料軽減繰入金は低所得被保険者保険料軽減分へ充当する繰入金として、目5 その他繰入金は人件費、事務費分の繰入れです。

項2 特別会計繰入金は、サービス事業勘定からの繰入れです。

322ページ、項3 基金繰入金は、介護給付費準備基金からの繰入れです。

326ページをお開き願います。歳出の主なものについてご説明いたします。款1 総務費、項1 総務管理費は人件費、介護保険システム電算委託料、項2 徴収費は郵送に係る通信運搬費が主なものです。

328ページ、項3 介護認定審査会費は、介護認定審査会開催に係る委員報酬や人件費及び認定調査に係る事務費が主なものです。

330ページ、項5 計画策定費は、森町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画の策定に係る人件費、計画策定業務委託料が主なものです。

款2 保険給付費、項1 介護サービス等諸費につきましては、要介護認定者の各サービス給付費を計上しております。

334ページ、項2 介護予防サービス等諸費につきましては、要支援認定者の各サービス給付費を計上しております。

338ページ、項4 高額介護サービス等費は利用者負担額が上限額を超えた場合の給付費として、項5 高額医療合算介護サービス等費は介護保険と医療保険の利用者負担額の合計が上限額を超えた場合の給付費として計上しております。

340ページ、項6 特定入所者介護サービス等費は、施設入所、短期入所に係る食費、居住費の低所得者軽減分を計上しております。

342ページ、款4 地域支援事業費、項1 介護予防・生活支援サービス事業費は、総合事業に係る経費を計上しております。

項2 一般介護予防事業費は、介護予防を目的とした各委託料などを計上しております。

項3 包括的支援事業・任意事業費、目1 総合相談事業費及び344ページの目3 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費は、地域包括支援センターの人件費が主なものです。

346ページ、目4 任意事業費は、介護用品支給事業に係る経費が主なものです。

目6 生活支援体制整備事業費は、生活支援サポーターの養成事業に係るものです。

目7 認知症総合支援事業費は、認知症カフェや認知症サポーター養成事業に係る経費が主なものです。

350ページ、款6 基金積立金につきましては、基金運用利息分の積立金です。

以上、保険事業勘定の説明とさせていただきます。

続いて、サービス事業勘定についてご説明いたします。354ページをお開き願います。歳入、款1 サービス収入、項1 予防給付費収入は、地域包括支援センターが作成する介護予防サービス計画作成費収入です。

358ページをお開き願います。歳出、款1 事業費、項1 居宅介護支援事業費は介護予防サービス計画作成委託料、款2 諸支出金、項1 繰出金は保険事業勘定への繰出金です。

以上、サービス事業勘定の説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） それでは、議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算。

○さくらの園・園長（敦賀靖之君） それでは、365ページ、議案第22号についてご説明いたします。

本案は、令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億6,567万6,000円にしようとするものでございます。

376ページ、377ページの歳入をお開き願います。款1 サービス収入、項1 介護給付費収入、目1 施設介護サービス収入並びに目2 居宅介護サービス費収入でございますが、いずれも国保連合会からの入所とショートステイの収入でございます。

続きまして、項2 の自己負担金収入は、介護給付費の自己負担金として入所者からの収入でございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金は、一般会計からの繰入れをもって施設分、事業費分の不足分に充当しようとするものでございます。

続きまして、378ページ、379ページをお開き願います。款5諸収入、項1雑入、目1雑入は、職員の雇用保険料自己負担分及び介護サービス利用者負担軽減事業補助金が主なものでございます。

続きまして、歳出ですが、382ページから385ページの款1総務費、項1施設管理費、目1一般管理費ですが、施設の事務系職員の人件費、施設の維持管理費が主なものでございます。

次に、386ページ、387ページをお開き願います。款2事業費、項1施設介護サービス事業費は、直接入所者のサービスに携わる職員の人件費と施設サービスに係る費用が主なものでございます。なお、資料といたしましてナンバー79と80を提出しておりますので、ご参照願います。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（野村 洋君） 議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算、議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算。

○水産課長（岩井一桐君） それでは、議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算についてご説明いたします。

それでは、393ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ51万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。404、405ページをお開き願います。歳入の款1使用料及び手数料、項1使用料、目1使用料の51万円につきましては、港湾施設用地の貸付使用料でございます。

続きまして、408、409ページについてご説明いたします。歳出の款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費の節8の旅費と節10の需用費につきましては、港湾業務に係ります事務経費でございます。次に、節27繰出金の26万5,000円につきましては、令和5年度は使用料を充当する町単独事業を予定してございませんので、使用料の一部を一般会計へ繰り出すものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願申し上げます。

続きまして、議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

411ページをお開き願います。本予算は、歳入歳出の総額をそれぞれ8,775万1,000円に定めようとするものでございます。

以下、事項別明細書により主なものについてご説明いたします。422、423ページをお開き願います。歳入の款1分担金及び負担金、項1負担金、目1リサイクル施設負担金につきましては、鹿部町と、鹿部、砂原、森の各漁協における負担金でございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1リサイクル施設使用料でございますが、

令和5年度はウロの受入れ数量を前年比200トン増の2,500トンと見込んで5,000万円を計上しているところでございます。

款4繰入金、項1基金繰入金、目1基金繰入金につきましては、収支の均衡を図るためホタテ未利用資源リサイクル施設運営調整基金繰入金から664万8,000円を繰り入れるものでございます。

続きまして、次ページの款4繰入金、項2一般会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、施設運営に係ります費用の森町の負担分でございます。

続きまして、428ページから431ページまでをご説明いたします。歳出の款1項1目1総務事業費、節2給料から節4共済費につきましては、施設運営に係ります職員2名分の人件費でございます。節10需用費の主なものにつきましては、電気料と施設機器類などの修繕に係る費用が主なものでございます。続きまして、節12委託料につきましては、ホタテウロの処理に係る費用が主なものでございまして、飼料会社向けの乾燥処理業務として3,858万4,000円、セメント会社向けの焼却処理業務として2,846万8,000円をそれぞれ計上しております。次ページに移りまして、節26の公課費につきましては、令和4年度分の消費税及び地方消費税として245万5,000円を計上してございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算。

○病院事務長（安藤 仁君） 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算についてご説明いたします。

資料ナンバー81、病院事業経営分析一覧表を提出しておりますので、ご参照願います。

初めに、1ページの業務の予定量ですが、病床数60床、年間患者数の入院1万3,176人、外来2万5,168人を予定しており、1日当たり平均患者数は入院で36人、外来で104人を見込みました。

建設改良事業は、一般エックス線撮影装置ほか、記載のとおり計2件の医療機器等の購入予定となっております。

次に、収益的収入及び支出ですが、病院事業収益は9億6,276万5,000円で、医業収益7億734万9,000円、医業外収益2億5,541万6,000円となっております。

支出ですが、病院事業費用は12億701万9,000円であり、医業費用11億9,868万2,000円、医業外費用783万7,000円、予備費50万円であり、収支不均衡予算でございます。

2ページをお願いします。次に、資本的収入及び支出ですが、資本的収入は9,844万1,000円で、企業債2,200万円、出資金7,644万1,000円となっており、資本的支出は1億4,493万1,000円で、建設改良費2,450万円、企業債償還金1億2,043万1,000円でございます。

次の企業債から3ページの棚卸資産の購入限度額までは記載のとおりとなっております。

それでは、9ページ以降の事項別明細書により、主なものについてご説明いたします。収益的収入及び支出の収入、款1病院事業収益、項1医業収益、目1入院収益は4億2,163

万2,000円で、診療単価3万2,000円を見込み、目2 外来収益は2億1,392万8,000円、診療単価8,500円を見込んでおります。

目3 その他医業収益ですが、救急医療に対する一般会計からの補助金や各種検診、予防接種収入となっております。

10ページをお願いします。項2 医業外収益、目2 他会計補助金の2億4,699万8,000円は、説明欄記載のとおり負担区分に基づく一般会計からの繰入れでございます。

11ページをお願いします。支出、款1 病院事業費用、項1 医業費用、目1 給与費は、病院運営に係る人件費でございます。

目2 材料費ですが、実績等を勘案し、計上してございます。

12ページをお願いします。目3 の経費ですが、科目により増減はありますが、全体で243万9,000円の増額となっております。

17ページです。資本的収入及び支出の収入ですが、款1 資本的収入、項1 企業債、目1 企業債の2,200万円は、医療器械購入に係る企業債でございます。

項2 出資金、目1 出資金7,644万1,000円は、過去の病院建設や医療機器等購入に係る企業債償還金に充てるための一般会計からの出資金でございます。

18ページをお願いします。款1 資本的支出、項1 建設改良費2,200万円は、説明欄記載のとおり一般エックス線撮影装置ほか1件の医療機器等の購入費用でございます。

項2 企業債償還金、目1 企業債償還金1億2,043万1,000円は、過去の病院建設や医療機器等購入に係る企業債の元金償還支払い分でございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算、議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算。

○上下水道課長（水元良文君） それでは、議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は4,992戸、年間総配水量は143万6,588立方メートル、1日平均配水量は3,936立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、道路工事に伴う配水管移設更新工事が主なもので、詳細の工事量、予定箇所につきましては資料番号82、83、84をご参照ください。

2ページをお開きください。第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業収益を2億9,270万2,000円に、支出の第1款水道事業費用を3億3,097万7,000円にしようとするものでございます。

第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款水道事業資本的収入を2,971万8,000円に、支出の第1款水道事業資本的支出を8,975万2,000円にしようとするものです。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,003万4,000円は過年度分損益勘定留保資金3,879万3,000円、当年度分損益勘定留保資金2,024万



1,000円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、事項として森町増圧ポンプ室機器更新工事、期間、令和5年度から令和6年度、限度額は800万円です。

第6条の企業債でございますが、起債の借入限度額2,550万円は、更新事業の財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金の2億円は、必要な資金を一時借入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の棚卸資産の購入限度額は、各戸に貸し付ける量水器の購入に伴うもので、400万円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益は2億6,465万4,000円で、前年度比118万円の減となっております。

11ページの款1水道事業収益、項2営業外収益、目2消費税及び地方消費税還付金は、前年度比392万5,000円の減となっております。

目3長期前受金戻入は、前年度比387万7,000円の減となっております。

12ページをお開きください。支出について、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費1億2,962万4,000円は、原水の取水並びに浄水処理に関わる施設の維持管理及び運用に要する費用で、前年度比725万1,000円の増となっております。節の修繕費4,157万1,000円は、説明欄記載のとおり、各機器の整備保全に要する修繕費でございます。節の委託料5,135万2,000円は、各施設における維持管理及び運転管理に要するものでございます。

13ページ、目2配水及び給水費5,066万6,000円は、職員給与費及び配水池、配水管、その他附属施設等並びに給水装置の維持管理、運用に要する費用で、前年度比219万8,000円の減となっております。節の給料から法定福利費については職員給与費であります。14ページをお開きください。節の備消耗品費から公課費については、配水施設における維持管理及び運用に要する費用です。

15ページ、目4業務費5,379万8,000円は、水道料金、下水道使用料の検針及び徴収業務、量水器の維持管理等に要する費用で、前年度比792万2,000円の増となっております。

目5総係費2,429万5,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用を計上しており、前年度比172万7,000円の増となっております。以下16ページまででございます。

16ページ下段、目6減価償却費6,689万円は、有形固定資産減価償却費を計上しております。

17ページ、目7資産減耗費14万3,000円で、前年度比159万7,000円の減となっております。

す。

18ページ、項2 営業外費用、目1 支払利息及び企業債取扱諸費316万円は、企業債の返済利息と一時借入れのための利息を計上しております。

20ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1 水道事業資本的収入、項1 企業債、目1 企業債2,550万円は、水道施設更新事業を実施するために起債を借り受けるものです。

項2 負担金、目1 負担金421万8,000円は、道路工事に伴う尾白内地区の配水管移設工事に伴う補償による負担金です。

21ページ、支出について、款1 水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目1 水道施設費4,788万1,000円は、各戸に貸し付ける量水器設置に必要な費用、工事請負費の各水道施設の更新工事を計上しております。委託料は、配水管移設工事の委託料330万円を計上しております。

下段の項2 企業債償還金、目1 企業債償還金4,187万1,000円は借り入れた起債の償還に必要な費用で、前年度比25万6,000円の増でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算についてご説明いたします。

本予算案第2条の業務の予定量について、排水戸数は3,153戸、年間総排水量は62万9,609立方メートル、1日平均排水量は1,725立方メートルとなっております。主要な建設改良事業の概要については、公共下水道管渠新設工事で、工事量として污水管口径150から250ミリ、400メートルの延長を施工予定しております。工事詳細の予定箇所につきましては、資料番号85番をご参照ください。

第3条の収益的収入及び支出の予定額について、収入及び支出それぞれ4億5,689万6,000円にしようとするものでございます。

2ページをお開きください。第4条の資本的収入及び支出の予定額について、収入の第1款下水道事業資本的収入を2億1,919万6,000円に、支出の第1款下水道事業資本的支出を3億4,195万6,000円にしようとするものでございます。

なお、本文括弧書き中のとおり、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,276万円は当年度分損益勘定留保資金1億2,276万円で補填しようとするものです。

第5条の債務負担行為は、1つ目として事項、森浄化センター外機械設備・電気設備改築更新のため日本下水道事業団に工事委託するための債務負担の設定で、期間は令和6年度、限度額は1億600万円となっております。なお、令和5、6年度の2か年の工事ですが、令和5年度は2,600万円を予算計上しております。資料番号86をご参照願います。2つ目は、事項欄記載による水洗便所改造等資金あっせん融資取扱手数料に係る債務負担の設定でございます。

3ページの第6条の企業債でございますが、起債の借入限度額4,240万円は建設工事の

財源として借り入れるものでございます。

第7条の一時借入金2億円は、必要な資金を一時借入れするための限度額の設定となっております。

第8条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費となっております。

第9条の他会計からの補助金は、一般会計から公共下水道事業会計への補助金で、企業債利息支払金として4,870万円、経営健全化補助金として1億7,445万5,000円を受け入れようとするものでございます。なお、経営健全化補助金の主な用途は、企業債償還金の財源補填として1億2,275万9,000円、事業運営費として5,038万3,000円となっております。

以下、事項別明細書によりご説明いたします。予算書10ページをお開きください。収益的収入及び支出の収入について、款1下水道事業収益、項1営業収益、目1下水道使用料は9,525万9,000円で、前年度比50万6,000円の減となっております。

11ページの項2営業外収益、目1他会計補助金2億2,315万5,000円は一般会計よりの補助金で、前年度比883万3,000円の増となっております。

目3長期前受金戻入は、償却資産の取得等に充てた補助金に相当する額を減価償却見合い分として計上したもので、前年度比179万1,000円の増となっております。

12ページをお開きください。支出について、款1下水道事業費用、項1営業費用、目1管渠費1,875万3,000円は、職員給与費及び下水道管渠とその他附属施設及び排水設備の管理に要する費用を計上しております。

13ページ、目2処理場費1億376万5,000円は、森浄化センターの汚水処理並びに污泥処理に係る施設の維持管理や運転業務に必要な費用で、前年度比1,440万8,000円の増となっております。

14ページ下段から16ページ中段にかけての目4総係費3,233万7,000円は、職員給与費及び事業運営全般に必要な事務管理費用で、前年度比387万1,000円の増となっております。

同じく16ページの目5減価償却費は2億5,213万8,000円で、前年度比747万円の減となっております。

17ページの項2営業外費用、目1支払利息及び企業債取扱諸費は4,930万円で、前年度比433万9,000円の減となっております。

18ページをお開きください。資本的収入及び支出の収入について、款1下水道事業資本的収入、項1企業債、目1企業債は4,240万円で、前年度比10万円の減となっております。

項2国庫補助金、目1国庫補助金は2,550万円で、前年度比410万円の増となっております。

19ページの項3出資金、目1他会計出資金は1億5,040万1,000円で、前年度比1,571万1,000円の増となっております。

項4受益者負担金、目1受益者負担金は建設費の財源となるもので、本年度は89万5,000円で、前年度比7万円の減となっております。

20ページから21ページに続く款1下水道事業資本的支出、項1建設改良費、目1下水道施設費は、職員給与費及び下水道施設の建設に必要な費用であり、本年度は8,835万8,000円で、前年度比737万1,000円の増となっております。

21ページ下段の項2企業債償還金、目1企業債償還金は2億5,359万8,000円で、前年度比で1,009万3,000円の増となっております。

以上、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（野村 洋君） それでは、以上で提案理由の説明が終わりました。

なお、日程第4に関わる本会議の質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき、議案ごとに取り扱うものいたします。

#### ◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回は、3月6日午前10時開会いたします。

お疲れさまでした。

延会 午後 3時26分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年3月3日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和5年第1回森町議会3月会議会議録（第3日目）

令和5年3月6日（月）

開議 午前10時00分

延会 午後 4時23分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 一般質問
- 4 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第18号 令和5年度森町一般会計予算  
議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算  
議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算
- 5 意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書
- 6 意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
- 7 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書
- 8 意見書案第4号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書
- 9 意見書案第5号 岸田政権が進める「大軍拡・大增税」に反対する意見書
- 10 議員の派遣について
- 11 休会中の所管事務調査等の申し出

### ○出席議員（14名）

議長 16番 野村 洋 君	2番 山田 誠 君
3番 佐々木 修 君	4番 高橋 邦雄 君
5番 伊藤 昇 君	6番 加藤 進 君
8番 東 隆一 君	9番 河野 文彦 君
10番 宮本 秀逸 君	11番 檀上 美緒子 君
12番 木村 俊広 君	13番 久保 友子 君
14番 松田 兼宗 君	15番 斉藤 優香 君

○欠席議員（2名）

副議長 1番 菊地 康博 君	7番 堀合 哲哉 君
----------------	------------

○出席説明員

町 長	岡 嶋 康 輔 君
副 町 長	長 瀬 賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷 美 佐 子 君
監 査 委 員	釣 隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野 尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記 長	東 克 宏 君
監査事務局書記長	村 本 政 君
防災交通課長	柴 田 正 哲 君
契約管理課長	山 田 真 人 君
企画振興課長	川 村 勝 幸 君
税 務 課 長	柏 淵 茂 君
保健福祉課長	宮 崎 弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野 友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎 涉 君
住民生活課長	阿 部 泰 之 君
子育て支援課長	野 崎 博 之 君
環 境 課 長	川 口 武 正 君
農 林 課 長 兼 農業委員会事務局長	寺 澤 英 樹 君
農 林 課 技 術 長	濱 野 真 行 君
農 林 課 参 事	佐 藤 司 君

水産課長	岩井	一	桐	君
商工労働観光課長	奥山	太	崇	君
建設課長	富原	尚	史	君
建設課技術長	伊藤	正	吾	君
砂原支所長	落合	浩	昭	君
地域振興課長	干葉	正	一	君
町民福祉課長	金丸	義	樹	君
教育長	毛利	繁	和	君
学校教育課長	坂田	明	仁	君
学校教育課参事	河野		淳	君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤	智	裕	君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村	忠	公	君
給食センター長	藤嶋		希	君
さくらの園・園長	敦賀	靖	之	君
病院事務長	安藤		仁	君
上下水道課長	水元	良	文	君
消防長	東谷	直	樹	君
消防次長	松居	順	一	君
消防署長	松田	光	治	君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田	桐	克	幸	君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関		孝	憲	君
庶務係	喜田	和	子	君	
総務係	水嶋	篤	市	君	
財政係	村井		涉	君	
行革DX推進係	水口	祐	太	君	

○会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について



- 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第18号 令和5年度森町一般会計予算
- 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席3番、佐々木修君、議席4番、高橋邦雄君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（野村 洋君） 日程第3、これより一般質問を行います。

質問の順序は、お手元に配付のとおりであります。

議事進行についてですが、質問は会議規則に定める3回の原則を厳守し、内容も要点を簡潔明瞭に行い、答弁につきましても効率的な議事運営への協力をお願いいたします。また、通告外の事項や当局への質問以外の発言に及ぶことのないよう、そして当局を含めて不適切な発言についても十分注意されるよう、併せてお願いいたします。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、1、少子化対策について、議席4番、高橋邦雄君の質問を行います。

○4番（高橋邦雄君） では、通告に従いまして、質問させていただきます。

少子化対策について。現在、森町において合計特殊出生率は1.46となっておりますが、道内においては1.90弱の市町村もあります。当町は、決して高い出生率とは言えず、減少傾向が続いています。

出生率を上げるために、当町も子育てしやすいまちづくりを推進されていますが、現在の視点だけでは少子化を抑えることは困難であると考えます。このままでは、数十年後には人口減少がさらに進み、2027年目標人口数1万5,000人を達成することは困難であると考えます。森町で子育てしやすい環境をつくっていくためには、育児に対する支援制度の周知や経済的負担を軽減するなど、さらなる対策が必要と考えますが、町長の見解を伺い

ます。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

当町では、子育てしやすいまちづくりを推進するため、教育や医療、保健、福祉などにおいて経済的な支援を含め、多面にわたり様々な取組を行っております。直近では、出産・子育て応援交付金を活用した出産・子育て応援金事業、令和3年度から運用を開始された入学・卒業祝金支給事業や国の制度では対象とならない世帯についても幅広く支援する保育の無償化事業などに取り組んでおります。経済的な支援策ばかりではなく、相談体制の強化を図るため、その家庭に必要な支援を行う森町子ども家庭総合支援拠点を新年度から設置し、子供及びその家庭や妊産婦の福祉に関しての相談や情報提供などに努めてまいります。

人口減少、少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増加など厳しい財政運営状況を踏まえつつ、限られた財源を活用しながら少子化対策に限らず、将来を見据えた効果的な対策に取り組んでまいります。併せまして、子育て支援に関する制度の周知向上につきましても関係部局連携しながら引き続き取り組んでまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問、どうぞ。

○4番（高橋邦雄君） 再質問させていただきます。

今答弁の中で、かなりもう様々な支援策を行っているということですが、そこをさらに取組を進めるに当たって、まず共働き世帯にとって育児は時間的負担や精神的負担が大きく、第2子、第3子を望む際の障壁になっていると考えます。育児に対する支援は、現行制度の中で様々行われていますが、制度を十分に理解できず、活用されていない世帯も多いのではないのでしょうか。このことから、育児に対する支援制度のさらなる情報発信に力を入れるとともに、ニーズ調査が必要と考えます。

さらには、新婚世帯は何かと出費が多く、若年層の平均所得ではアパートを借りることすら経済的に苦しい状況であると考えます。公営住宅法に基づき、住宅に困窮する低所得者に対する住居保障を目的として憲法第25条の生存権を根拠に整備されていると認識しておりますが、障がい者や高齢者などを裁量世帯として政策的に運用してきた経緯もありますが、結婚してから数年は優先的に入居できるように、さらには家賃の特別減免を行い、経済的負担を緩和することで少子化対策に有効と考えます。

また、子育てのための広い居住空間で生活したいという方も多く、人が最適と感じる空間には絶対領域があります。公営住宅やアパートと比較した場合、一軒家のほうが多子の傾向があると認識することから、町内にある空き家を町が借り上げ、新婚世帯に所得に応じた安価な家賃で提供すれば、少子化対策として有効に機能し、また空き家対策にもつながると考えますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

高橋議員おっしゃるとおりに、1回目の質問でもお答えさせていただきましたとおり、

子育て世代に対するそういった支援メニュー、それはもっともっとやはり周知していかなければならないと考えています。その手法として、広報なり、ホームページなり、SNSなり、最近は本当にいろいろな媒体を使ってお知らせすることが可能となっておりますので、その辺は今後も様々な媒体を使ってしっかりと周知していくというところは頑張って担当課共々やっていきたいと考えております。その中で、やはり子育て世代からの直接的なニーズを吸い上げる、そういった我々の姿勢とともに、そういった仕組みづくり、それも非常に大事な要素だなと思っております。

つい先日、とある20代の結婚されているご夫婦の方、まだ子供はいらっしゃらないのですけれども、お話しする機会がありまして、本当にずばっと単刀直入に言われました。いや、町長、いろいろ子育て世代の政策、考えていただいている、もらっているところではあるのだけれども、本当に自分たちの生活で精いっぱい、その方がおっしゃるには年間100万円を貯金するか、子供を1人選ぶか、どっちか選択しなければならないので、それ町長、分かっているかいと。その根本的な子育て世代の悩みとか、直接的なニーズをしっかりと把握してもらえなければ、根本的な子育て世代への少子化対策、そういったものにはつながらないのだよ、町長と私はっきり言われました。本当にそのとおりだなと思えますし、やはり議員おっしゃるとおり様々な施策を知らせる、そしてニーズを吸い上げる、それはしっかりと行政として行っていきたいと考えております。

そして、ご提案いただきました家賃、そして町営住宅、一軒家を借り上げて子育て世代に子育てしやすい環境として提供してはどうかというお話でございます。本当に今町内では一軒家、空き家というものも本当に増えています。そういったものの把握も担当課を含め、様々な担当課で状況把握も努めているところでございます。単純に空き家として放っておくのは私ももったいないと思えますし、やはりそういったニーズが最優先として子育て世代の方々から申されるのであれば、そこは前向きにちょっと検討していきたいと思えますし、一石二鳥、三鳥にもなるような政策につなげていけるのかなと思えますので、その辺は前向きに検討させていただきたいと思えます。

まずもって、ニーズ調査、そして政策をしっかりと広める、そういったものをまずは進めさせていただきたいと思えますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○4番（高橋邦雄君） 最優先に進めていただくと。そのきちっとニーズ調査をしていただいて、何が必要なのか、では次にどういう支援をしていくのかということを進めていただくという言葉をいただいて、物すごく先が見える政策をしていただくと感じております。

そこで、住宅支援についてですが、昨今マスコミ、メディア等で大きく取り上げられています。公営住宅、子育て世代優先へ、国は子育て世帯が公営住宅へ優先的に入居できる取組を拡大する方針を決めております。住まいの確保に困る低所得の子育て世帯を支援

する狙いであるものです。そこを各自治体に対応を促すこととなっております。優先入居の事例として、小さな子供のいる世帯や多子世帯など住宅困窮度の高い子育て世帯を挙げております。国は、自治体に改めて導入を呼びかけることとなっておりますので、森町もいち早く、これに踏まえ、町独自の支援策に早急に取り組むことが必要であると考えますが、そのニーズ調査のそれも踏まえ、今後どうしていくのかという町長の新たな所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

公営住宅に特化したご質問だったのかなというふうに捉えております。公営住宅の取扱いといたしましては、やはり生活困窮者という福祉的な要素から考えますと、現状ではやはり経済的な収入が低い方というところを困窮者として捉えて最優先の入居として運用を行っているところでございます。総体的にやはり子育てにお金がかかる、総体的に考えますと、そういった支出の面で全体的な収入を捉えますと、議員おっしゃるとおり困窮度というの見方を変えるとあぶり出してくるのかなというところも思います。現状では、一定のルールとしてまずは生活困窮者、低所得者というところで入居の優先順位を決めさせていただいております。おっしゃるとおり、国の方向性としてもそういった流れがあるという中で、まずは子育て世帯への先ほども答弁させていただきましたお祝い金制度ですとか、様々なものを総体的に考えますと、ある一定の経済的な支援というものはさせていただいているのかなと考えております。

限りなく言ってしまうと、本当にこの子育て世帯への支援というものは自治体間でもう競争になっているような現状もあるのです。限りなく続いていく、そういった状況と財政的な状況を鑑みていろいろなことを判断していかなければなりませんので、そこはしっかりと考えつつも慎重に検討していかなければならないと思います。しかしながら、一切合財そういったものを否定するのではなく、1つの要素として考えていく、住宅のそういった公営住宅のところを考えていくべきところだとは思っておりますので、今後引き続き担当課と共に考慮に入れて検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 少子化対策についてを終わります。

以上で議席4番、高橋邦雄君の質問は終わりました。

次に、2、巨大地震対策について、議席2番、山田誠君の質問を行います。

○2番（山田 誠君） 私は1点、巨大地震対策についてを質問いたします。

大きな被害が想定される地域に注意を促す北海道・三陸沖後発地震注意情報の運用が昨年12月16日から始まりました。道内63市町村が対象で、マグニチュード7以上の揺れで発表されます。測定震源域では、マグニチュード7級の地震が2年、3年に1回のペースで起きているため、注意情報も2年に1回程度発表される見込みでございます。

国は、昨年9月に避難用施設整備の補助率を2分の1から3分の2へと引き上げる特別強化地域に道内39の市町村を指定いたしました。この中に森町も入っております。

津波は、発生してから30分で沿岸に到達すると言われております。特に海拔ゼロメートルと言われております砂原5丁目地域等は非常に危険性が高いところであり、避難場所も台場公園よりなく、また道路も2本しかなく、このような状況下では被害が甚大になると予想されます。この地域には、自主防災組織が一部ございますが、地域住民の高齢化が進んでおまして、自助、共助の取組も大変なため、早急に避難道路及び避難階段等、そして防災対策を施した避難施設、体制を整備し、被害を最小限に食い止めるべきというふうに思っております。

町は、住民の生命、財産を守る義務がございます。日本はもとより、世界的に巨大地震が頻発していることから、早急に森町ハザードマップを検証し、各種避難施設整備を行い、充実した防災対策を推進すべきと思いますが、町長の所見をお伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町津波避難計画では、各行政区域ごとに避難場所や避難目標地点、避難経路等を規定しております。避難方法は、徒歩避難を基本としながらも津波到達時間、避難場所までの距離、避難行動要支援者の支援、避難路の状況等を踏まえ、やむを得ず自動車により避難せざるを得ない場合には自動車の使用を制限しないこととしております。また、各行政区域ごとの津波到達時間と避難する住民の想定歩行速度から、避難対象地域の外へ避難することができない避難困難な地域はないものとしております。

しかし、津波はいつ、どの場所で発生するか分からず、季節や時間帯、当日の気象条件等により避難行動が大きく影響されることとなります。このため、早急に津波浸水想定区域内の各町内会との協議を開始し、避難するに当たって地域ごとの課題について情報共有を行い、対策すべき課題についての抽出作業を実施してまいります。

また、災害時における自力避難が困難な方の避難支援については、要支援者ごとの個別避難計画の作成が市町村の努力義務となったことから、避難に係る支援体制の強化、効率化を目指し、現在の要支援対象者が真に自力避難が困難な方なのかどうかという点の見直しを実施しております。今後は、災害の危険度の高いところに住んでいる自力避難が困難な方の災害発生時の個別避難計画の作成に向け、関係機関を含め、地域ぐるみで作業を進めてまいります。これらの避難対策を早急に進めることにより、災害時の逃げ遅れゼロを目指す取組を実施してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○2番（山田 誠君） 日本海溝または千島海溝沿いを震源とする巨大地震と津波による犠牲者数が最大で14万9,000人とこの前発表されてございます。その想定された北海道の部分で先般の新聞等では、森町は1,500人が表示されている。簡単に言うと、1,500人が津波にさらわれるよと、こういう言い方でございます。

町長は、令和5年の町の執行方針に現状の津波避難体制の見直し、避難路、避難施設の在り方の再検討を早急に進めると述べられております。今もそういうような話が出されま

した。森町の津波ハザードマップはありますが、これは早めに検証していただきたいというふうに思っております。

それで、避難路、避難施設の整備については多額な財源を必要とするわけでございますけれども、高額な補助率、それから高率な地方債の起債のあるうちに建設整備をすべきだと、私はそう思っております。既に数市町村が具体的に検討されているということの報道もございます。我が森町も早めに非常に危険性の高いところから、町長もさっき言っていましたけれども、順次整備すべきであるというふうに思っております。

また、森町の防災訓練の実施度が令和元年から令和4年までの間に、町長が知っているかどうかは分かりませんが、2回しかやっていない。僅か2回しかやっていない。それが駒ヶ岳の噴火が1回と津波の訓練が1回しかやっていない。これでは駄目ですね、町長。さらなる町民の防災意識を高めて、防災意識を根づかせるような防災教育が重要課題だと私は思っております。

さらには、森町には避難の区域が11区ございます。避難区域がありますけれども、全ての避難区に避難誘導標識が1か所も立たされていない。ハザードマップでは、図面では線を引いていますが、道路にはない。年々高齢化が進んでおるわけですから、これらも早めに設置が必要不可欠であると私は思っております。今年度は、ぜひこれらに全力を傾注いたしまして、被害を最小限にすべき、災害はいつ起こっても、先ほど町長も言っていましたけれども、おかしくない状況にあるわけでございます。これらについて早めの施設整備等々の実行について、町長はいかに考えているか再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

国の想定の中では、確かに数字としては津波に巻き込まれてしまう、そういった危険地域に住んでいる方というのが一定数いるというのは私も存じているところでございます。しかしながら、だからと言ってすぐそこから引越すなんていうことは現実的ではなくて、やはりその場で住み続ける、安心して住み続けるためには、やはり行政としてもしっかりと避難経路、そして避難した後の避難施設、そういったものをしっかりと確保して、そして避難訓練も含め、そういった災害に関しての教育といいますか、周知を図っていかねばならない。そして、災害時の、あってはならないとは思いますが、亡くなる方は私はゼロ、そういったものをしっかりと目指していきたいというふうに思っているところでございます。

議員おっしゃるとおり、この森町もそういった危険な地域として指定されましたので、避難施設もしくは避難道路の整備に関しまして有利な補助をいただける状況になっております。しっかりとその辺も考慮しまして、早急にそういった必要な道路、施設、どの場所にどのような規模、どのような機能を持たせて設置すべきか、しっかりと並行して検討しながら具体的なものを考えていきたいと思っております。そのプロセスにおいて、先ほどの同僚議員の質問とも少しかぶるのですけれども、やはり基本的には町民の方々の課題感、安心を得てもらうためには、こういったものが足りていないのかということとしっかりと

町民の皆様からニーズを調査する、そういったことが必要になると思います。先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたとおり、そこは早急に担当課において各行政区分ごとに懇談の場、ニーズを抽出する場、意見交換の場をしっかりとつくっていきたくて考えております。

そして、避難路に対する標識がないというところでございますが、それは本当に何とかしなければならないと思っております。本当にあした、あさって起きてもおかしくないというその災害の中で、まずはすぐできることをしっかりと検討して実施に移していきたいなと思っております。本当にその際は、当初予算に載っていないことでも早急に、いろいろとご指摘は受けるのかもしれませんが、そこは本当に検討しまして、補正対応等々をしながら議員の皆様にご理解をいただいて早急に整備を進めていければなと考えているところでもございますので、まずはそういった一定のご理解はいただければなと考えているところでございます。

あと、訓練ですね。訓練に関しましても、本当に私もまだまだ足りないと思っております。なかなか防災意識、町民の方の防災意識とこれは連動するとは思いますが、やはり本当に最悪な状況を想定して、それに近い訓練というものをできれば実施したいなと思っております。本当に最悪な状況というのは、やはり皆さんが寝ている真冬の猛吹雪で真夜中、地震が起きて津波避難、そういう状況になったと。それが一番高齢者にとっても避難困難な方にとっても本当に最悪な状況だと思います。そういったことにできるだけ近づけられるような、そしてそれを繰り返し防災意識として調整できるような、そういった訓練をできる限り多く実施していきたいと考えておりますので、その点につきましてもご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○2番（山田 誠君） 防災関係に町長からやる気のあるような答弁をいただきました。ありがとうございます。

それで、防災対策はやっぱり日頃からの備えが一番大事なわけでございます。町長も先ほど来から各町内会、地域の方々と意見交換を徹底してやりたいというふうな意見でございますけれども、これはやっぱり早めにやっていたかかないと、甚大な被害に対して敏速な避難体制の準備が欠かせないというふうになっておりますので、これがないと大変だなというふうに思っております。今年度は、各種の訓練及び防災教育、避難施設の充実を図る年だというふうに私は思っておりますので、町長も今の話を、答弁を聞きましてもそのような考え方を持っているということは、町民としては安全で安心な町に住めるなというような考え方を持っているかと思っておりますので、その辺を十分考慮した対応を検討をして早めに行っていただきたいなというふうに思います。やはり行政と住民と防災に対しての一致した行動実施計画を持ってやっていただきたいなと、そういうふうに思いますので、いかがでしょうか。



○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

町民の皆様がやはり安全なのは当然なのですが、安心感を持って住み続けられる町というものは、やはり行政が今後そういった課題に対してどういう考えを持っているのか、方向性を、私たちの意見を聞いてくれるのかというところが本当に大事だと思います。どういった形がいいのか、まずは本当に町内会単位でそういった意見交換、ニーズ調査というものを担当課もそうですけれども、町長部局としても行政懇談会として様々な機会の中でしっかりと把握できる、そういった機会はたくさん設けられるのかなと思っております。

昨年、町長になってから、このコロナ禍の中で懇談の機会というものがなかなかつくれない中ではあったのですが、今年になりまして、来年度からはそういった機会もたくさん多くつくれるのかなと思っております。執行方針の中にも書かせていただきましたけれども、各町内会宛ての移動町長室とはまたちょっと違った仕組みの中で行政懇談会、ちょっと気軽に行っていただけ行政懇談会的なものもしっかりとやらせていただきたいなと思っております。私と副町長が出かけて、そういった組織にこだわらず、町内会でもその中の女性部でも青年部でも本当にご要望があれば、私たち出かけて様々なことに関して意見交換させていただく機会を引き続き設けたいと思いますので、その辺ももし可能であれば町民の皆様と一緒にご周知いただければ、しっかりと対応させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（野村 洋君） 巨大地震対策についてを終わります。

以上で議席2番、山田誠君の質問は終わりました。

次に、3、予防接種助成について、議席5番、伊藤昇君の質問を行います。

○5番（伊藤 昇君） それでは、一般質問させていただきます。

予防接種助成について。町政執行方針の保健では、森町健康増進計画に基づき、各種の健康課題に見合った取組を展開するとのことですが、健診内容では近年増加傾向にあると言われております帯状疱疹ワクチン予防接種のことが記載されておられません。既に予防接種費用の一部助成を行っている自治体もあると聞いております。町民の方からも予防接種の助成についてお尋ねされることもありますことから、当町においても予防対策として助成内容も含め、実施する必要があると思いますが、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森町健康増進計画は、疾病ごとに取り組むものではなく、生活習慣病の発症と重症化の予防に重点を置いた内容としています。今般のコロナ禍において、新型コロナウイルス以外の疾病発症も一部で指摘されており、帯状疱疹もその一つとなっています。

帯状疱疹を予防するワクチンは、予防接種法に基づく定期接種となっておらず、個人の判断に基づいて受ける任意接種となっています。任意接種となっている帯状疱疹ワクチンには、1回接種の生ワクチンと2回接種が必要となる不活化ワクチンがあります。町内医

療機関における接種料金は、生ワクチンが1回で8,000円前後、不活化ワクチンが2回で5万円前後となっており、昨年5月時点で全国32自治体が公費助成を導入しております。

定期接種対象ワクチンには、集団の予防に重点を置き、努力義務があるA類疾病と個人の予防を重視し、努力義務のないB類疾病があります。当町では、A類疾病ワクチン10種類を無料とし、B類疾病ワクチン2種類を一部助成しておりますが、任意接種対象ワクチンへの公費助成は行っていない状況でございます。

現在、带状疱疹ワクチンは国の審議会において定期接種化が検討されており、疾病負荷は一定程度明らかになったものの、接種によって期待される効果や導入年齢に関して検討が必要とされています。これらのことから、带状疱疹ワクチンへの公費助成については定期接種化の動向を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○5番（伊藤 昇君） 今後の課題として検討していきたいのだというようなお話でございますけれども、それにつきましても皆さん、町内の方々もその予防のワクチンを接種したいのだというような要望も私のところに寄せられているのも確かなのです。

先ほど言った5万円ですか、2回で。非常に高額になっていると。他の町村、近隣、渡島ではないのですけれども、よそのところを見ますと2分の1の補助があるとか、1回1万円の補助があるとかというようなことでの実施も既にされているところもあるわけです。ですから、その辺りで検討するというのは大変ありがたいことなのですが、町長、その検討の結果というものがいつ出されるのか。国に全部委ねてしまうのか。でも、既に自治体で行っているところもあるのです。ですから、森町としてそういう検討をいつまでされるのか。

それから、先ほど年齢の部分もお話があったのですが、対象の何歳から何歳とかという部分をお考えになっているのか。その辺りの部分と、それからもし、それは後々になるのでしょうかけれども、その制度の創設ですとか、助成の内容ですとか、そういうものを含めてこれからの進め方、今年度なのか、来年度なのか、早急に進めるのか、その辺りのお話があれば、お話しいただければと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほど答弁もさせていただきましたとおり、国の動向をまずは注視しながら検討させていただきたいと考えております。伊藤議員のほうにも町内の方から带状疱疹のワクチンに関してご要望があるということでございますし、実際私も一部、知り合いからなのですけれども、そういった带状疱疹に関して、最近それに伴った不安といいますか、解明はされていないのですけれども、そういった悩みといいますか、不安もあるのだということも医療関係者の方からお聞きしている状況でもございます。まずは、ずっと考え続けるという話にもなりませんので、令和5年度でしっかりと検討させていただきまして、遅くとも令和6年度の当初にはどのような制度、どのような状況になっているかを見定めまして具体

的な形にしていければなと考えております。

このコロナ禍が今一通り一巡しまして、何とかワクチン接種も進んだ中で様々なご不安があるのは重々承知しておりますので、しっかりその辺はコロナの動向も踏まえながら令和5年度中にしっかりと検討し、またご意見もしっかりと聞きながら具体的に方向性、お答えを出していきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○5番（伊藤 昇君） それでは、再々質問ということで、今町長から5年に検討して6年の当初から考えていきたいような話だったのですけれども、ただ冒頭に国の指針等が出てきた場合というお話がありましたので、ですから国の指針が早く出てくれば、またはいろんな管内の状況ですとか、国の状況ですとか、いろんなことを加味しまして、実際この带状疱疹にかかるということになると非常に苦しいのです。実際にかかった人からも聞きまして。ですから、そういうことがないようなことを考えていかなければならないのかなと思っているのです。

ですから、今は私、今日はこの質問をいたしまして、検討というのは5年度中にするというか、もし検討をする気持ちがあるのであれば早急に検討を進めて、その後いろいろな状況を加味しながら実施に向けていきたいというような話になるのではないかなと私は思うのです。年度を決めるのはいいのだけれども、今年度1年間ずっと検討ばかりして6年の初めからやりますよと。それでは、皆さん体の状況なものですから、そういうふうにならないような手だてをしてあげるのがいいのではないかなと、行政として。私はそう思うのですが、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、国の方向性等々が私たちのペースと一緒にとなるとは限らないとは思いますが、その辺は1つの考える要素としては、しっかりと反映できるようにしていきたいと思えます。

任意接種への公費負担に関しましては、他にも様々なワクチンもございいますことから、そういったものとの整合性という言葉はあまり私は使いたくはないのですけれども、そういったことも検討しながら進めなければなりませんので、その辺はある一定のご理解はいただきたいなというふうに考えております。しかしながら、議員おっしゃるとおり非常にづらい症状があるというのは私も存じておりますので、ご不安がある一程度あると私も存じておりますので、早急に対応すべき状況が来るのであれば、それはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思えます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 予防接種助成についてを終わります。

以上で議席5番、伊藤昇君の質問は終わりました。

次に、4、行政としての責任の取り方について、町営住宅の入居条件について、巡回バ

スの本格運用に当たってを行います。

議席11番、檀上美緒子君の質問を行います。

初めに、行政としての責任の取り方についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 1点目、行政としての責任の取り方について。

私が町議会議員となった2015年、平成27年以降、行政執行上、看過できないことが幾つか挙げられますが、その決着のつけ方、とりわけ行政としての責任の取り方としていかがかと思われることが幾つもあります。この3月までに責任も含めて2億円に及ぶ不納欠損を出した下水道事業と土地改良事業の調査結果をそれなりに出すことになってはいますが、こうした事態とこれまでの行政としての責任の取り方と無関係ではないと私は思っています。

私は、何度か補助金や延滞金の問題、尾白内地区の残置物処理等で執行上の問題や責任の取り方について一般質問で取り上げてきました。岡嶋町長からは、法令や規則にのっとり適正に取り組むと今後の姿勢に関わっての答弁をいただいておりますが、責任の取り方で具体化したのは2021年、令和3年の農林課の補助金告知問題だけです。とりわけ町民に直接的に関わる問題であればなおのこと、町民への真摯な説明と謝罪が必要と考えますが、その点でも全く不十分と言えます。

延滞金の件では、2021年、令和3年3月議会で私の一般質問に岡嶋町長は、規則にのっとり徴収してこなかった事実は大変遺憾と言っていますが、これは議会だよりの私の一般質問報告に載ったのであって、町として町民の皆さんへは2021年度、令和3年から延滞金を徴収しますの告知のみです。

失敗や過ちはないにこしたことはありませんが、人間ですからないとは言えません。私も大小様々な失敗や間違いがあります。そのときの責任ある対応が大事だと思います。その点が今までは、あまりにもひどいと言いたい。

昨年の3月の住民説明会で、下水道事業と土地改良事業の不納欠損問題の調査結果を3月中に最終報告ができない場合は中間報告をすると町民に約束をしていますが、その目途と進捗状況を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

国営駒ヶ岳地区土地改良事業受益者負担金、土地改良施設使用料及び下水道事業受益者負担金の滞納処理に関して、最終報告にはまだお時間をいただきたいと考えているため、現在中間報告書という形で詰め作業を進めているところではありますが、住民説明会でお約束したとおり、3月中には議員の皆様並びに町民の皆様にお示ししたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今3月中に住民説明会でお約束していただいたとおり、中間報告でされるということですので、ぜひその内容についてしっかりとしていただければと思

っています。

そこの中身なのですけれども、住民説明会の場でもそうなのですけれども、責任の取り方の問題についても報告するという事になっているかと思っておりますので、その件、具体的な経過の調査のみならず、責任をどう取っていくのかということについての報告もされるのかどうかということをもまず第1点目としてはお聞きしたいと思っております。

特にこの説明の部分でいきますと、今回の2億円の不納欠損については住民説明会もやりましたし、その前にはおわびとご報告という形で町長の名前で広報に差し込みのチラシが入りました。そういう形で、それなりの報告というか、反省というか、おわびというか、町民に対する謝罪というのはあったかと思うのですが、私は非常にこの問題で不満というか、ちょっといかがかなと思っているのは、先日行われた今年度の執行方針の中では一切この問題については触れられていないわけです。やっぱり去年の令和4年の状況において不納欠損を9月議会でやったわけですから、それに関わって本当に反省の姿勢というか、それを明らかにする上では、令和5年の執行方針に当たって、そのような不適切な事務処理が行われてきたということに対する真摯な反省と今後のやっぱりきちんとした的確な行政執行、それについてきちんと町民の皆さんに行政執行方針として述べるというのが本当ではないかなというふうにして感じているところなのです。そういう点で、今回の執行方針の中でそれが述べられなかったことは非常に残念でたまらないわけです。

この問題に関わっては、直接岡嶋町長が関係した事件ではないのですけれども、ちょっと関連してあれなのですけれども、前の梶谷町長のときには薬剤師の横流しの問題があったのです。それも梶谷町長自身るときではなくて、その前の佐藤克男町長ときの問題だったのですけれども、そのときに梶谷町長は執行方針の中で、前段でこの問題についてはきちんと反省というか、謝罪を述べているわけです。その点では、私はその姿勢については評価できるなというふうにして思って、今回の岡嶋町長の部分においては非常に残念でたまらなかったわけです。

それと、やっぱりこの間の様々な、先ほど最初に述べましたように、この2億円のみならず、この間、私が2期8年務めさせていただいたのですけれども、その中でいかがなものかというふうな問題で幾つかあるのですが、ここにも書きましたように延滞金の問題については町長も遺憾だというような宣明は出されてはいるわけなのですけれども、現実的にきちんとした町民に対しての説明がないままに、延滞金だけ徴収しますというふうな形で報告がされている。

しかも、もっと言えばグリーンピア大沼の補助金についても明らかに私はこれは確信犯かとは思っているのですけれども、補助金の支給に当たって完全に要綱の違反があったわけです。それに関わってもグリーンピア大沼の側から出すというような形で出てはきているのですけれども、町側としてはそれに対してきちんと問題だから出してくださいというような形でやったわけではないわけです。ですから、そういうようなもろもろのことが非常にきちんとした反省や訂正という形で行われてきていないというのがやっぱりこのたび

の2億円の不納欠損においてもそういう今までのあしき慣習にのっとってやってきたという結果になったのではないかなということをしごく危惧するわけです。ですから、そういう意味でやっぱりきちんとした反省、そしてその場で担当した者に対するきちんとした責任の取り方というのが必要ではないかなというふうにして思っています。

とりわけ尾白内の残置物処理に関わっては、議会でもそうだったのですけれども、町長一人の責任ではないという形で、この処分については1か月の減給の部分、それについては議会としては否決したわけですよ。だけれども、責任を取らなくていいということではなかったわけです。町長一人の、しかも直接担当、責任のある立場にはなかった岡嶋町長の方に責任を取らせるというのは、それはおかしいでしょうという意味合いだったわけですよ。

特に森町の……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、なるべくまとめて。時間の関係もありますので。

○11番（檀上美緒子君） 分かりました。それで、森町の行政処分の部分においてもきちんとした規定があるわけで、適正な事務処理に関わっての部分と監督責任の部分とあるわけで、私はこの責任の問題に関わって、今までのところのさかのぼっての部分とはともかくとして、今回のこの土地改良の問題と下水道の問題については理事者のみの対応ということではなくて、それなりの執行上の問題、または監督責任の問題という形での責任の所在も明確にした形での報告書が必要かと思っているのですけれども、その辺りについてお願いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

非常にちょっと多岐に、多岐にわたるという表現が正しいのかどうかは分かりませんが、非常に幅広いご質問をいただきましたので、もしかしたら答弁漏れといたしますか、そういうことがもしございましたら、次の質問で改めていただければと思います。

まず、行政としての責任の取り方というところで、執行方針に記載がまず今回なかったということをご報告しております。基本的には、まだ中間報告というところでございますし、現状としてこれを本来やってこなければならなかったことは執行方針に載せるようなことではなく、淡々と正しいことをやってくるべきことで、それを理事者も含めてマネジメントの中でしっかりと組織として行ってくるべきことであったと考えております。謝罪がまだ不十分ですとか、報告がもっともっとすべきであったというご意見は真摯に受け止めたいなと思うところではございますが、この間、様々な議会でお話しさせていただく機会において私もある一定の謝罪はさせていただきましたし、町民の皆様への報告会の中でも直接町民の皆様にご報告もさせていただきました。その中で今後、様々な方からの事情聴取、状況を調べた中で結果をお示ししたい。その中で、今回は中間報告というところになってしまう。その点におきましても、ある一定のご理解はいただきたいと考えております。

まずもって、中間報告となったことに関しましては、改めて次の議会でご説明させてい

ただくときに詳しくお話はさせていただくと思っておりますが、今回のこの事件がどのような経緯でこのような結果になってしまったのかというところは、本当に調査を様々な方の事情聴取も含めて行ってきました。しかしながら、当然元理事者2名に対しても事情聴取を行う手はずで担当課も本当に長い期間にわたって奮闘してきました。しかしながら、事情聴取に応じてもらえない、一切応じてもらえない、そういった事情もございます。その中で、現理事者として我々の調査権限上、これ以上独自に調べることは、そして強制的に事情聴取を行う、そういったことはもう不可能でございます。その中で、どういったことが今後できるのか、その点も含めて中間報告と併せましてご説明、ご報告しなければならないのかなと考えておりますので、その点もお含みおきいただいで一定のご理解はいただきたいと考えているところでございます。

はっきり申し上げまして、現状として言えるのは、この問題が明るみになりまして、本当に担当課とも町民の皆様からの信頼を回復するために何ができるのか、それを一生懸命やって1年間、1年少々の間やってきました。その中ではっきりと以前とは違う、定量的に本来であれば、あのままだったら時効延長を迎えて不納欠損し続けなければならなかった状況というのは、すばらしいという表現は不適切かもしれませんが、本当に職員一同みんな頑張って、定量的に数字として出してきております。そういった数字的な面も合わせて、ある一定の評価をいただきたいというのはおこがましいかもしれませんが、信頼回復に向けて頑張った成果の一つとしてある一定は認めていただきたいと、そのように考えているところでございます。

重ねての答弁になりますけれども、そういった点も含めまして3月のタイミングで報告と説明を中間報告というところで実施させていただきたいと考えております点につきまして、改めましてのご理解をいただきますようお願い申し上げます。

以上です。

(「責任問題」の声あり)

○町長(岡嶋康輔君) 当然責任問題、檀上議員がおっしゃるその責任問題というのは処分に関する事だと思われま。しかし、私にとっては責任といはますのは様々な幅広い要素があります。定量的に実証しなければならぬ責任問題、それがまず先頭に来て、実証されてからそういった処分というものは検討すべきことなのかなと考えております。しかしながら、現時点でいろいろな状況を調査して検討している中では、本当にこれを職員を処分するということて解決するのかなと、私は甚だ疑問に思っております。ある一定の権限がござい。その権限の中での責任もありますので、処分をするのは簡単です。しかしながら、この20年近くにもわたって行われてきたこのことを単純に職員を処分することだけで終わるのかなと。私は、そうではないと考えています。その点も含めまして中間報告の説明の中で具体的なこと、責任の取り方とはどういふことなのかということもしっかりと説明させていただきたいと思はますので、その点も中間報告の中でお聞きいただければなと思はます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今お聞きして、前理事者の事情聴取ができなかったというのはすごく私にとっては衝撃的というか、えっと。それも本当は確かめるつもりではいたのですけれども、町長のほうからお話があって、やっぱりその部分がきちんと聞き取りがされないというのは、この特に2億円の不納欠損に関わる経過というか、原因究明の部分で非常に大きな位置づけがあったのではないかなと思うのですけれども、それができなかったというのは非常に不十分さを残す結果になってしまうと思うのです。そういう私は最高責任者ですから町長なり、現職の岡嶋さんもそうなのですからけれども、前の佐藤さんや梶谷さんも含めてですけれども、その責任はやっぱりすごく大きいものがあるとは思っています。

ただ、実際に担当として執行してきているわけですよね。もちろんその下にいてというか、その指示を受けて、または認可を受けてということにはなるとは思いますけれども、実際にやってきているという部分におけるその自分の担当している部署についての実務に関わる責任というのはやっぱりあると思うのです。そこに対して明確に職務怠慢、注意義務違反というのがあるわけですよね。完全に私は、これに引っかかると思うのです。というのは、やっぱり今回の不納欠損の部分で、どうしてこういうきちんとした時効が成立しているのに催促してきたのだとか、またはきちんとした処理ができてこなかったということだとか、それについての理由があまりにも初歩的というか、そういう状況が挙げられているわけです、実際に。

例えば受益者負担金に関する法令等を十分に理解することなく業務が引き継がれてきたこと、これって担当課としてどうなのということですよね。自分の職務に対しての理解が不十分だったからという、まさしくそれこそさっき言った怠慢、注意不適正というか、その何物でもないのではないかしらというふうにして私は感じるわけなのです。そこにおいて、やっぱり減給にするのか、戒告にするのか、嚴重注意にするのか、その処分の在り方というか、対応の仕方というのは経験だとか、または関わり方の状況だとかということにおいて様々違ってそれは当然だとは思っているのですけれども、全て担当の部分については上からの指示においてやってきたから、その部分については一切不問に帰すると。そして、最高責任者である町長と副町長だけで責任は取りますとかという形では、私は収まらないだろうと。もちろん長年ですから、ずっと積み重なっていますから、そのもう退職した人も含めて責任を追及するということはできませんけれども、少なくともこの間において明らかになった時点での担当の部分において、その担当をしていた分かる範囲で、今現在勤めている範囲内であって、職員においては、それは明らかにするべきではないかなというふうにして思うわけです。

そのこの辺りについて、さっき言った薬剤員の問題もそうなのですから、副町長と町長のための減給処分が終わっているのですよね。だから、やっぱりその部分については、



どうなのだろうという思いももちろんしているのですけれども、先ほども言いましたけれども、農林課の部分においては担当課の方の減給もやっているわけですね。担当課の課長の戒告ということでやっているわけですね。ですから、やっぱりそこはそれぞれの直接関わったというような状況において、その状況に応じたやっぱり責任の取り方というのをきちんと明らかにするべきではないかというふうにして思います。

そうすることによって、もちろん処分したからいいという、全て解決するとは私も思いませんけれども、やっぱり責任の取り方として、そういうきちんとしたけじめをつけるというようなことがあまりにもこの間、先ほどのグリーンピア大沼の問題も含めてですけれども、もっと言えば会館問題も含めてですけれども、いっぱいあるのですが、そういう…

○議長（野村 洋君） まとめて。

○11番（檀上美緒子君） 過去にさかのぼることはしませんけれども、少なくともこの2億円の問題に関わっては、きちんと責任を取るという方向性で報告書においてはまとめてほしいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時25分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

檀上議員、再度質問をいただいた内容の中で、檀上議員にもそうですし、これをお聞きになっている町民の方々にも誤解いただくとちょっとあれなので、ちょっと1点、ご説明させていただきたいと思います。

薬剤師の横領事件に関しましては、当時理事者だけではなく、当時の院長、そして事務長も減給処分をしております。そのように再度確認いただければなと思います。

そして、先ほど私が理事者からの聴取、応じていただけなかったという説明をさせていただきましたが、前理事者2名のうち、片方の方は応じていただけましたが、もう片方が応じていただけていないという状況でございます。

そして、当時の住民説明会の資料の中で怠慢だった、不注意だった、そういう表現を使わせていただいております。この間、様々な事情聴取、当然担当職員からのさらなる事情の聴取、そして当時の理事者からの聴取、そういったものを進める中で、確かに怠慢だった、不注意だったと言われても、それは仕方のないことなのかなという思いの反面、本当にそうだったのかなと。私はそういった、この件を調べる現理事者としての考えの中で、本当にそうだったのかなという思いが非常に今強いです。その中でも本当にこの件、当時の理事者からの状況の説明、考え、事情聴取は本当に必要なことでありましたが、それが

実現しなかったというところで今回のこの中間報告というところに切り替えさせていただいた次第でございます。

重ねての答弁にはなりますが、3月中に行う中間報告の中でより具体的に、そして今後取るべき責任の取り方、責任とは何なのかというところも併せてご説明させていただきたいと思っておりますので、その点ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 行政としての責任の取り方についてを終わります。

次に、町営住宅の入居条件についてを行います。

○11番（檀上美緒子君） 2問目です。

町営住宅の入居条件について。森町営住宅管理条例では、住宅等の設置、第3条、町は住宅に困窮する低所得者等に住宅を供給するため、町公営住宅及び共同施設並びに町改良住宅及び地区施設を設置するとしています。また、2020年、令和2年2月に国土交通省から出された公営住宅への入居に際しての保証人の取扱いについては、保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべき、保証人の要否について未検討の事業主体においては早急に検討を行っていただきますようお願いいたしますとなっています。

森町においては検討されたと聞いていますが、条例では原則連帯保証人の連署が必要となっており、特別の事情があると認められた場合は必要ないとすることができるとなっています。これでは、国交省の通知とは反対ではありませんか。

また、入居に当たって大きな壁となっているのが敷金です。条例では、連帯保証人の連署と同様、10日以内に敷金、家賃、今現在は二月分納付が原則となっており、特別の事情がある場合に減免または猶予することができるとなっています。住宅に困窮する低所得者に住宅を供給するための町営住宅、施設において敷金を、しかも家賃二月分を10日以内に納付を原則とするのは目的からしてもいかがかと思えます。

住宅に困窮する低所得者に住宅を供給するための町営住宅、施設の目的を達成する上で、現在入居条件となっている原則連帯保証人の連署と敷金納付について見直し、削除する条例改正をすることを提案いたします。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町営住宅の保証人につきまして、入居者と連帯して家賃債務の保証や入居者に不測の事態が発生した際の緊急連絡先として住宅管理を行う上で一定の役割を果たしております。令和元年度の国の通達及び民法改正により、保証人の確保が困難となり得る懸念により住宅困窮者が公営住宅への入居に支障が生じることのないように配慮をすることとされておりますが、通達のとおり入居希望者の高齢化等により保証人の確保が難しくなっている状況を踏まえ、町では令和2年4月より家賃債務保証機関の活用や連帯保証人の要件を緩和するとともに、場合により免除することもできるとしており、柔軟な対応に努めているところでございます。

2点目の敷金納付の見直しについてですが、ご質問のとおり公営住宅は住宅に困窮する

低額所得者のための住宅であります。このことを鑑み、生活困窮者においては敷金の減免、また徴収猶予について規定を設け、対応しているところがございます。

今後におきまして、入居希望者の状況、また他市町村の動向を注視しながら、保証人の必要性や滞納抑止につながる対応策、また敷金等の減免制度の在り方等を検証し、住宅困窮者の公営住宅への入居に支障が生じることはないよう、適正な管理に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 今の町長の答弁で、状況に応じてそれなりの緩和策というかがなされているということなのですけれども、私は基本的な考え方として変えるべきではないかというふうにして思っているのです。保証人についても、もちろんそれぞれ緊急時の連絡先だとか、何かあったときの対応というか、その必要性というのは認めるわけですが、原則保証人は要らないと。ただし、特別なそういう病気を持っていたりしゃるとか、かなりの高齢だとかなんとかという心配だとか特殊事情があって、かなり危惧する部分が出てくる可能性が大だというような特別なときには保証人を必要とするけれども、基本的にはないとかというふうにするのが入居の条件としてはハードルを下げる結果となるのではないかなというふうにして考えているのです。

それと、敷金のほうもそうなのですけれども、保証人の部分でいくと管内の状況からすれば、幾つかの自治体ではもうこの保証人の部分が削除されているところも現に出てきているのですよね。やっぱりまだ残念ながら保証人の必要なおところが多いわけですが、現実には保証人なしでやっている自治体も出てきているという状況もありますので、ぜひ原則的な考え方として変えるというか、条例の見直しというのをすべきではないかと考えるのですが、その辺りについてです。

敷金のほうは、残念ながらどこの自治体の公営住宅も金額が2か月とか3か月とかという部分で違いはありますけれども、ほとんどが取られている状況にはなっているのですけれども、この部分も減免とか猶予とかということ認めるのであれば、それこそ何か不測の事態、払えなくなった事態のことなんかも含めて危惧する部分があるから、ある程度事前にとっておくということが敷金の考え方としてあるのかもしれませんが、そうであれば例えばそれこそ家賃の納める期日を月初めにするとか、または前納制にするとかというふうな形にすれば、そこの部分も含めてクリアできるのではないかと。入居の前にそれこそ2か月分まとめて支払うというのがやっぱりちょっと厳しいというような状況というのは多分に考えられると思うのです。

実際に私自身も生活保護を申請されている方で入居された方のちょっとお世話をしたことあったのですけれども、最終的に振興局のほうに申請すれば、その2か月分の敷金ももらうことはできたのですけれども、だけれども期日的に一旦は自分で支払わなければならないわけですね。そうすると、やっぱり非常に厳しい状況があるということも現実に体

験しているわけで、その辺りについて基本的な考え方、原則として住宅を安心して困窮者にはお貸しできますというふうな対応をするというのが基本として町営住宅のまさしくそれこそ目的というか、達成する上でも必要なことではないかなと思いますので、その辺りの基本的な考え方について再度お伺いいたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

滞納抑止という考えからいたしますと、ある一定の条件を設けて、そこは揺るぎないものとして運用していくという考えは、これは必要なものなのかなと考えております。しかしながら、先ほどの答弁でもお話しさせていただきましたとおり、本当に柔軟にそこは申込み者の状況に応じて様々な対応を取るように原課のほうではしております。

現在の状況といたしまして、入居世帯の中で連帯保証人を免除している世帯は20世帯ございます。そして、債務保証機関を利用されている世帯は5世帯ございます。そして、敷金の免除についても入居に際して資力がなく、敷金を免除している場合はまれにございまして、現在入居中の世帯では10世帯ほどでございます。また、事前に相談を受けることもありますので、先ほど答弁させていただきましたとおり、本当に柔軟に対応はさせていただいているところでございまして、入居を希望される方々の事情も様々ではございますが、そのような柔軟な対応をさせていただいております中で、これまで連帯保証人がいない、敷金の用意ができないために入居ができないという事例はございません。

確かに本当にある一程度、お金を用意しなければならないというところが負担になるというのは低所得者の方に限らず、それはやはり世の中、一般的にどのような賃貸借の場面におきましてもお互いの信頼関係というところを契約に盛り込む意味では、保証金、連帯保証人という制度は必要なのかなという認識を持っておりますので、そこは一定程度ご理解をいただきたいと考えております。

本当に特別な中の特別な事情で、そういった入居に対して本当にハードルが高くて、入居の条件に該当するのだけれども、申し込めなかったり、外れてしまったりという本当に特殊な特殊な事情があるのであれば、それはそれでまたある程度個別の事例でご紹介いただければ、柔軟に対応はさせていただく姿勢は変わりませんので、その辺はしっかりと対応させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問はあるのですか。

○11番（檀上美緒子君） 柔軟に対応するというのは、すごく必要なことですし、大事なのですけれども、先ほどから言っているように原則的な考え方としてどうなのかということがあれなのです。

それと、もう一点、先日、森町特定公共賃貸住宅条例の部分での改正がされましたよね。その中で、今回の今私が質問しています町営住宅の部分なのですけれども、ここと全く同じ条文が町営住宅のところでは残されているわけです。具体的に言えば、それこそ同居の部分なのですけれども、これについては前向きに検討していくというような答弁だった

のですけれども、できるだけ実際に森町においてもそうですけれども、この前の質問でも明らかにされましたけれども、特定公共住宅のほうが圧倒的に少ないわけです。度杭崎に1棟のみという話だったのですけれども、町営住宅はもっと全町的にあるわけで、そういうことからすれば、この改正の部分で恩恵を受けられる範疇というのはすごく狭いわけなのです。ですから、いいことはやっぱり多くの町民に恩恵が行き渡るとというのが基本ではないかなというふうにして思っているのです。

それで、町長のほうから最終的にこの改正の部分、町営住宅の条例に関わって特定公共賃貸住宅の条例に即した方向で早急に検討するかどうかという辺りについて、ぜひ考え方をお聞かせ願えればと思います。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 静粛に願います。

○町長(岡嶋康輔君) お答えいたします。

重ねての答弁になってしまっても大変申し訳ないのですけれども、本当にこの点につきましては柔軟に担当課のほうでも対応させていただきたい。引き続き柔軟にやらせていただきたいというところがございますので、現時点では早急に改正するというところには至っていないというところがございます。今後の状況も捉えまして、制度的にそれが本当に困窮者、生活困窮者にとって入居に対してのハードルが高く、そしてそういった入居ができない、その直接的な原因になるのであれば、それはやはり考えていかなければならないとは思いますが、現状では改正するというところは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思えます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長(岡嶋康輔君) ちょっとお待ちください。

○議長(野村 洋君) 柔軟に今後考えていくということでの答弁なのでしょう。

○町長(岡嶋康輔君) 漏れましたか、答弁。答弁内容、漏れましたか。

○11番(檀上美緒子君) 柔軟でもいいのですけれども、再々質問の主たる私の質問は特定公共賃貸住宅条例が改正されましたよね。それに基づいて同じ条文が町営住宅の条例にあるので、そのときの質問でも国の状況に応じて変えていくことは考えると言っていたのですけれども、もっと積極的に……

○町長(岡嶋康輔君) 広げるかということですよ。

○11番(檀上美緒子君) いいことは早めにでも改正するという考えがないのかどうかという話です。

○議長(野村 洋君) 続けてください。

○町長(岡嶋康輔君) 基本的には、条例改正はする段取りにはないというところは答弁としてさせていただきます。確におっしゃるとおり、いいことと申しますが、必要かどうかというところの判断であるのかなと思えます。先ほどもお話しさせていただきました

とおり、滞納抑止ですとか、債権管理ですとか、行政運営上、私は現時点では変えるべきではないと考えておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町営住宅の入居条件についてを終わります。

次に、巡回バスの本格運用に当たってを行います。

時間あまりないですよ。

○11番（檀上美緒子君） 最後です。巡回バスの本格運用に当たって。

昨年の10月から濁川地区と駒ヶ岳・赤井川地区発着の森町市街地との巡回バス、公共交通バスが実証運行されています。その時々での乗車状況は様々ですが、市街地間の乗降も含め、とりわけ交通弱者と言われている方々からは大変喜ばれている一方、東森や常盤町、鳥崎方面などでは、こっちには来てくれないとの思いがあります。また、武蔵野美大の学生によるデザインされたバスは、とても見栄えもよく、乗ってみたいと思わせます。私も一目見たとき、かわいいととても気に入りました。

ほぼ半年の実証運行を経て、いよいよ本格運行になるに当たって、この間の様々な声や経験を生かすことが重要です。9人乗りのバスですので、満車になったときの対応では、当初その時点での連絡を受けてから増車でした。ですから、私が体験乗車した際には満車を避けるために、私は体験乗車でしたから下車しました。その後、満車が予想される時には2台体制になっていて、素早い対応に感激しました。また、無料であることが気軽に利用できる大きな要因と言えます。

本格運用に当たって、路線増と巡回路線路、バス停の位置、発着時間、料金等、検討課題は多いと思います。先日の新聞で有料化での実証運行をするとの報道がありましたが、本格運行に向けた現段階での検討課題や取組予定について伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

町民の日常生活の移動手段を確保するため、森町地域公共交通計画に掲げる施策である生活圏の町内施設や地区拠点までのアクセス性を向上させる交通の導入を目指し、交通空白地から市街地を結ぶ新たな公共交通の導入に向けた実証運行を行っております。令和4年度は3月31日まで無償による実証運行であり、先般行った森町地域公共交通会議において令和4年10月から令和5年1月末までの利用状況の中間報告をさせていただき、現時点での利用状況について把握できたところであります。

また、バス運行と並行して町民の方々、利用者の方々から電話、町民の意見箱、窓口訪問、文書により多数のご意見が寄せられております。さらに、職員がバスに乗車し、利用者から直接ご意見を伺う機会も設けさせていただきました。議員のご質問にありますように路線経路、バス停の関係、運行日を含むダイヤの関係等についてはもちろんのこと、様々なご意見をいただいていることで実証運行後の検証に向けた調査結果であるとともに、今後課題として検討をする現状の貴重な調査結果であると捉えております。

令和5年度は、4月から有償による実証運行を予定しており、これによって得られた利

用実態、ニーズ等の把握、検証に基づき必要に応じ改善し、本年10月から予定している本格運行に向け、国が定める法や規則の遵守、補助採択要件へ対応しつつ、本事業において町民の利便性が向上となるよう進めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○11番（檀上美緒子君） 様々な意見が寄せられているということで、今4月からの有償による実証運行なのですけれども、新聞ではもうはっきり金額が書いているのですよね。それぞれの地域内の移動は100円、そして各地域と市街地を移動する場合は300円というふうにして新聞で出されていたのです。それに対して今月出された森町の広報では、利用料金が決定しましたら広報紙等にてお知らせしますというようなことで、ええっ、どっちが正しいのと率直に思うわけなのですけれども、新聞の記事はそれなりの取材をして出されたと思うのですけれども、その辺のそごというのがいかがなものかというのはちょっと思ったのですよね。

それと、今の答弁では4月からの部分では有償にすることだけが決まっているかのごとくに聞こえてきていて、先ほどから言っているように路線の問題だとか、便数の問題だとか、またはもっと広げる、先ほどの最初の質問でも言いましたように今行っていない東森のほうだとかも含めてなのですけれども、そういう広げることも含めてということが課題として検討されているのかという辺りについて、もう少しきちんとお話ししていただければと思います。

それと、非常にあれだったのは、不可解だったのは濁川……ごめんなさい。もう一つ、バス停の問題なのです。向歯科医院のところに行ったときに、私はすごいバス停ができていると思って、どこもできているのかと思ったら、向さんだけでしたね。きちんと停留所が出ていて、しかも時刻まで向こうに行くのと市街地に行くのとの運行時間帯も書いてあってという、そういうバス停の問題なんかも含めて、4月以降の実証に関わる諸課題というか、検討されている課題というものについて、もう少しはっきりさせていただきたいのと濁川の部分で……

○議長（野村 洋君） 檀上議員、もう答弁の時間を含めての1時間ですからね。ですから、そろそろまとめてもう終わってください。

○11番（檀上美緒子君） では、それだけお願いします。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時54分

再開 午前11時55分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

課題に関してなのですけれども、本当に様々な課題というところ、捉え方によっていろいろあると思うのです。基本的に、そもそもこの地域公共交通をなぜ始めたかというところ、1つは交通空白地がどんどん生まれる可能性のある町内のそういった町民の足に関わる部分、そこに対して補完的に交通空白地に対して町が公共交通を整備する、そういった本来の目的というものがございまして。そういった観点から申しますと、その中で課題というのは今後、これは相手方のある話ですので、一方的に決めつけはできないのですけれども、やはりこの1事業者の経営状況、路線の廃止、統廃合等々である程度路線の空白化、交通網の空白地帯化というのは進むと思います。昨今も濁川便の減便等々が発表されましたし、今後どのようなそういった状況の中で交通事業者さんにどのような変化があるのかというのは、これは予想し切れないところもありますが、しっかりとそういう、いきなり空白地帯が発生して、そこを補完するのに1年も2年もかかる、そういった状況にはならないように、そこは町民の足の確保というところではしっかりとやっていきたい。そういう意味での大きな課題というところでは捉えているところでございまして。

運用に際しての細かな課題、課題といいますか、これは多分ご要望というところに近いのかなと思います。本当にその要望を1つご紹介させていただきますと、やはり利用する方の目的、ここまで行きたいのだけれども、行ったはいいけれども、帰りがちょっと不便だとか、今はバス通っていないのだけれども、こっちまでにもうちょっと来てもらえれば、もっと使いやすいバスになる、バス停まで歩いていかなければならないですとか、本当に多岐にわたります。まずは、今回有償運行というところでまた1つ仕組みが変わって、使われ方もちょっと変化するのかなというところも考えています。そういった中で、また改めてまた職員も乗りながらアンケート調査しながら、ご意見箱等々を活用しながら課題というか、ご要望をしっかりと受け止めて、よりよい公共交通になるように努めていきたいと考えております。

そして、料金のお話なのですけれども、2月10日に公共交通会議を開きまして、その場で決定されました。新聞報道が先にちょっと出てしまって、広報にはちょっと載っていないというところではあるのですけれども、ちょっと広報の締切りの関係上、先に新聞のほうに出てしまったというところもありますが、料金は報道のとおりでございまして、その辺のそごはございません。引き続きその発表のあったとおりに運用していきますし、次の広報かな。もう載っているのですたっけ。載っていますね。その辺のタイムラグは、そういった事情で起きたというところをご理解いただきたいなと思います。

そして、バス停に関してなのですけれども、現在3か所設置させていただいております。バス停に関しましては、基本的にバス停を設置する場所との近隣のそういった許認可の関係上、勝手に私たちがここに立てますと言って立てられるものでもございませんので、そういった調整等も必要になってきます。基本的には、函バスさんのバス停があるのであれば、そこをちょっと利活用させていただきたいと考えています。これもやっぱり今後のご要望に準じて、どうするかというところを決めていかなければならないのかなと思ってお



ります。しかしながら、当然バス停があったほうが時刻表もそこに載りますし、便利に使っていただけたらと思いますので、今後のご要望は注視しながらではございますが、積極的に前向きに設置のほうは検討させていただきたいと考えているところでございます。

以上です。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野村 洋君） 町長の答弁で制限時間を超過しておりますので、以上で巡回バスの本格運用に当たってを終わります。

以上で議席11番、檀上美緒子君の質問は終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時00分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、5、町政執行方針について、議席10番、宮本秀逸君の質問を行います。

○10番（宮本秀逸君） よろしくお願いたします。令和5年度町政執行方針について伺います。

課題を価値に変える挑戦者あふれるまちづくりを進めていくとあります。現在、最大の課題は少子高齢化と気候変動だと考えます。全国的に各自治体が真剣に取り組んでおりますが、少子化はなかなか止まりません。

1、森町も毎年確実に少子化が進んでおります。そのような中で危惧されているのが2040年問題です。すなわち、1人の高齢者を現役世代1.5人で支えるというものです。国にとっても自治体においても大きな課題です。現時点で町長は、このような見通しをどのように考えておられますか。

2、いわゆるごみ処理や下水道水処理、不衛生を思われる排水処理が最近特に注目されております。不用を価値に変える発想や下水汚泥等を肥料に変えるなどの技術開発が各地で進められております。森町には、上下水道の未普及地域が広く残っておりますが、対策には既成の概念を揺さぶる発想が必要です。町長の課題を価値に変える考えを伺います。

3点目、気候変動は地球環境を大きく変えつつあります。世界中の高山にある氷河の後退、グリーンランドや南極大陸の氷河の崩落、消滅、シベリアの永久凍土の溶け出しや海水温の上昇、国内にあっては台風や大雨災害の頻発、巨大化等々があります。2050年までにカーボンニュートラルを目指すとはありますが、今までの実績の上にさらなる努力が必要だと思います。今後の具体的な目標と施策について伺います。

よろしくお願いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

1点目ですが、2040年問題に関しましては、65歳以上の高齢者人口がピークになることで介護、福祉における人手不足、社会保障費のさらなる増大が懸念され、議員のご質問に

ありますように1人の高齢者を1.5人で支えていかなければならない状況と認識しております。この最大の課題は、現役世代の急減にあることから、まさに現状の少子高齢化について極めて厳しい現実であり、将来を見据えて非常に危惧しているところであります。このような状況の中、国においては問題に向けた対策を掲げており、当町としても少子化に対する子育て支援施策、高齢化に対する高齢者福祉施設等を進める高齢者福祉施策等を進めるとともに、さらなる施策を検討し、今まさに訪れようとしているこの問題に対し、改めて危機感を持ち、今後に対応してまいります。

2点目ですが、下水道汚泥については平成24年度まで苫小牧の処理施設において堆肥化し、農地還元しており、平成25年度からは北斗市の施設において建設資材としてセメント資源化しており、環境に配慮した処理をしております。また、し尿処理施設で発生する汚泥につきましては処理事業を開始した昭和50年度から堆肥化し、町内の農地に還元しており、新施設においても継続してまいります。ごみの減量化、再資源化に対しては小学校の社会科見学による学習をはじめ、町内会や各種団体の施設見学を実施し、意識向上の促進を図っております。

3点目ですが、気候変動による地球温暖化については世界共通の非常に大きな問題であると十分に認識しております。その認識の下、当町としても気候非常事態を宣言し、関係する部署で地球温暖化に対する取組を行っているところであります。そして、議員ご質問にありますように令和5年度町政執行方針の冒頭に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明させていただき、さらなる取組の拡充が必要との認識であります。そのことから、新たに森林資源を活用したカーボンクレジット創出支援事業や水産業サステナブルチャレンジ事業を実施し、産業分野をはじめとした脱炭素の取組を進めてまいります。カーボンニュートラルの推進については、渡島管内、北海道内、そして全国でも多数の自治体が進めており、当町としても一体となるべく進めるとともに、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目標に今年度から新たな取組や民間との連携、産業分野のみならず、さらなる施策の検討、そして日常業務から脱炭素を意識する醸成にも努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ございますか。

○10番（宮本秀逸君） 再質問させていただきます。

今日の一般質問の中で、最初の同僚議員の質問の中で少子化対策がありました。その中で、町長は限られた財源をフルに使って一生懸命取り組んでいくのだみたいな内容のお話をされました。本当に大事な問題だというふうに私も思っておりますし、一朝一夕にはなかなかいかぬ問題だなというふうにも感じております。

昨日のテレビの放送なのですけれども、岡山県の奈義町というところの放送をやっておりました。そこの出生率が2.93だそうです。その取組の経緯とか現状を様々報告してありましたので、興味深く見たのですが、その際にそこの町長の取組の原点がまず経費をどう

やって出すのだというところから始まったみたいな話だったのです。限られた財源の中からそれを捻出していくのだみたいな取組から始まったというお話をされておりました。そして、1億9,000万だけが捻出されたそうなのです。だから、原資は限られておられるかもしれませんが、やはり工夫して生み出していく、捻出していくという姿勢は本当に必要だと思うのです。森町は幸いなことに、ふるさと納税が20億以上ありますので、それを全て使えるわけではありませんけれども、大きな財源だと思いますし、あらゆる方法を使えば、この少子化対策についての財源というのは出てくるのではないかと、こんなふうにも私は感じているのです。だから、その財源につきましては本当にこれは工夫すれば、まだまだ出る余地があると思いますので、そこら辺はぜひこれから新年度に向かって考えを進めていただきたいと、こんなふうに思います。ほかにも日本中、いろんな自治体が取り組んで成功しているような例というのは多くあると思いますので、そういったところもぜひ参考になさって、これからの施策をつくっていただきたいと、こんなふうに思います。

そして、この2040年問題というのは本当に私たちが恐らく想像する以上に大変な状況だと思うのです。それまでにいつかの猶予もないということ、これは町だけではなくて、あらゆる人が、その恩恵を受けようとする人が、あらゆる人がこれを認識していかなければならぬ問題だと、こんなふうに考えておりますので、そこら辺の周知もこれからぜひやっていただきたいと、こんなふうに思います。

それから、2番目なのですが、いわゆるごみ処理の問題や下水処理の問題、これは新聞記事なのですけれども、こういうお話が出ておりました。九州の佐賀の実例なのですけれども、佐賀県というのは有明海のノリが非常に有名なところで、恐らく県別に見ますと日本一の生産力を誇っていると思うのですけれども、その佐賀のし尿処理場から出される汚泥排水を肥料化するだとか、いろんなものに分析しまして、その中の、ここには冬場に海で不足すると言われていた栄養塩と書いてありますけれども、ノリの栄養になるような、そういった成分を海に流してノリの養殖を助けるという事例がここに出ておるのです。すごく興味を持って見たのですけれども、そのほかにも汚泥を堆肥化して、10キロ当たり20円という単価で作りましたという事例が報告されているのです。10キロ、20円です。普通の堆肥ですと、普通の堆肥の1%ぐらいの値段です。それが実際にできますよみたいな話なのです。当然そこまで行くには大きな課題があります。下水汚泥という言葉は聞いただけで嫌がる人たちも当然いるわけですから、大変な問題を乗り越えてやってきたというお話が出ております。ですから、このごみの問題とか下水汚泥の処理については、先ほど処理されているお話も紹介されましたけれども、これは無限の可能性があるので、というのが今の多くの人たちの見方ではないかと、こんなふうに思いますので、もっとも森町としてもいろんな方法を考えていただきたいと、こんなふうに思うのです。1つの例です。

それから、これも報道でしたけれども、ごみ処理センターをまちの中に造るという話もやっておりました。大阪だったと思いますけれども、要するに普通ごみ処理だとか、こう

いった衛生関係の話になりますと、大抵はまちから離れたところという発想ですけども、それを逆に取りまして、まちの中に造ったというお話なのです。デザインも本当に最新のデザインをしまして、そこが結婚式の写真の撮影スポットになったり、その地域の人たちが観光的な気持ちで遊びに来るような、そういったセンターを造ったという報道があったのです。というのは、遠くに運ぶよりもまちの中にあつたほうがもっと便利でしょうみたいな考えなのです。技術的な革新がありますから、二酸化炭素がほとんど出ない、そういった燃焼を心がけていますという、そういった報道だったのです。だから、いろんな発想を変えていきますと、今のマイナスの部分が本当にプラスになってくるようなお話がありました。

そして、もう一点、申し上げておきますけれども、普通私たちは食べて消化して出すわけですけども、食べる部分までは大っぴらに話をしますが、出すということになりますと、なかなか表立って言えないみたいな空気がありますので、それはタブー視しがちなのですけれども、そうではありませんというふうなお話なのです。これも法政大学の女性の教授のお話なのです。それをあえてやっぱり子供のときから教えていくべきだみたいな話の内容なのです。どうしても臭い物には蓋をしがちというのが私たちの発想ですけども、それを真逆に取っていくと。食べて出すのだということは当たり前だという感覚を子供のときから教えていかなければ駄目だという発想で、こんなお話が出ておりました。これは、すごく興味深いお話でした。

それから、3点目なのですけれども、気候非常事態宣言を町としてやっていただきました。これは、やっぱり私どももひっくるめて、もっともっとやっぱり周知しなければならぬし、勉強もしなければならぬというふうに思うのです。そんな簡単には、ゼロカーボンなんていう話にはなっていないと思うのです。ゼロカーボンには、なかなかない。現実に森林が二酸化炭素を吸いますよみたいな話をするのですけれども、年老いた木というのはほとんど吸収しませんよね。吸収しません。若い木でないと吸収しないのです。そして、広葉樹と針葉樹を比べた場合は、針葉樹は本当に吸収力が少なく、広葉樹が冬場に落葉して新しい芽を出すときに余計吸収するというふうに言われています。そこから辺も考えて、やっぱり現状というのをこれから考えていかなければならぬ問題だと、こういうふうに思うのです。

そこで、これも既成概念を変えたいということで、私はこういう本を読んだのです。「ノーコスト林業のすすめ」というものです。ノーコスト林業、要するに林業をやっていくのにコストをかけないと。今は、国のいろんな補助制度がありますから、例えば森林組合に頼んで植林から、それから地ごしらえから、いろんなことをやってもらうわけなのですけれども、そうしたらそういったやり方をやって、植えた木を50年後に伐採したときに、その地主さんが幾ら利益になりますかということを計算した話も出てくるのですけれども、ほとんどゼロに近い収入なのです。50年たって、植えた木が幾らになるかということを計算していきますと、1年に1反から1,000円とか2,000円の話だということです。それで生活

できるわけでもない。要するに林業が進んでいかないという話なのです。私たち林活技連もありますけれども、林業を盛んにやっていきましょうというような話はするのですけれども、伐採をして加工するという段階はすごく今強調されておりますけれども、実際に植林して、それが50年後に金になるかといいますと、その人の代はそれで終わりになりますし、1代で終わります。金にならないというのが現実なのです。

ノーコスト林業というこれ、ぜひ読んでいただきたいと思いますが、この中で強調されておるのが焼き畑林業というやつなのです。昔やっていました。私たち子供の頃やっておりました。焼き畑です。今は焼き畑や畑で火をつけること自体が禁止されている状況になっておりますけれども、そういったこともひっくるめてやはりその価値観を転換していくのだということが非常にこれは私は重要だと、こんなふうと思うのです。いきなりこれのまねをしてくださいということではありませんけれども、本当に課題を価値に変えるというのは、今回の町長の執行方針の中ではすばらしい文句だと思いますし、ぜひこれは1年に限らず、これから町長の在任期間中は続けてやっていただきたいと思うのです。

この3点について、もう一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ありがとうございます。本当にいろいろなご意見ですとか、宮本議員の持たれている産業に対する展望といいますか、森町が持っている、林業だけではないのですけれども、林業、農業、漁業、水産加工業、様々な森町の産業が持っている魅力といいますか、ポテンシャルというものを本当に私ももっともっと生かしていくべきだなと思っています。

課題を価値に変える挑戦者あふれるまちづくりという言葉は、町長になる前にとある青年経済団体に所属していたときに身をもって学んだといいますか、経験させていただいた、そういった出来事を軸に考えた言葉でございます。やはり地域をつくるのは人であって、その人が何かのイノベーションを起こすときは、やはりきっかけは挑戦であると。失敗を恐れず挑戦していく、それが可能である、そういう地域をつくるのがまず大事で、そのためには課題をしっかりと挑戦する人々に挑戦すべき価値のあるものとして我々が課題を加工して提供する、そういった行政の姿勢が非常に大事であると考えております。

様々な課題、問題はたくさんありますが、ご承知のとおり今のこの森町に若者がどんどん、どんどん集まってきていただいています。彼らが口をそろえて言うのは、町民に何でもこんな森町に、何もないところに来たのと言われるらしいです、聞かれますし。でも、彼女たちは、彼らは、いや、何でもそんなことを聞くのと思うらしいです。本当に世の中には、この社会課題、問題を解決して、それを人生の糧として自分のなりわいとして頑張りたいと思っている若者がたくさんいます。ですので、彼らが、彼女らが、どうやったら活躍できる、そういう地域性、そして行政、民間も含めて、そういった地域をつくれるかが2040年の1.5人でこの社会を支えていく、その問題解決の糸口になるのかなと考えています。ただ人を集めればよいという話ではなくて、やはり能動的なまちづくりの主体者と

して若者を呼び込んでいかなければならないと私は思っておりますので、今後もそういった部分に対する投資、仕組みづくりは議会議員の皆様のご理解をいただきながらではございますが、施策化して実現してまいりたいと思っております。

そして、ごみ処理、そして下水道のそういう汚物に関しての再処理、国のほうも農業の有機農法をどんどん、どんどん取り入れて、このウクライナ侵攻の事件を発端とした飼料、肥料の高騰、そういったところも契機にして、国も有機農法を進めていきますという方針は昔から出されてはいるのですけれども、そういった世の中の流れを受けまして、積極的に利活用はしていきたいと考えております。現状では、堆肥化はしているところではあるのですけれども、やはりこれをもっともっと価値のあるものとして売り出していく、そういった姿勢が大事なのかなと思っております。取りにきてくれたら分けますよではなくて、それがしっかりとご自身の農業、そういったものの付加価値になるようなマーケティング、売り出し方、ふるさと納税の商品を売る売り方とも少し似ているのですけれども、そういった付加価値もしっかりと乗せながら、そういったものを使えるメリットを町内の事業者に享受していただきたい。そういった仕組みもしっかりとつくっていききたいと考えております。

そして、最後にカーボンニュートラルの話で、林業のお話もいただきました。本当に担い手不足の問題もありますけれども、やはり全世界がこのCO<sub>2</sub>をどう減らして、それが普遍的に持続可能な社会として継続していけるか、非常にそれが重要視されています。この二酸化炭素の吸収に関しましては、先般様々な事業でご説明もさせていただいているのですが、クレジット化という方法を使いまして吸収量を売買できます。既にこの森町にもブルーカーボン、グリーンカーボン、合わせまして様々な大企業さんがそのクレジットの取得に向けて、森町だけではないとは思っているのですけれども、様々な大手企業様がお問合せをいただいています。その中でやはり大事なものは、先ほどの肥料の話も一緒なのですけれども、単純にカーボンクレジット化を売るというところではなくて、この森町の林業、そして水産業で生まれたカーボンにどのような付加価値を乗つけられるか。それが大手企業のCSR活動でしたり、そういったカーボンニュートラルの活動にどのように寄与できるか、それがひいては日本のゼロカーボン政策に対して産業もひっくるめて、企業もひっくるめてどのように対応していくのか、そういった一助に私は必ずできると思います。

何よりこの森という言葉、木が3本ついた森町、これを森町がやらずして誰がやると私は思っています。この名前からして、もう10歩も20歩もリードしていると私は思っていますので、現在担当課でも農林課長をはじめ、林務の参事も非常に一生懸命取り組んでいます。そして、水産でも課長をはじめ、ブルーカーボンの認定、そして大企業との連携に関しても非常に前向きに、そしてスピード感を持って進めています。これも他地域との、他行政との私は競争であると認識しておりますので、しっかりと付加価値を乗っけつつ、他地域に負けない、この森という名前に恥じない政策を打ち出して、このゼロカーボンシティーを2050年までの森町の産業の起爆剤として頑張っていきたいと考えているところで

ございます。

様々な案件、そして予算措置に関しましては本当に議会議員の皆様のご理解、そしてご指導、ご鞭撻をいただかなければ実現しません。引き続きご協力をお願い申し上げたいと思っていますところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○10番（宮本秀逸君） ありがとうございます。よく町長の決意のほどがうかがえるような話だったと思います。

3点を通じて思うのは、先般の執行方針の中で教育長が述べておられましたけれども、既成の概念にとらわれなくていくのだみたいなお話がございました。全く同じ発想だと思うのです。全てが同じ発想だと思うのです、今町長が言われたことも。私たちもやっぱりそれに応じていかなければなりませんし、これをやっぱり周知していく、全町民に周知していかなければならぬ問題だと思っています。

そして、さらに言えば、この森町はいろんな歴史的な遺産がいっぱいありますし、それから濁川の地熱発電なんて、これは北海道でただここだけしかありませんし、いろんなやっぱり日本中に誇れるようなものがいっぱいあると思っています。そして、海の産業、山の産業とかありますので、それは必ず関連してまいります。そういったことを合わせて、本当に以前にも申し上げたことがありますけれども、日本一のまちづくりをやるのだみたいな意気込みで、ぜひこれは取り組んでいただきたいと、こんなふうにご提案しておきたいと思います。

そして、ただいま森町の森という名前について町長から様々なお話がありました。私も全くそう思います。何百年か前に駒ヶ岳が噴火したときは、全てが火山灰に覆われた状態になって、本当に草木が一本もないような状況になったと思うのですけれども、そこに草木が生えて森という名前がちゃんと定着してきたわけなのです、森という名前が。何にもない状態に見えたところがこれだけの回復をしてくるわけです。自然には、そういった力があると思っています。

私的な話で大変申し訳ないですけれども、私も北海道森町に来るときに駒ヶ岳の火山灰土壌の話が出ておりました。それがここに来るきっかけになったのです。そして、先ほども話題になりましたけれども、畑かんの施設が、その後に夏場の水が足りなくなるから畑かんをやりましょうみたいな話にもなってきたと思うのです。私たちもそれは最初から関わってまいりました。私たちの目には、普通の目にはマイナスに見えることがプラスになることがいっぱいあると思っています。火山灰だからこそ、やっぱり農産物のうまいものができるみたいなところがあります。最初はゼロだったと思うのです。火山灰がここに降り積もったときは、それがこれだけ発展してくるわけですから、ぜひ周知する、教育が大事だと思いますので、これはぜひ小まめにやっていただきたいと、1つ申し上げます。

もう一つは、カーボンニュートラルの話に戻りますけれども、以前森町気候非常事態宣

言の話をしたときに、ぜひ標柱をつくってくださいというお話を私は申し上げました。それもこれからの予定等もあるかもしれませんが、そんなに金をかける必要はないと思いますので、ぜひ早めに取り組んでいただきたいと、そんなふうに思います。

幾つか提言として申し上げて、これで終わりたいと思います。何か町長ございましたら、お答えをお願いしたいと思います。

○町長（岡嶋康輔君） 宮本議員とは、本当に町長になる前からご自身のおうちの周りの畑の納屋の中で少しお話しさせていただいたのを昨日のことに思い返しています。その中でも本当にちょっとした世間話から始まって、議員がこの森町にいらしたときのご苦労されたお話ですとか、今おっしゃった火山灰の地というところの魅力というお話ですとか、非常に多くのことをお話ししていただいて、数時間があっという間に過ぎたのを本当に昨日のことに覚えております。いろんなお話を今ご提案も含め、いただきました。本当に農業、林業もそうですけれども、水産業もそうですけれども、本当にこの森町の産業が持っている魅力、ポテンシャルをこの森町の武器に変えて、しっかりと次世代に引き渡せる、そういったまちづくりを進めていこうと思っております。

その中で、教育というお話も出ました。やはり郷土愛、そういったものを醸成するためには、この地域を頑張ってお守りしてきた先輩の皆様、先達の皆様のご努力をしっかりと、後ろに続く者たちのためにしっかりと形あるものとして残していかなければならないとも改めて考えている次第でございます。

そして、気候非常事態宣言の標示、今回ゼロカーボンシティ宣言も改めて出ささせていただきました。2つ含めて、令和5年度中にしっかりと形あるものとして整備させていただきたいとお約束申し上げまして、答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 町政執行方針についてを終わります。

以上で議席10番、宮本秀逸君の質問は終わりました。

次に、6、森港の機能強化について、臨港区域へのアクセス道路の現状について、エネルギー価格高騰の影響について、漁業振興の調査研究についてを行います。

議席9番、河野文彦君の質問を行います。

初めに、森港の機能強化についてを行います。

○9番（河野文彦君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

森港の機能強化についてです。森町には、内浦湾で唯一となる地方港湾、森港が設置されております。海上輸送や海上交通の拠点としてだけでなく、観光利用であったり、暴風雨の際に船舶が避難するため停泊することを目的とした避難港であったりと地方港湾が設置される意義は多岐にわたり、海岸を接する森町にとって欠かすことはできません。何より森町の基幹産業の一つである漁業活動のために必要不可欠な施設であり、地域経済と日本の食を支えていると言っても過言ではありません。

昭和23年に港則法による港湾指定を受けてから、度重なる改修や拡張工事を行いながら



現在の港湾施設となっておりますが、初期に整備された外郭施設などについては老朽化が激しく、波の高い日には港内に係留しているにもかかわらず船舶へ損傷が起きてしまうなど、港湾施設としての機能が低下してしまっていると言わざるを得ない状況であります。

モーダルシフトが叫ばれる中、環境負荷の少ない船舶による海上輸送は見直されており、森蘭航路の復活や前浜の食を味わってもらうなど、地域経済にとっての森港の重要性は日を迫うごとに増しています。何より港湾を利用している方々の安心、安全を考えると早急に対策が必要でありますので、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

森港の整備に関しましては、平成10年に完成した森港長期構想に基づき、北海道開発局による国の直轄事業として順次整備が進められておりますが、東日本大震災以降、国の予算措置は選択と集中という流れとなり、地方港湾に対する予算規模が震災以前に比べて8割程度縮小されております。このため、森港の整備につきましては遅々として計画が進んでいない状況を踏まえまして、関係者と協議の上、対象施設を絞り込みながら優先順位づけを行い、現在は尾白内浜通りの舗装工事と本港入り口防波堤の老朽化対策を2本柱として要望しているところであります。

ご指摘のとおり、森港の本港や西港は特に古い施設でありますので、防波堤自体も低い場所があり、一部では破損している部分もあるなど越波による漁船等への被害も承知しており、利用者の方々にはご不便をおかけしております。とはいえ、町単費で防波堤のかさ上げなどを行うにはあまりにも高額であり、やはり国の支援なしでは困難でありますので、森町としては震災以前並みの3億6,000万円の事業費に伴う地元の負担1億2,000万円分は常に心構えができていくということをいろいろな場面を通じて開発局へ伝えております。今後も積極的に陳情や要請活動等に参加しながら、場合によっては森漁港協同組合組合長などのお力をお借りして森港整備計画の早期実現に向けて努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○9番（河野文彦君） 今町長からの答弁にありましたように、現実問題、町単費ではできる規模でないというのは、もちろん私たちも港を利用している方々も十分に承知していると思います。そして、東日本大震災以降、この国土の整備といいますか、復興のほうに大分予算が割かれて各地方のプロパーの事業に関しては激減しているというのも、これも皆さんご承知のことかと思えます。

ただ、そういう苦しい財政状態の中であっても、これは私ちょっと仕事柄、全国各地の港湾を見ることがあるのですけれども、厳しい予算の中でもこれほどひどい地方港湾はないのではないかと思いますくらい正直言ってひどいです、森港の現在の状態。町長も十分現状は認識されていると思うのですけれども、特に森港は北寄りの風、北西の風が吹いたときには特に港内にうねりがそのまま入ってくるような状態です。漁協前から西港までの間の一般的に商用岸壁と言われている部分にとってもではないけれども、船舶をつけておける

状態ではない。ましては泊地、船が暴風雨の際に停泊、安全のために停泊しているための泊地、港の中の部分なのですから、そちらにもとても船が入れられる状態ではないと。こんな港は、正直言ってないです。

ただ、先ほどおっしゃったように、町としては地元負担金の部分はしっかり確保して国のほうに要望は出しているというのも重々分かっています。森町だけで簡単に行くことではないというのは本当に分かっている中でも、やはりこの状態というのは早急に何か解決しなければならないのかと思うので、今回ちょっとこういうテーマにさせていただきました。

本当に森港にいますと、漁港はそのメインの泊地、メインの岸壁の奥のほうの船だまりといますか、そちらの奥のほうに避難すると、それほどうねりは大きくない部分もあるのですけれども、何せメインの岸壁とメインの泊地がとても危険な状態と。しけの日になると本当に入れなくて、森港にいる船がしけの際にはよそに避難しなければならないと。とてもこれでは避難港と言えないだろうというような状態であるというのは、改めて感じてもらいたいと思います。

そして、ただ避難する際に入ってしまったとしても危ないのですけれども、港湾の間口が灯台に向かっていく防波堤が特にかさも足りないし、もろに波が越波してくるという状態で入港するのも難しいのです、森の港というのは。ですから、ちょっと風模様が悪くなると、出ることも入ることもできなくなってしまうような港なのです。その辺も踏まえて、やはり大きな改修、機能強化が必要なのではないかというふうに私もふだんちょっと感じているものですから。

それで、先ほど国のほうに厳しい予算の中でも対象を絞りながら要望しているというような部分で、町で考える優先度というものはあるのでしょうかけれども、果たしてこの森港を今後要望していく中で現在の外郭施設、東防波堤、西防波堤の補修だけではなく、そうなるとかさ上げという部分になってくると思うのですけれども、それだけでも正直言って遠浅になってくると波が立ちますので、それだけでも正直言って波を防ぐことはできなくなってくるのです、本当に何十メートルもかさ上げすれば別ですけれども。そうなる、新たな外郭を建設していく。今の先ほど最初に言いましたけれども、北も駄目、北壁も駄目、東壁も駄目というようなところを防ぐには、もう外郭でいろんな方向に対応していくしかないのです。1度港湾施設を建設して、実際に破損状況だとかを見て新たに改修していくときには新たな外郭を造る。砂原がいい例ですよ。もともとの港湾をさらに囲むように防波堤を建設していくというような取組、これは数年の要望だとか、ここ何年かで着工してほしいとか、そういうレベルではないと思うのですけれども、ぜひ町としてこの対象を絞っての要望というところも十分分かるのですけれども、ぜひ新たな外郭を建設していただけないかというような要望も必要なのかなと。本当に長いスパンで声を国のほうに届けるのが必要ですので、そういう取組を本当に今からでも始めてほしいなというふうに思うのですけれども、町長はどんなふうにお考えか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

河野議員おっしゃるとおり、私も町長になりましてから様々な関係機関にお話、要望活動等へ行った際に、先ほども答弁させていただきましてとお東日本大震災を契機として、選択と集中というところで予算配分がなされている状況でございます。はっきり申し上げまして、更新を単純に要望している、そういう状況ですと、本当にもう何十年かかるか分からないというか、できた頃にはもう一個古くなっているとか、そういうペースでしかも進まないのが目に見えています。

昨今、カーボンニュートラル関係で重要港湾の再整備の予算がかなりついています。それに含めて海業というところで地方港湾に関しましても様々な整備メニュー、整備施策等が国のほうからも示されておりまして、その中で町長としてこの森港をどのように早急に整備を進めなければならないかというところを考えますと、やはり港湾ですから、しかしながら漁港として使われている。そういったバランスは考えなければならない中でも、港湾としての機能を強化しつつ、新たな港湾機能をしっかりと将来のビジョンに掲げ、しっかりと漁業関係者にもご理解をいただいて産業全体で、農業、林業、漁業、産業全体でその港湾を新たな港湾の利活用ができる、そういったものとしてビジョンを掲げていく。そういった絵を描けなければ、国のほうでも予算を採択しづらい、そういう状況にあると私は考えています。長年にわたり修繕計画に関しましては、先ほどもお話しさせていただきましたとお腹づもりのある中、しっかりと計画を立ててやっているところがございます。

しかし、現実問題、越波のお話ですとか、もう本当に森港としての機能が果たせていない、そういった現状は本当にこのまま放置しておけないと私も考えています。本当に1年、2年でできる話ではないですが、抜本的にそういった町として森の港湾をどのように生かしていくのか、そういったところをしっかりとビジョンづくりして予算の措置に関する要望を併せて行っていくと。そういった方向性にチェンジしていかなければならないと捉えています。現在の長期構想では、先ほどからお話があるかさ上げの計画には触れていないのが現状です。そういう点からでも手をつけるのであれば、計画変更から始めなければならないと、そういう状況でございます。そして、ほかの施設もまだまだ未整備なものが多いため、どのものを優先的にという選択にもしていかなければならない、そういう状況もございしますが、まずは将来的に全森町の産業としてその港湾がどのような可能性を秘めているのか、そういったビジョンも現在の長期構想の改定も含めて、ここは議論をスタートしなければならないのかなと考えております。

担当課とは、常にこの予算措置に関しましては情報共有もしておりまして、町長としての意図も伝えておる状況でございます。しっかりと進めて予算獲得に向けて少しでも現状の漁業としての皆さんの課題に解決できるよう努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○9番（河野文彦君） この地方港湾というのは、もちろん皆さん御存じだと思うのです

けれども、単純には漁業者の方の使用だけではなくて、本当に町長おっしゃったように港湾としての様々な目的というものがあると思うのです。その産業全体で活用するようなビジョンが重要であるというのは、もう全くそのとおりだなと。単純に船を運航している方が満足できればいいというものではなくて、やはりこの森町と内浦湾で唯一、この選ばれた地域ですね、港湾。全てのまちに漁港はありますけれども、この地方港湾というものは森町だけですので、この選ばれた地域としてもこの港湾をいかに生かして産業を盛り立てていくかというビジョンが本当に重要だなというふうに思っていました。

様々な産業という部分で、私もちょっと私の体験談からご紹介したいのですが、結構漁業者の方が利用しているのは皆さんご承知だと思うのですが、貨物船の運航の問合せなんかで、例えばこの森町で使う資材を森港に陸揚げするとか、森の地域で生産した資材、資機材を森港から船積みするとかというだけではなくて、例えば八雲地区で使用するものを陸揚げするために森港の状況はどうなっているのでしょうか、遠くは八雲、僕の経験上だと今金方面まで、結構太平洋側を北上してきて、例えば今金方面に物資を船揚げして運ぶとなると、森港がすごく地域的にちょうどいいのです。回航距離も短くて済みますし、そういった部分でも森港に着目している方というのは結構おられるのです。そういう船で物を運んで、それを届けるという業種自体が少ないので、あまり目にはつかないのかもしれないのですが、そういった方々からも結構森港は注目されている港だということちょっと改めて紹介しておきたいなと思ったものですから。

それで、カーボンニュートラルのメニューという部分にも触れておりましたが、そういう海運の部分というのがやはりCO<sub>2</sub>削減という部分では大変改めて着目されている輸送分野でもありますので、その辺は森港にはこういう施設があって、近隣の町村にそういう物資運搬にぜひ活用できる港ですと胸を張って言えるような港を造っていくのが必要でないのかなというふうに思いました。

それで、ちょっと再々質問として、産業全体で活用できるビジョンというところで、近年森港を森蘭航路でやっぱり地方港湾、港湾施設ということで観光船ですね。実質観光船だと思います。定期航路というよりは観光目的がメインだと思うのですが、こういう観光船の着く施設も現在は仮設のはしけを用意しているというふうになっていて、それも漁組さんの前にどんと夏の間置いて、大変漁組さんにも迷惑をかけているのではないかなというふうには思うのですが、そういった部分も含めて森港の新たなスタイル、形といますか、未来の形というものもこれから要望の中に加えていって、今先ほどの質問の中では対象を絞りながら要望しているというところだったので、今後単純に今まで例えば漁業関係ですとか、私たちみたいな一般的な船舶を運用している者だけではなくて、今後はそういう観光分野という部分にも力を入れていくというビジョンを立ち上げながら要望していくのも大事なのかなというふうに思います。

それで、この辺の港を見ますと函館港は従来からヨットハーバーですとか、そういうプレジャーボートの係留施設というのがありますけれども、例えば八雲港にも一部あるので

すよね、漁港でも。でも、森港にはないと。結構森の方でプレジャーボートを持っていて江差につないで、週末は江差まで船を乗りに行っていて楽しんでいるという方もいるぐらいなのです。そういう施設も森港があれば大変いいのかなというふうに思うのです。

ちょっとまた以前の貨物船の話に戻ってしまうのですけれども、貨物船が入港してきた際に、これから帰ろうか、森港で1泊していこうかというようなタイミングだったのですけれども、森港に一晩停泊して朝出港すればいいでしょうと。森で晩飯でも食べていけばいいでしょうというお話をしてもやっぱり森港は危ないからいたくないと言うのです。それで、室蘭なり函館に……

○議長（野村 洋君） 河野議員、大分時間経過していますけれども。

○9番（河野文彦君） すみません。それで、新たなビジョンというところで、そういった観光目的であったり、そういうプレジャーボート施設であったりと、そういう部分も加えていくことも必要かなと思うのですけれども、町長はどういうふうにお考えか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

産業全体というところに当然河野議員おっしゃるとおり観光分野での利活用、これは森蘭航路というもので昔から利用させていただいているところでございます。昨年、室蘭の青山市長と懇談させていただいたときに、やはり先達の先輩の皆様が古くは本当に大昔から歴史と文化あるこの森蘭航路を観光資源として活用する。そのためには、やはり港湾同士のつながりというものもしっかりと確固たるものにしていかなければならないというところで意見は一致しているところでございます。コロナ禍というところもありまして、なかなか観光のそういった勢いのあるもの、施策というものはできなかったのですが、今後しっかりと森蘭航路、今年の4月、桜まつりには室蘭の市民の方をご招待する、そういった事業も計画しておりますし、当然今議員おっしゃった森蘭航路以外のそういったプレジャーボート等々も泊められるような、そういった施設は整備をするという段階になれば当然検討していかなければならないと思います。

何分莫大な予算がかかる話ではございますので、一概に、当然河野議員も私もいろんな希望といいますか、こうあればいいよねという話はあるのですけれども、まずはやはり観光については今お話しさせていただきましたとおり森蘭航路の利活用というものをまず軸として進めさせていただく。そして、産業全体で利活用できる、そういったビジョンというものをまずは検討して森港湾の修繕計画に少しでもスピードアップになる、そういったものにつなげていきたいと。まずは、そのように考えているところでございます。

当然モーダルシフトというお話もいただいております。2024年問題という話もございまして、カーボンニュートラル、いろんな社会変動、社会変革がこれからも予想されます。その中で当然全てにおいていろいろな計画を見直していく、新たなビジョンを立ち上げていく、そういう能動的な行政の活動というものはまちづくりに必須になると思います。これも先ほど来お話しさせていただいておりますとおり、いろいろな行政間での競争になる

と私は考えております。その中でも限られた港湾を持っているこの森町の強み、そういったものをしっかりとビジョンに盛り込んで進めていきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森港の機能強化についてを終わります。

ちょっと休憩したいと思いますけれども、2時10分まで休憩します。

（何事か言う者あり）

○議長（野村 洋君） 足りないですか。

2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時15分

○議長（野村 洋君） それでは、休憩前に続き会議を再開いたします。

次に、臨港区域へのアクセス道路の現状についてを行います。

○9番（河野文彦君） それでは、質問の2問目、臨港区域へのアクセス道路の現状についてを質問させていただきます。

森港周辺には、水産加工工場や漁業者の作業施設などが設置され、多くの車両が通行しております。特に水産加工業では、森港周辺の工場へ鉄道の貨物専用線が設置されていたこともあり、そのにぎわいを証明するものであります。現在はトラック輸送が主役となり、貨物専用鉄道は廃止されましたが、森港で生産された加工品が全国各地へ出荷されていることは現在も変わりはありません。また、森港で水揚げされた鮮魚類も町内はもとより、全国各地へ出荷されており、地域経済を支えております。さらに、森港で荷役される資材などもその全てがトラックで輸送されており、臨港区域へのアクセス道路は森町にとって重要なインフラの一つであります。

現在のアクセス道路としては、道道森砂原線が主であり、大型車両は必ず道道を通過しなければなりません。路側帯が非常に狭隘であり、大型車両同士がすれ違う際はすれすれの状態です。また、この道道は路線バスやスクールバスが運行しており、歩道が設置されていない箇所もあるため、危険な状態であると言えます。水産加工工場や漁業者の生産力を落とさないためにも、臨港区域での通行車両、歩行者の安全を確保するためにも、現在の状況を改善する必要がありますので、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

臨港区域へのアクセス道路ということで、1点目のご質問と関連しますけれども、平成10年に完成した森港長期構想において国道、道道への接続についても計画しております。計画は、予算規模の縮小により遅々として進んでおりませんが、尾白内小学校前の通り、いわゆる町道尾白内町4号線から現在舗装工事に着手している浜通りまでをつなぐ予定と

なっております。この道路が完成することによって、道道森砂原線を通らなくても国道278号線及び国道5号線へのアクセスが一直線でつながりますので、石倉方面から漁業者が森港へ出荷する際や水産加工会社の配送等の効率化に加えまして、これまで国道へのアクセスを理由に頓挫していた砂利や木材の輸入や輸出といった港湾本来の利活用が期待されます。しかしながら、現状としましては整備に係る国の予算が縮小傾向にありますので、予算の増額や特別な予算の獲得に向けて今後も積極的に陳情や要請活動に参加しながら計画の早期実現に向けて努めてまいります。

なお、道道森砂原線を利用される通行車両や歩行者の皆様にはご不便をおかけしますが、今後も安全に十分配慮した利用をお願いするとともに、町としても必要に応じた注意喚起を心がけてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 今ほど尾白内の信号といたしますが、白川から国道、国道5号線から白川線、そして278をまたいで真っすぐ道路を改良することによって港湾地区へというような構想だと思えます。ただ、それは正直言ってまだまだ何年もかかるのかなと。しかも、大漁橋は幅員が狭いのです。ですから、どうなのでしょうかね。大型車両のばんばん通行するような道路として、新しくするほうはどれぐらいの幅員で道路を改良していくか分かりませんが、現大漁橋が非常に狭いというのがちょっと気になるかなというふうに思っていました。

それで、取りあえず現状として、その道路の構想があるということは理解した中で、現状例えば尾白内の信号から現在ですと白川方面から来ますと左折して森港に向かっていく、もしくは森港方面から来ると右折して尾白内小学校方面に曲がっていくというような形だと思うのですが、非常に狭くて、交差点が狭くて大型車が曲がる時にも大きく膨らまなければならない。ましてや、トレーラーなんて対向車線が周りの車が気を使って手前でもう停車してくれて、トレーラーが曲がるのを見届けるというような状況になっています。そういった中で、白川からの道路が整備されるということであれば、実際真っすぐ港湾地域だけではなくて、近隣の水産加工場なんかにも曲がる大型車も出てくると思うのです。そういう道道との交差点の幅員なんか大型車が曲がれるような形でぜひ設計してほしいというふうに思っています。

多分、町長は御存じではないのかもしれませんが、昔尾白内のあの信号の交差点で大型車が曲がる前に小学生が巻き込まれて死亡するというような、私が小学生ぐらいの頃ですから多分町長は御存じないのかなと思うのですが、残念ながらそういう悲しい事故も起きている交差点ですので、そういったところはぜひ今後のプランの中にちょっと頭に入れてほしいなというふうに思っていました。

あと、大型車が大変きつそうだという話になると、道道から二チロさんに曲がる交差点です。あそこも大型車が大変苦労して曲がっています。町道側の幅員が狭いものですから、

道側側の縁石を踏みながら、トレーラーの台車がガタンといいながら曲がっていくのです。実際そういう状況ですので、そういうのもぜひ改善してほしいなと思っています。

それで、これはそういう白川線のほうの改良というのも有効な手なのですけれども、私は森の港湾地域、本当に森港の中心辺りから278号線に抜けるアクセス道路があってもいいのではないのかなと思うのです。そうすると、国道へのアクセスも真っすぐ上に上がっていただけですから大変便利になりますし、あと以前から言われている防災機能という部分も大変役立つのではないかなと思うのです。その辺も踏まえた今後のビジョンというふうなものが必要かなと思うのですけれども、いかがでしょうか。お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先ほどの港湾、森港の整備に関しましての答弁と多少重なる部分もあるとは思いますが、その遅々として進まない状況として予算がつかないと。そういった中でも新たなビジョンというものを掲げて、しっかりとこういうふうに港湾、その周辺にある産業全体、加工会社様のそういった運送トラックの支障のない通行、そういったものもしっかりと計画の中に含めて、この辺は進めていきたいなというふうに考えております。

現段階での計画といたしましては、ただいまご説明させていただきましたとおりではあるのですけれども、今後その新たなビジョンをつくる中で様々な案を検討されていた、そういった過去の事象、事例とかもあると伺っております。そういったものも参考にさせていただきながら、時間のかかることではあるのですが、全体的なそういった計画として見直すタイミングでは含めていければなというふうに考えております。

確かに議員おっしゃるとおり、流通だけではなくて防災的な、そういった機能を持つ道路といいますか、そういったものも港湾の機能としては非常に大切なのかなと考えておりますので、その辺は排除することなく可能性を突き詰めていければなと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 臨港区域へのアクセス道路の現状についてを終わります。

次に、エネルギー価格高騰の影響についてを行います。

○9番（河野文彦君） 続きまして、エネルギー価格高騰の影響についてを質問させていただきます。

ロシアによるウクライナ侵攻から1年が経過し、いまだに停戦の兆しすら見えない状況が続いています。遠く離れた国での局地的な軍事行動なのかもしれませんが、世界的な食料不足が危惧されたり、エネルギー価格が高騰したりと私たちの森町でも大きな影響を受けており、地域経済活動もグローバルな世界経済の渦にいと簡単に巻き込まれてしまうのだと痛感しているところです。

エネルギー価格高騰による影響は、電気料金、ガス料金、暖房、船舶、自動車などに使う燃料と多岐にわたりますが、電気、ガスほど価格変動に弾力性がなく、インシデントとほぼ同時に価格が高騰する石油燃料は地域経済活動に強烈なブレーキをかけてしまいます。1次産業を基軸とした裾野の広い産業構造の森町ではありますが、農林水産の1次産業



はもとより、石油燃料を使用する運送業や水産加工業でも大きな影響を受けており、先の見えない状況から事業継続が困難になるのではとの声もささやかれています。加えて新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動、消費行動が低迷し、二重苦の状態です。

国や道では、エネルギー価格高騰に対する様々な支援を行っていますが、森町ではエネルギー価格高騰に苦慮する町内事業者へ向けた支援等を行われておりません。地域経済活動の安定から町内生産高確保、人口流出阻止を目指すためにも町独自の施策が必要でありますので、町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

2021年以降、様々な要因によりエネルギーの価格が世界的に高騰し、各国の物価にも影響を与えています。資源を輸入に頼っている日本もエネルギーの価格高騰の影響を受けております。

農林水産業における支援状況は、国策として軽油引取税が免税され、既に優遇されており、それに加えて燃料油価格激変緩和補助金としてガソリンや軽油の小売価格を抑制し、事業者のみならず、消費者の負担も軽減されております。また、今回の各種高騰に対する総合緊急対策として中小、小規模事業者、農林漁業者に対するセーフティーネット貸付のさらなる金利引下げが行われるなどの支援策が講じられました。

道では、エネルギー価格高騰の影響を受けている1次産業も含めた全ての業種を対象に事業継続支援金の支給を行っております。

町では、まず全町民に対し、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けている生活者の支援及び地域経済の活性化を図ることを目的として、行政ポイントを用いた生活支援・経済対策事業を行っているところです。今後も町内産業の経営基盤の底上げに向けて、引き続き地域経済の活性化策が不可欠であり、そのためにも地域の稼ぐ力と所得の循環が重要であると考え、地域活性化の強化策について検討していかねばならないと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問。

○9番（河野文彦君） 町民全体に対しては、行政ポイント等での支援をというようなお話だったかと思うのですけれども、私が今回このテーマを取り上げさせていただいたのは、やっぱりこの石油燃料を多く消費する業種、事業者向けの支援が必要なのではという部分で取り上げさせていただきました。ですから、これからはちょっとそこに特化した再質問をしていきたいと思うのですけれども、ちょっと時間のない中で、この質問文の中で今回は運送業というキーワードも入れさせていただいていました。幅広い産業というところで質問をしたかと思うのですけれども、ちょっと運送業に着目してお話しさせていただきますと、やっぱり燃料価格の高騰というものが相当経営に響いているというところで、各運送業と言いましてもいろんな業界がありますので、それぞれがいろんなところに陳情なり要望なりというような活動は行っているそうです。

そういった中で、同じ運送業でも私の知り得る範囲でのお話なのですが、公共事業を糧としている運送業に関しては設計単価にそれほど時間はかからずにこの高騰分というのが反映されますので、それほど大きな影響はないそうです。ただ、民間業者さん、民間の荷物を運ぶ運送業さんは特に大変な経営を強いられていると。その荷主さんである民間業者さんもやっぱり製造コストの増大というところで、こういう運賃に燃料価格の高騰分を反映させてあげたいのだけれども、させられないというような状況が続いているというお話を聞いていました。

それで、町としては、今回予算にも出たと思うのですが、肥料ですとか飼料ですか、に対する支援というようなものも上がっていました。もちろん町として必要だからという判断で支援したと思います。僕も必要だと思います。そう考えたときに、この燃料価格高騰によって大きな影響を受けている運送業ですとか、旅客輸送業ですとか、そういった部分にでも支援していかなければ、森町というのは水産加工業が大きなシェアを占めていますけれども、この方々はやはり安定した運送法、輸送方法があるから商売が成り立つと思うのです。やっぱり日本の産業がこれだけ進展していく大きな一助になっているのがこの輸送業でないのかなというふうに思いますので、これからアフターコロナということで以前のような活発な経済活動になっていくと期待する中で輸送業が、もし業者が減ってしまうといったときに、物をつくっても運べないというような事態だけは避けたいと思いますので、そういった部分にも農業と同じように支援をしていく必要があるのではと感じますけれども、町長の所見をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

先般、関係団体から燃料費の高騰に対するそういった補助策に関してご要望もいただいているところではございました。議員のお話にもありましたとおり、農業の肥料、飼料に関して補助というところも今回予算計上させていただきました。その中で、やはり国からの支援に対しての上乗せという位置づけで今回農業支援、肥料、飼料に関してはメニューを作成させていただきました。

認識として、やはり議員おっしゃるとおり運送は森町の産業、水産加工業においても農業に関してもそうですけれども、林業もそうです。大切な産業を支えるインフラの一つであるというところは私も重々承知しているところでございます。しかしながら、現状として経済を動かす、そういった原動力のほうに、例えば商工業の需要喚起策ですとか、1つでも多く需要が膨らむことによって価格に転嫁していただける、そういう費用を補う、そういう原資を稼いでいただける、そういった経済を動かすほうにやはり政策としてもうシフトしていかなければならないのかなというところも1つ考えているところでございます。

運送業というところで燃料費高騰、それは重々承知しているところではございますが、中には本当に一般の店舗でも暖房費ですとか水道光熱費等々、そういったものの補助の一つとして以前やらせていただいた事業者一律の10万円、そういった支援というのも方法と

して考えたところはあったのですが、しかしながら今回は大きな方向、方針転換として経済を動かすほうに重点を置かせていただきたいというところで、農業に関しましては国の補助策の上乗せというところで施策はつくらせていただきましたが、他の業種様に関しましては燃料費高騰に関する補助メニューに対しては実施しないというか、当初予算では計上していないという状況でございます。その点は、今後様々なウクライナ情勢、そして様々な経済情勢に関わって変動があると思いますので、じっくりとその辺は注視しながらも現状ではそういった経済を動かす需要喚起のほうに投資を、補助を入れていくというところで考えているというところをご理解いただければなと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） エネルギー価格高騰の影響についてを終わります。

次に、漁業振興の調査研究についてを行います。

○9番（河野文彦君） 続きまして、漁業振興の調査研究についてです。

内浦湾には、春には冷たい親潮が、秋冬には暖かい津軽暖流が流入する海域であり、日本でも有数の漁場です。過去には、ニシンやマグロなどの豊漁で浜は大変な活気があり、ニシン供養塔が建立された経緯をお聞きすると、栄華に湧いた当時の光景が目に浮かびます。現在の森町は、ホタテ養殖や種苗、稚魚放流など育てる漁業が活発であり、様々な努力から水揚げ高を確保し、地域経済を支えています。

しかし、近年では主力であるホタテ養殖においては原因不明のへい死が発生したり、大量の付着物が発生したり、磯焼けが進行することにより産卵場所や昆布漁が減少したりと安定した漁業経営に大きな影を落としています。両漁業協同組合と森町水産課は、関係省庁との調整や水質調査、食害ウニの活用研究や新たな資材を使つての投石築磯事業など様々な努力を行っていますが、自治体のできる範囲には限界があり、国や道との連携をより一層強化してこの難題を克服していかなければなりません。

道では、水産技術普及指導所を森町内に設置し、様々な研究指導を行っており、函館水産試験場でも調査研究を行っていただいておりますが、現在前浜が直面している様々な課題解決に至っていない状況を鑑みると、より一層の原因究明と対策が必要です。町長の所見を伺います。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

漁業振興を図る上で当町の2大漁業でありますスケトウダラ漁とホタテ養殖に関する課題といたしまして、どちらも水揚げ量が安定しないということが挙げられます。スケトウダラにつきましては、函館水産試験場が年3回、道南太平洋海域について資源量調査を行っておりますが、年変動が大きく、特にここ数年は低調に推移しております。また、ホタテ養殖につきましては数年前に原因不明のへい死が続いたことから、平成31年2月に北海道が中心となり、噴火湾養殖ホタテガイへい死対策会議を立ち上げ、稚貝の種苗枚数を減らして健康な貝を作り、耳づりすることが重要と結論づけたところであり、この会議に加えまして、海洋環境の変化も関連することから、北海道が湾内3か所に設置した

高性能ブイが令和3年4月から運用を開始し、従前からの水温に加え、濁度や塩分、流向、流速などの観測を行いながら、現在はデータ取りを進めているところです。

町としましては、原因究明という部分については公的機関による調査等の結果を重んじながら、対策については両漁協のニーズを確認した上で、公的機関のみならず、北大水産学部や函館高専をはじめ、民間企業とも連携しながら2大大宗漁業の安定や磯焼け対策などについて検討協議を継続してまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質ありますか。短めでないと。

○9番（河野文彦君） 当町の水産課でも新たな試みをしたり、先ほど紹介しましたけれども、ウニの活用研究であったりというような部分で大変努力されているなというふうに私も感じているところです。そういった中で指導所であったり、試験場であったり、様々な調査はされているのも重々承知なのですけれども、残念ながらまだやっぱり問題解決、原因究明には至っていないのが現状だと思うのです。それで、今まで以上の調査研究がやはり必要なのかなと。それでなければまた同じ、原因が分かりませんので、現状として。この原因究明については、本当に国が、水産庁でもいいです。国力を注いででもこの原因究明と対策をやってほしいなと。

本当にこの噴火湾のホタテは、特に北海道の輸出高に影響するぐらい大きなシェアを占めているというような報道もあったとおり、北海道の経済を支えていると言っても過言ではないと思うのです。そういった中で、従来の試験場や指導所で様々な活動をしていただいているのも十分分かっているのですけれども、それ以上に研究機関の誘致だったりですか、そういう研究者の常駐、本当に森港を改修して試験場の調査船が森港が基地港にしてもらえるぐらい、それぐらい取組をしてほしいなと思うのですけれども、改めて町長の所見をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

本当に民間との、民間機関、そして大学、研究機関との連携は本当に必要だと思います。河野議員おっしゃるとおり、例えば森港湾にそういった調査船が入りづらい、そういった課題があるのであれば、そういったものはしっかりとやっぱり解決していかなければ、それは例えの話ですけれども、他にもたくさんありますけれども、そういった課題解決は進めていかなければならないと考えております。そういった意味でもやはり現状にとどまることなく、様々な関係機関、そしてそういった課題を価値に変えていただける、そういった事業者、研究者、そして民間の方々とは幅広く提携して、この森町の水産業の課題解決に今後もしっかりと努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（野村 洋君） 漁業振興の調査研究についてを終わります。

以上で議席9番、河野文彦君の質問は終わりました。

次に、7、未来につなぐ持続可能なまちづくりについて、議席15番、斉藤優香君の質問

を行います。

○15番（斉藤優香君） 通告に従いまして、質問させていただきます。

未来につなぐ持続可能なまちづくりについて。世界的に地球を守り、未来につなぐため、脱炭素社会の実現に向けて取組が行われております。森町も第2次森町総合開発振興計画の地域新エネルギーの基本目標では、木質バイオマスや太陽光、地熱など地域資源を活用した再生可能なエネルギーを積極的に利用し、気候変動から地域の産業を守り育て地球温暖化防止の貢献へとつなげていきますとあります。また、令和5年度の町政執行方針の中でも更新する公共施設に基本構想から新エネルギー設備の導入検討を図るとなっております。

子供たちの未来のためにゼロカーボンシティ宣言をして、2050年にCO<sub>2</sub>を実質ゼロにすることを積極的に町全体で取り組み、町内外に誇れる持続可能なまちづくりに挑戦すべきと考えます。町長の所見をお伺いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

議員ご質問にありますように、脱炭素社会の実現のため、世界的に取組が行われており、世界共通の非常に大きな問題であると十分に認識しております。その認識の下、当町としても豊かな自然と安心して暮らせる環境がともにある理想的なまちを将来像に掲げ、脱炭素に向けた様々な施策を進めてまいりました。

さらに、このたび新たに森林資源を活用したカーボンクレジット創出支援事業や水産業サステナブルチャレンジ事業を実施し、産業分野をはじめとした脱炭素の取組を進めてまいり、令和5年度町政執行方針の冒頭に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すゼロカーボンシティ宣言を表明させていただいたところであります。この表明を機に、持続可能なまちづくりを目指すため、産業分野のみならず、さらなる施策の検討、そして日常業務から脱炭素を意識する醸成にも努めてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○15番（斉藤優香君） 先ほど同僚議員の質問とかにも同じような内容があって、とても積極的な回答だとは私も思います。このゼロカーボンシティを目指すということは、二酸化炭素の排出量を削減する、そのためには再生可能エネルギーの積極的な導入が必要で、それによって地域の産業や雇用の創出が期待できる地域の活性化、地域貢献につながることでと思います。

今回宣言していただいて取り組んでいくこととなっていると言うのですが、J-クレジット、ブルーカーボンとか、その部分では分かるのですがけれども、前回の同僚議員、同じような先行地域としての質問を町長にされました。そのときに、一般質問の町長の答弁では、ゼロカーボンの大きな流れが町の産業の足かせにならないように皆様の意識醸成を図ることが一番大事であると答えております。ということは、今回ゼロカーボンを宣言したということは、そういうことが意識醸成がなされたということに解釈してもよろしいです

か。

そして、また交付金を受けて設備投資ありきの計画ですと変な方向へ行ってしまう懸念もあるかもしれないと言っているのです、そういうことがなくなったということで解釈していいのであればなのですが、これから立てられる、どの計画を見てもこれから公共施設の建設に当たっては新エネルギーを導入するというふうになっているのです。このたび建設予定の保育所に導入されるのは、新エネルギーではないのです。あれは省エネなのです。ZEBというのは省エネで、新エネルギーではなくて。これというのは、私は資源のない、だけれどもそういうことに貢献したいようなところ、周りに森もなく、何も無いようなところだけれども、そういうことに貢献したいと思うような都会というのですかね。そういうところがビル、事務所とか、そういうところがやるものであって、見渡す限り森町、森町の先ほど町長も言いましたが、約80%、76%は森で、町長もおっしゃられたとおり伐期を迎えている木がある。同僚議員も言っていますが、それはCO<sub>2</sub>をもう吸収しなくなってきている森が森町にはいっぱいあるというのに、森町の地域新エネルギービジョン、こういうものを町長は新エネルギーの中でも取り組んでいくと言っていますよね。

その中では、熱需要が高い公共施設への木質バイオマスボイラーの導入ということ言われているのです。積雪寒冷地である森町では、本州と比較して暖房、給湯などの熱需要が年間を通して非常に大きく、これを木質バイオマスによって賄うことで地球温暖化対策、化石燃料使用量削減に大きく寄与することができます。また、間伐材や林地残材を使用する場合、木質バイオマスの安定供給を通じて適切な森林の経営、管理、林業、木材産業の活性化及び地域雇用の拡大が図られますとあるのに、なぜ今新しくできる公共施設にこういうものを導入しないのか。そこがちょっと私には分からないのです。せっかくゼロカーボンシティを宣言したのであれば、きちっとこういうことに取り組む、検討する、その辺り検討しているのかということと、あとゼロカーボンシティを宣言して、その海と森林の管理だけなのでしょう。本当にこれから先、複合施設もできる中で新エネルギーを導入するというのがこのゼロカーボンシティの方針、そして雇用を生む、産業を生む、地域の地産地消で循環型の社会をつくっていくということが大事な中で、なぜZEBなのかというのが私には分からないのです。ZEBというのは、どこかの会社の機械が入る。そのための設計になるのです。子供たちのため、あれのためではなくて、その機械がどうやったらうまく効率よく省エネになっていくかということ建てられる、設計されると思うのです。その辺り、どういうふうにお考えなのか、お願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

ゼロカーボンシティ宣言、今回執行方針で掲載させていただきました。様々な自治体でゼロカーボンシティ宣言を出されています。1つ、やはり気をつけなければならないのは、カーボンニュートラル、ゼロカーボンシティ宣言、様々な言葉がありますけれども、私はその型にはまる必要はないと思うのですよね。公共施設に対する再生可能エネルギーの導入なのか、省エネなのかということも検討しなければならない課題としては1

つあるとは当然思います。しかしながら、先般、昨年、日経新聞さんにちょっと取材を受けた際に、私はこれが大切だということをお答えさせていただいたのですけれども、やはり今まで産業革命が続く中で、化石燃料を使ってCO<sub>2</sub>を排出し続けて産業が成長してきたその産業構造の中で、この二酸化炭素を排出しないイコール化石燃料を使わない、単純にこれだけ考えてももうすさまじく今の現状のままだと産業の負荷にしかならないという状況が、何もしなければですよ。何もしなければ、そういう状況になってしまうのかなというのが一番先に受けた印象です。

しかしながら、世界的なこのSDGsですとか脱炭素の流れを受けて、世界的大規模の大きな金融機関も化石燃料を使っている、そういった企業には融資、投資はもう一切しない、そういう表明もされています。その中で、やはり一番大事なものは、この森町が基幹産業として持っている水産業、そして農業、林業、1次産業、そういったものの何もしなければ手かせ、足かせになる前に様々な支援策、そして様々な有利な状況を活用して、さらなる産業の価値に変えて起爆剤、価値を高める付加価値に私はしていけると思っています。その中で、やはり再生可能エネルギーを投入しなければならないという要素のほかに先ほど議員にもお話ししていただきましたカーボンクレジット、ブルーカーボン、グリーンカーボン、その辺りは直接取引して活動の原資にもできますし、先ほど同僚議員の質問にもご説明させていただきましたとおり、大企業の企業活動、CSR活動という中で企業価値にしていかなければならない。そういったものをつくり出せない企業が非常に多く求めて森町に来ていただいています。そういった産業がそれぞれつくり出すカーボンクレジット、脱炭素の付加価値を企業と提携して結んで、お金の流れる循環の仕組み、そういったものをつくれれば、これはこの森町がそういう仕組みの中から生まれた海産物、農産物、これは本当に付加価値の高いものであると私は思っておりますし、それをさらにブランディングして売り出すということも可能になってくる以上に、そういったサステナブル調達という言葉もありますけれども、そういった配慮できない、環境配慮のできない地域から生まれた作物はもう買わない、調達しない、そういったことを宣言される企業様もこれから絶対私は増えてくると思っています。そういったことが足かせにならないように行政としても仕組みをつくって意識醸成をして、このゼロカーボンを進めていかなければならないというところの宣言としてゼロカーボンシティー宣言を出させていただきました。

先にゼロカーボンシティー宣言を出すのか、状況が整ってから、後からゼロカーボンシティー宣言を出すのか、両方やり方はあると思うのですけれども、いろんな首長に相談させていただきましたら、いや、町長、そんな悩んでいる場合ではないよと。さっさと宣言してしまって、もう職員のお尻をたたきなさいというふうなご意見もいただきました。本当にそうだなと思っておりますし、もう1年も前から各それぞれの担当課にはもう宣言するから、宣言するからと話ししていました。やはりいろんな計画もつくらなければならぬし、庁内に対する意識醸成、情報共有もしなければならぬので、担当課の課長としては、係長もそうですけれども、非常にやっぱり難しさ、仕事としてのどうやってやっていけばいい

のだろうなという考えもあったと思います。でも、やっぱりそこはトップダウンとして首長が宣言してやっていくのだと、もう宣言するのだというところを職員と一緒に共有して今日に至ったわけでございます。

様々なご縁をいただきまして、大手の企業様からもこのカーボンクレジットを購入したい、事業提携をしたい、課題解決のために協力したい、そういったお話を多くいただいておりますので、そういった点からもこのゼロカーボンシティ宣言を発出する効果というものはあるのかなと思います。ですが、宣言するだけではなく、しっかりとその先、計画、もっともっと意識醸成も図っていかなければならない。1次産業だけではなくて2次産業、3次産業に対してもそういった意識醸成、情報共有を図り続けていかなければならない、そういうところはしっかりやらせていただきたいと思っておりますし、斉藤議員おっしゃりたいのはその点なのかなと考えております。しっかりと小さい課題、大きい課題、小さい方向性、大きい方向性、様々なものがあると思いますけれども、まずは発出させていただいたこのゼロカーボンシティ宣言を下に、しっかりと職員一同頑張るって2050年までに目標を達成していきたいと考えておりますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 3問目、再々質問。何か先ほど聞いた趣旨、ちょっと違うところがあるでしょう。そこをきちっと正さないと、3問目で。

では、再々質問。

○15番（斉藤優香君） 産業の分野では、町長の言っていることはよく分かるのですが、私が今町長に聞いたかったのは毎回公共事業の公共施設をこれからやっていくに当たって、新エネルギーを入れていくということを第2次森町総合開発振興計画でもうたっているのですよね。地域資源を活用し、新エネルギーの利用を促進するとなっていたり、あとこの地域脱炭素の目指すものとして、特に地域における再生可能エネルギーの導入拡大が鍵となります。地域で利用するエネルギーの大半は、輸入される化石資源に依存している中、地域の企業や地方公共団体を中心になって地域の雇用や資本を活用しつつ、地域資源にある豊富な再エネポテンシャルを有効利用することは、地域の経済収支の改善につながる事が期待できるとあります。

そして、財務省の貿易統計によると、我が国の鉱物性燃料の輸入額は2021年度の1年間で20兆円に上ります。環境省において2015年度の市町村別のエネルギー代金の場内外収支を産業連関表を用いて算出したところ、約9割の市町村で場外への支出が上回っています。また、地元の自然資源を生かして食料、木材などを賄うことは輸送に係るCO<sub>2</sub>を減らすとともに、地域産業を支えることにつながります。地域資源を生かし、消費する地域から生み出す地域に移行し、その収益を地域内で再投資することで新たな産業と雇用を生み、地域内で経済を循環させることができますともあります。

そこでなのですけれども、私は公共施設を新しくするに当たって、こういうエネルギーもきちっと話し合われているものだと思っていました。この令和4年5月23日の告示の保



育所整備工事調査設計業務委託、基本構想、基本設計の中の工事内容の中にエネルギー導入指針というのがきちっと入っているのです。それと、あと業務仕様書の中にもあるのですけれども、この中に森町地域新エネルギービジョンを参考にしてくださいとなっているのです。その中で、この森町地域新エネルギービジョンに基づき施設整備計画検討を行うものとなっていて、その別紙の中には木質バイオマスの活用となっていて、木質バイオマスを地産地消型エネルギーとして製造から利用までの事業化モデルの導入を図るとなっていて、対象施設は本庁舎、支所、各会館施設、児童福祉施設、学校教育施設、病院、上下水道施設、社会教育施設、体育施設、グリーンピア大沼、その他単独庁舎となっています。

導入の取組としては、新設や改修、設備の更新を行う際に、その規模、用途など特性に合った新エネルギーの導入を図る。2、既存の施設についても設置スペースが確保され、大きな導入効果が期待できる場合には積極的に導入を図る。木質ペレットストーブの導入を図る。特にエネルギー需要の高い施設、学校教育施設、病院、社会教育施設、体育施設などは木質チップやペレットボイラーなどの導入を図るとなっているのです。そして、これはその……

○議長（野村 洋君） 齊藤議員、まとめて、だから。

○15番（齊藤優香君） 導入指針の……

○議長（野村 洋君） ちょっと言いたいことをきちっと言って。

○15番（齊藤優香君） この導入指針は、各課長は導入実績について企画振興課長に報告するものとする。なお、各課長は本指針に基づく新エネルギーの導入ができないことを合理的な理由があった場合は本指針によらないことができるものとするが、導入することができなかった理由について報告するものとあるのです。報告されているのでしょうか、これは。導入できなかった。ここの中には、そういう施設には木質バイオマスボイラーを導入しなさいというふうに、導入を検討してくださいとなっています。本当に検討されたのでしょうか、それを。企画課長にきちっと報告されているのでしょうか。これは、本当に告示の中に入っている内容なのです。

あそこの今保育所が建とうとしているところは、隣にさくらの園があり、保健センターがあり、あそこに大きな木質バイオマスボイラーを設置すると3か所の給湯、それと暖房とかが賄えると私は思います。先日、知内の木質バイオマスボイラーを見てきましたけれども、そこは最初に庁舎とプールをやって、いいなと思ったから、町主導でやって。その後は公民館とスポーツセンターみたいな感じで、きちっとバイオマスボイラーでやっているところがあるのです。長くなりましたが、すみません。これから子供たちを……

○議長（野村 洋君） 齊藤議員、大体……

○15番（齊藤優香君） これから子供たちを教育というか、使わせる場として、多分今建てる50年から60年、もっとなるかもしれませんが、使うそういう施設を先ほども言われました不安定なエネルギーを、結局今度のZEBというのは普通の灯油とかでやる

ものなので、そういうものではなく、本当に町の中で循環できて使えるものに変えていくということが必要ではないかと私は思うのです。今建てるものを、ちゃんと森は管理すれば循環ができます。でも、鉱物性燃料は輸入に頼らなければならない。いつなくなるか、値段も上がるか分からない。そんな不安定なものではなく、ここは都会ではなくて目の前に森があって、使える材料があって、ましてや伐期を迎えているというのであれば、きちっとそういう管理をして世界に誇れる循環型のまちをつくるべきではないかと思えますけれども、町長の所見をお伺いします。

○議長（野村 洋君） ちょっと暫時休憩します。

休憩 午後 3時11分

再開 午後 3時20分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

いろいろとお話もさせていただいたのですけれども、基本的に公共施設、新たな公共施設を整備するところでの計画に対して木質バイオマスボイラーというお話をいただきまして、それを排除しているわけではございませんで、当然この保育所整備計画もそうですし、検討チームを立ち上げた際に、当然企画課長も入っていますし、エネルギーの導入ビジョンに関する要件、そういったところも検討課題として話はさせていただいております。その中で、現状の施設の園庭の広さですとか、太陽光パネル以外のものでの再生可能エネルギーの導入に対するイニシャルコスト、ランニングコスト、そういったものもテーブル、検討の上で上げさせていただきまして今回このような整備計画の中に盛り込ませていただいたという流れでございます。

当然様々な再生可能エネルギーがあるのは重々承知しております。その中でもやはりまだまだ普及に関しては、本当にいろんな課題があります。木質バイオマス、1つ例に取り上げてもまずチップを製造するという工程、それをためておくヤードを建設しなければならないという工程、そして町内に既にある石油事業者様との産業、仕事の中での調整、そういったことも今後様々な検討課題としてゼロカーボンシティ宣言を宣言した以上はしていかなければならないと考えています。その中で議員おっしゃるとおり、新たな産業の創出をゼロカーボンシティ、二酸化炭素の削減という世の中の大きな流れが進む中で、仮に仕事がなくなってしまうような方々の新たな仕事として創出していかなければならないというところでまずは捉えています。そういった中で、当然繰り返しになりますが、木質バイオマスボイラー、そういったものを否定しているわけではなく、今回は当然地中熱のシステムも考えました。その中で、ZEBを目指すという中での太陽光パネルという位置づけになりましたので、その辺は一応ご理解いただければなと思います。

そして、当然これからも公民館、庁舎、様々な本当に新しくしなければならない公共施

設の再整備に関しましてはゼロカーボンシティ宣言をした以上、当然木質バイオマスボイラーも含め、再生可能エネルギーの導入というのは高めていかなければならないと思います。しかしながら、もう一点、カーボンオフセット、カーボンニュートラルというところで考えると、莫大な設備投資をして再生可能エネルギーの設備を建築、導入するということも大事な要素ではあるのですが、やはりこの大きな自然を抱えている森町、伐期を迎えた森林、それを切って木材を活用して、さらに植樹をする。藻場を再生してクレジットを創出して、そういったものを吸収源として作り出していく。それも非常に大事な考えの一つだと思います。再生可能エネルギーの導入とこのCO<sub>2</sub>の吸収、そういったところはどっちが大事だということではありませんので、これはしっかりと両方同じぐらい重要なものとして取り組んでいかなければならないと思っておりますので、その辺も1つご理解いただければと思います。

2050年までに排出量ゼロというところには、ほかで排出している二酸化炭素をこの森町でどれだけ吸収してあげられる能力を増やしていくか。そういったところも非常に大事な要素となりますし、それは産業のパワーになると私は考えておりますので、その点を含めてご理解をいただければと思います。

以上です。答弁漏れないですか。大丈夫ですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 続けてください。

○町長(岡嶋康輔君) 当然先ほどもお話ししましたとおり、検討チームの中で、報告も何もそのテーブルの中でみんな一緒に考えたとお話しさせてもらったというところがございますので、必然的にそれはなされていると思っておりますのでございます。

以上です。

(何事か言う者あり)

○町長(岡嶋康輔君) 報告。何か……

(何事か言う者あり)

○町長(岡嶋康輔君) 議事録に残っているかどうかということですか。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) そうしたら、続けていいですけども、分かりますか。ちょっと続けられますか。

(何事か言う者あり)

○町長(岡嶋康輔君) すみません。続けて答弁させてもらいます。

根本的に現在検討中というところではございまして、実施設計に進むに当たり、検討会議の中でお話しさせていただいているという状況でございますので、そういった公式的な文書等々はないのが状況ではございますが、その辺の検討に関してはしっかりとさせていただいておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

当然議員おっしゃるそういった決まりの中で、報告の義務等々があるということも重

々承知しておりますので、その辺はしっかりと対応して今後もいきたいと思っておりますので、ご理解ください。

以上です。

(何事か言う者あり)

○議長(野村 洋君) 1回やめましょう。斉藤議員、まだ理解よくできていないところもあるのかもしれないけれども、あくまでも今は進行上のことでもありますし、今後もきちっと説明を受けるような機会をつくってもらおうということにしたいと思っておりますので、ここは今再々質問ですから、それで終わりますね。

未来につなぐ持続可能なまちづくりについてを終わります。

以上で議席15番、斉藤優香君の質問は終わりました。

次に、8、コロナワクチン予防接種健康被害とコロナ後遺症について、森町の防災・減災対策についてを行います。

議席14番、松田兼宗君の質問を行います。

初めに、コロナワクチン予防接種健康被害とコロナ後遺症についてを行います。

○14番(松田兼宗君) それでは、通告に従いまして、質問させていただきます。

まず最初に、コロナワクチン予防接種健康被害とコロナ後遺症についてということで質問させていただきます。最近、臨床現場を悩ませている現象の一つが接種して1年以上たった人が突然ワクチン後遺症を発症するケースが相次いでいると指摘されています。コロナ感染したわけでもないのに何となく体調や精神不調があり、そのままコロナ後遺症になり、ワクチンの有効性が議論となり、最悪の場合、死亡例も報告されています。また、疲労感、倦怠感、呼吸困難感、集中力、無記憶力の低下、睡眠障がいなどの罹患後症状、いわゆる後遺症を訴える方が増えております。これらのことは、SNS上で広く指摘され、最近では週刊雑誌などでも報道されるようになっております。

ワクチン接種とコロナ感染症への対応の最前線にあり、直接国民に接し、報告の対象となる症状の発生を知った医師または医療機関の開設者は予防接種法第12条に基づき、厚生労働省に報告しなければならないこととされており、自治体の担当者がいかに健康被害の方に深く寄り添い、実態調査の実施と相談窓口の充実が今求められているのだと思うのですが、いかがでしょうか。以下、4点にわたってお聞きします。

まず、森町ではどのような体制になっているのか。

2つ目に、相談件数、予防接種健康被害調査委員会の開催件数、そして給付が認められた事例はあるのかどうか。

3つ目に、予防接種健康被害調査委員会のメンバーとその方たちのワクチンの接種状況はどうなっているのか。

4つ目に、森町で実態調査の実施と相談窓口の拡充を図る考えはあるのでしょうか。

○町長(岡嶋康輔君) お答えします。

1点目の当町における体制については、保健センターにおいて電話と窓口で対応してお

ります。

2点目について、相談件数は2件あり、そのうち予防接種健康被害救済制度に基づく給付が認められた件数は1件となっております。なお、給付が認められた1件の申請についてはワクチン接種後4時間以内に発症した即時型アレルギー反応であり、接種日を含め7日以内に治癒した症例に該当し、調査の必要がないケースであったため、予防接種健康被害調査委員会を開催せずに申請してきております。

3点目の森町予防接種健康被害調査委員会の委員は、渡島医師会が推薦する医師2人、北海道知事が推薦する医師1人、渡島保健所長1人の計4人に委嘱しております。委員におけるワクチン接種の状況ですが、新型コロナワクチンは個人が判断して接種するものがありますことから、個人の接種状況は把握しておりません。

4点目についてですが、実態調査を実施する予定はなく、現行の体制において町民に寄り添いながら相談を受け付けてまいります。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） それでは、調査とか、そういうのはする予定はないということなのですが、2件の相談件数があるって、1件はそれに対象者がいて助成金というか、お見舞い金という形では出されている方がいるわけですね。

それで、その実態調査というのは全然やる気がないという考えでいらっしゃるみたいなのですが、先ほども言いましたように、最近特に週刊誌なんかで相当報じられるようになっていて。その一例を言いますと、皆さん御存じの「女性セブン」あるいは「週刊現代」、「週刊ポスト」、「ニューズウィーク」日本語版など多岐にわたっているわけです。最近では、3月5日上でも「この2年間、国内死者数が増加している大きな謎、原因はコロナ感染か、厚労省は本気で究明せず」という見出しなどで報道されるようになっていっています。その中で、先ほど一番最初に言いましたように最前線にいるわけですから、自治体の場合は。

そして、さらに最近では京都大学の名誉教授であります福島雅典先生なんかコロナワクチン裁判を起こしたりしているわけです。それは、厚労省を相手にです。だから、そういった中でその福島教授が何と言っているかということ、ワクチン由来と考えられる不調のある方は今後裁判に備えて地方自治体の相談窓口に連絡し、治療履歴を取っておくなどしてくださいと。被害者が動かなければ、国は動きませんという話を言われているわけです。その一方で、ある大臣が新型コロナのワクチン接種に対する反対する運動を行っている方々について、ほとんど科学的根拠のない話を繰り返しているのだと。デマを通じて接種を妨げるのは慎んでいただきたいということを言っているわけです。

私は、この科学的と言っている言葉、どっちがどうなのだろうかなと疑問に思っているのです。科学的というのは、科学ということは疑問に思うことから始まるのです。政府の言うことをそのまま受け取って信じろというほうがおかしな話で、むしろカルトとか宗教

の話になってしまうわけです。だから、疑問に持つのは当たり前の話なのです。それに対して国が答える。さらには、最前線にある自治体が答えるというのは当然の話だと私は思うわけです。それが今最も町民に寄り添うことになるのだと。だから、それに関して注意して今後ますますその話というのは外国なんかでも極端に言うと、コロナワクチンを打った人の血の血清を使うのを禁止するところまで出てきているわけです。そこまで言う状況になっている中で、注意していかなければならないと私は思うのですけれども、再度その辺いかがか。

そして、もう一つ、今回の議会において意見書第3号において新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書というのを提出予定でいます。これは、宮本議員が発言者になって提出されるわけですがけれども、この中で何を厚労省に要望しているかというのと、実態調査を推進することと私は1点挙げています。2つ目に、療法の標準化により後遺症に対応できる医療機関や相談窓口を拡充することなのです。3つ目に、新たな治療法の確立に向けた研究予算を確保することと。この3点を要望しているわけです。そういった動きがある中で、最前で町民と、国民と直接接する自治体がそういうものに協力していかないというか、親身になった形で患者に接していく。患者というか、そういう相談窓口を増やしていくというのは、私は当然だと思うのです。なぜなら、自治体というのは町民の命を守るのが義務です。仕事です。だから、そのことを考えたら今後早急にコロナワクチンの問題、そしてかかった人の後遺症の問題、それを広く集める必要があるのだと私は思うのですけれども、いかがでしょうか。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

自治体の長として答えるべきこと、考えるべきこと、そして私個人として思うこと、考えることというのは分けて判断したいと思います。いろいろな、様々な情報ソースからいろんな話が出ているのは私個人として知っているところでございます。しかしながら、町長として判断すべきことの中で、あくまでもそれは個人的な皆様の考え、感想の域を出ないのかなと正直私は考えています。医学的な根拠があるのであれば、それに基づいて法にのっとって対処すべきことであると考えますし、今松田議員のお話ではワクチンを打った方の血清をどうこうするかという、そういう話もあるというふうにお話しさせていただきましたけれども、現状としては当時コロナのワクチン接種というものはこの感染を広げないために、そしてまた元の生活にいち早く戻ってもらうために、そして感染リスクの高い方々の命を守るために私は必要であったと判断して、1自治体として、1自治体の長として接種を勧奨して事業を進めたわけでございます。今後も医学的な根拠にのっとって国の方針、北海道の方針と連携を取りまして、法にのっとって医学的な根拠にのっとって今後の様々な対応は図っていききたいと。

しかしながら、議員おっしゃる健康被害に関する窓口、そういったものは保健センターに設置して、もし体調に不安、そして何か思うところがあるのであれば、そこは相談窓口でございますので、何なりとご相談のご連絡をいただいても構わないものであると考えてお

ります。

以上のことから、なかなか様々な、本当にいろいろな主張をされる方が日本中にいらっしゃいます。しかしながら、個人の、私一個人の感想と町長としてのなすべき対処とは分けて考えているところがございますので、その辺りはご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 今回、私はこういう町民の方から、2人から大分早くに相談を受けています。そのときには、当然国がこの新型コロナワクチンに関わる健康被害調査についてと、これは厚労省で出しているパンフレットです。これと町でも当然出していますよね。コロナワクチンの接種についての注意というか、そういうことも出しています。それを示してすることしかできないのです。そのときに、かなり重症だった話は聞いている。ただ、重症なのだけれども、それを証明しなければならぬわけですよね、ワクチンの。打ったから、打ってからだとか、それを個々に負担を求めることといたら、かなり無理がある。だから、それを、やっぱり面倒なわけです、町民にとっては。なかなかそういう場所に行って、私はそのせいだと思うのだけれどもと証明できるわけがない、普通。だから、それを救済する上では、やはり広くそういう問題に対して連絡して相談してくださいという窓口を広く門戸を開いておかないと、町民の命だって守れないですよ。

そして、コロナに感染した後の後遺症も含めて、単なる怠け病だとか、何かそのような話で片づけることもあるわけです。だから、そういうことがないように広く自治体としてはやるべき、門戸を開いて窓口を広くやるべきだと私は思うのです。ただ、やはり国の政策の中にのっかってやっていますから、それに反することをやるというのは、かなり難しいのは分かります。ただ、その中でできるのは、何回も言いますが、広く相談窓口を開いてすることしかできないのです。ただ、後は個々の町民一人一人が自分の判断で受ける、受けないの判断をしている方が当然いるわけです。実際、5回も今回森の場合は接種していますけれども、1回目は89.2%、2回目は88.8%、そして75.8%、3回目、4回目に56.6%と。5回目は53.1%に減少しているわけです。これは、どういうことを意味しているのだということを考えてもらいたい。それだけある意味では、理由としてはやはり後遺症の問題なり、ワクチンの怖さなり、いろんな情報が入ってくる中で町民が判断しているのだと私は思うわけです。だから、そういうことも考慮するなら広く、声にはなっていないけれども、この数字を見るとそうとしか見えないわけです。だから、そこからすれば、やはり早くそういう対応の窓口をつくっていくべきだと私は思うけれども、再度その辺をお願いします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

繰り返しの答弁になりますけれども、相談窓口は保健センターにございます。何か思うところがあって、ご不安なところがあるのであれば、そこは遠慮なく何なりとご相談いただければと思います。

救済というお話を議員されましたけれども、その救済の反対側にある、であればその被害というものを医学的にどう定義するのかというところが救済という言葉が事業に打ち出してやっていくのであれば、当然そこを医学的根拠に基づいて立証という言い方はあれですけれども、明らかにしなければならないなというふうには思います。しかしながら、対応させていただいた救済の2件に関しましては急性アレルギー、アナフィラキシーショック等々に関することであると存じています。その辺に関しましては、早くからショック症状といいますか、そういうものが出るというのは言われておりましたので、医学的根拠にのっとって対応させていただいております。

重ねての答弁になりますけれども、広く多く町民の方がもしご不安に思われていることがあるのであれば、そこは保健センターを窓口として引き続き開設しておりますので、そちらのほうにご連絡いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） コロナワクチン予防接種健康被害とコロナ後遺症についてを終わります。

次に、森町の防災・減災対策についてを行います。

○14番（松田兼宗君） それでは、2問目に入らせていただきます。森町の防災・減災対策についてということで質問いたします。

令和2年4月に内閣府が公表した日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルに基づき、北海道は太平洋沿岸の津波浸水想定を設定し、令和3年7月に公表しました。警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波災害警戒区域を指定しております。

森町では、この津波浸水想定に基づき、従来の津波ハザードマップを見直し、森町津波ハザードマップを作成しています。そして、津波災害警戒区域指定後の取組として、地域防災計画への津波警戒避難体制（避難施設、避難経路、津波避難訓練、情報伝達など）に関する事項の記載が義務づけられ、津波ハザードマップの作成、周知（津波に関する情報の伝達方法、避難施設、避難場所、避難路、避難経路などを記載）などが義務づけられています。

そこで、質問させていただきます。昨年8月6日に地震津波避難訓練を実施していますが、その実績は芳しくなかったと見ていますが、参加状況と評価、課題は何なのか。今後の対策をどのように考えているのか。

2つ目に、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定していますが、行政として在宅避難や避難先を親戚、知人宅等に行っている町民の状況をどのように把握し、必要な支援を届けるのかが見えてきませんが、いかがか。

3つ目に、防災備蓄品共同購入のあっせんなどを行い、防災意識の高揚を図ってはいかがでしょうか。

4つ目に、通電火災などを防ぐために著しく危険な密集住宅地の把握をしているのでしょうか。そして、電気関連法令に準ずる規定では、木造住宅密集市街地には感震ブレーカ



ーは設置勧告となっていますが、森町での普及状況はどのようなのでしょうか。そして、感震ブレーカーの啓発と併せて設置についての助成をしてはいかがでしょうか。

以上です。

○町長（岡嶋康輔君） お答えします。

国が日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルを公表し、それに基づき北海道において津波浸水想定や被害想定等を公表しました。町では、令和3年度に新たな津波浸水想定に基づき、津波ハザードマップを改定し、令和4年4月に全戸へ配布を行いました。また、令和4年度には森町地域防災計画の改定作業の実施を行っているところであります。

さて、ご質問ですが、1点目の地震津波避難訓練については渡島管内での統一の訓練ということで、同年8月6日土曜日に新たな津波浸水想定に基づき実施いたしました。前回の避難訓練と比較して参加人数は減少しておりましたが、参加された住民の方についてはそれぞれ避難目標地点や避難場所、避難経路の確認をしていただけたと考えております。今後も開催時期や時間、季節等も考慮しながら訓練を実施し、津波発生時に迅速に避難体制が取れるよう努めてまいります。

2点目の避難所以外に避難された方の把握の課題であります。こうした方におかれましても必要な物資等の支援が円滑に行えるよう、災害時には防災無線構想や広報車、ホームページなどで役場へ連絡してもらおうよう周知を行ってまいります。

3点目の防災備蓄品共同購入のあっせん等による防災意識の高揚については、津波ハザードマップの学習面に非常持ち出し品や非常備蓄品について掲載をしており、各家庭での備蓄品等の準備の参考としていただいております。また、家族構成により必要となるものも異なることから防災訓練や防災講話等によって今後も家庭内備蓄の必要性を啓発していくとともに、必要な備蓄品等の相談についても個別に対応していきたいと考えております。

4点目ですが、老朽化した木造住宅等の建築物が密集し、十分な避難道路や避難公園、緑地などがないことから、火事または地震が発生した場合において延焼防止及び避難所を確保されるべき機能が確保されていない市街地と定義されている密集市街地については、当町では該当する地区はございません。また、地震による火災の過半数が電気が原因であることから、地震発生時に揺れを感知し、ブレーカーやコンセント等の電気を止める感震ブレーカーについては森町防火協会の研修会において普及啓発を行っております。都市計画法に基づく準防火地域の住宅等については、民間規格の内線規程により感震ブレーカーの設置について勧告しておりますが、普及状況等については把握をしていない状況でございます。電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的ではありますが、現在のところ助成については考えていない状況でございますので、まずは啓発活動に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再質問ありますか。

○14番（松田兼宗君） 実は皆さん、かなりの方が御覧になっているとは思っていますが、土曜日、日曜日にかけてNHKで南海トラフの話が2夜連続して放送されて、次の日には再放送もされていて、かなりNHKは力を入れているのだなと思って聞いていたのですが、その中で班割りの問題がかなり、初めて私もそういう番組の中を見ていて、ああ、そういうことなのだということを改めて分かったりもしていたのですが、そういった中で関心を持たれるようになるのです。そういう機会を使って、いかに防災意識を高めてもらうかということが大事だと私は思っています。

それで、今回、実は令和4年度森町地域防災計画の改定に伴う意見公募についてということでホームページに載っかっています。その中で、今日が締切りなのです。これは何件、応募があったのですか。それをまず確認したいのですが、というのはなぜこれだけの2週間間にどれだけの人がこれを見ているのか。防災計画自体が332ページですよ。そのほかに地震、津波だけで61ページ、そして森町地域防災計画資料編ということで423ページものページ数があるのです。これを見て意見を出せと言うほうが無理なのではないですかと私は思う。私もこれを印刷しようかなと思っていたのですが、やめました。これだけを印刷しても意味ないかなと思っていて、そういった中でいかに今回の意見募集公募というものがアリバイでしかないのではないのというふうに、ますます強くしたわけです。今回こういうことが起きてくると。

ただ、そんな中で確認したいのですが、本当に4年度の事業ですよ、これ。4年度、あと1か月ないのです。そんな中で公募してできるのですか、これ。それも確認したいと思います。

それで、まず感震ブレーカーについての話なのですが、確かに森の場合はその指定、法的には外れている部分の町です。それは分かります。ただ、過去の阪神・淡路大震災、そのうちの原因が特定できた火災の55件のうち60%が通電火災なのです。さらに、東日本においては約半数が電気による火災だったと言われているわけです。いかにその火災の原因が電気から起きているかということを見れば当然、季節にもよりますよ。冬場は特にその問題が大きいだろうと思います、停電後の火災の発生率が。とすれば、北海道の場合は相当気をつけなければならない。そういうことを考えるならば、その市街地がそういう対象、法的な部分で対象になっていないからといって、それをやらなくてもいいとか、先ほど防火協会とか、そういうところでやっているという告知というか、そういうところでやっているとかと言っていますけれども、私はそれを使いながら防災意識を高めていくことを考えなければならないのではないかと私は思うわけです。だから、それを再度その辺どういうふうにするのかをお聞きしたいと思います。

それと、最近特に問題になっているのが、記入漏れをしてしまいまして、私。ちょっと関連がないわけではないので話ししますと、2月27日の道新です。道新の中で、後発地震の話です。後発地震がこの森も対象になっていますから、注意報が対象になっています。その中で、自治体の63%は理解が進んでいないのだという自治体が返答しているわけで

す。森町も同じだろうと、その中に入っているのだろうなと私は思っているのですけれども、その辺いかがかということと、今後避難経路とか確認を促すけれども、避難所の開設とかは想定しないというふうに言っているわけです、国と道は。だけれども、それを森の町に関しては注意報が出て1週間程度避難なり何らかの対応、パジャマではなくて、いつでも出られるような体制を取って寝ていただきたいというまで言われるわけです。だから、そういったことからすれば、当然うちにいるよりは避難所において安心感を持つ方がおられると思います。今後町民の方がどういう意識、その辺をどう考えているか分かりませんが、その辺をきちっと調査した上で、どういう対応をしていくのか、今後。その辺、いかがなのでしょう。

○議長（野村 洋君） 暫時休憩します。

休憩 午後 4時00分

再開 午後 4時01分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を再開いたします。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

防災計画、パブリックコメントに関してのことだと思っておりますけれども、そちらに関しましては寄せられた意見等々はゼロ件でございました。引き続き防災計画に関しましては、しっかりと事業は進めていかなければならないのですけれども、今後の対応としては先ほど同僚議員の質問にもございましたとおり、より地域に入り込んだ住民の方々の不安感ですとか課題感、そういったものは今後しっかりと組み入れていく、そういった機会は設けていく段取りはございますので、そういった中でのご意見等は実際の現場に即したそういった避難行動の計画に関してもつくっていただけるのかなというふうに考えております。

そして、感震ブレーカーに関しましては、これも重ねての答弁にはなりますが、まずはその普及啓発に関してしっかりと行っていくと、そういうところを考えております。様々な機会を通じてお話はできると思いますので、まずはこういうものがあるのだよというところをお伝えしていければなと考えております。

そして、ちょっと一部聞き取れなかった部分もございまして、避難所の整備に関して国は3分の2のかき上げ補助を認めていないというところでおっしゃったのかどうなのかというところ、ちょっと聞き取れなかったのですけれども、すみません。もし違いましたら、後ほどお話しただければ。避難所の避難路、避難所に関しましても3分の1のかき上げの3分の2補助という制度は使いまして、そこは計画にのっとって計画作成後に必要なもの、そういったものを精査しながら検討していただけるものと考えております。

後発地震の警報というか、注意報に関しましては、これは避難所開設に関しましては要望されれば、これは積極的に開設していかなければなりませんので、その点に関しましては町民の方々に対してそういうふうに運用していきますというところはお伝えできますの

で、ある一定程度ご不安はないようにできるのかなというふうに考えております。

すみません。もし答弁漏れありましたら、ご指摘いただければと思います。

以上です。

○議長（野村 洋君） 再々質問。

○14番（松田兼宗君） 答弁漏れというより、まず注意報が出た場合に、国のほうは避難所開設は求めているのです。ただ、それに対して各自治体も、対象になっている自治体がまだ悩んでいるというか、はっきり決めかねている状況、さらに下手に注意喚起すると町民に不安感を与え過ぎて、かえってまずいのではないかという考えもあるみたいですし、その辺、森町としてはどう考えているかということです。

それで、先ほど町長の施政方針の中でも町内会など地域コミュニティの強化を支援するため、避難行動要請者の避難支援対策や自主防災組織などの育成の充実を図っていくというふうには書いています。かなりコミュニティなり町内会に対する期待度が高いのかなと私は感じていますが、事この防災に関しては町内会というよりも地域ごとの温度差があり過ぎるのです、森の場合。私が住んでいる地区と、砂原地区という砂原にかけての人たちと同じだと思っているのですが、相当危機感を持っています。それに対して高台に住んでいる人たちは、あまり関係ないと思っている部分があるわけです。だから、それに対してどうやってそれを巻き込んでいくかというか、意識啓発をしていくのかということを考えなければならないのだと私は思っています。

実際、今回でいろんな後発地震のことが問題があったりということで、私の住んでいるところの町内会においては発電機を追加することを考えています。さらに、もう一つは実際にどういう需要があるのかというアンケートも含めて、そのアンケートをすることって、アンケートや意識調査も分かる、調べるというのもあるのですが、それ自体が防災意識を高めるということにつながるのだと私は思っているのです。だから、そういうことも含めて、町のほうの主導というか、指導というか、そういうようなことも各地域なりに働きかけていくことによって防災意識を高めていくのが必要なのだと私は思うのです。そういうことで、その辺を含めて町に期待するところというのは大きいのですが、そもそも住んでいる、自分たちの住んでいる、自分自身の身を自分自身が守ること、それをどうやって意識づけしていくのかということ啓発していかなければならないのだと私は思っていますので、その辺も含めて最後にどう考えているのかをお聞きして終わります。

○町長（岡嶋康輔君） お答えいたします。

すみません。後発地震の注意報に関しましては、先ほども少し答弁させていただいたのですが、ある程度、議員おっしゃるとおり後発地震の注意報が出た後に、さらに大きな地震が来るのではないかと、そういう報道といますか、そういったものもあります。その中で、当然一定数、不安を感じられる町民の皆様はいらっしゃると思いますので、当然避難所の開設というものは、これは準備しなければならないと思っております。要望があれば、当然それはお断りできませんので、とは言いながらも災害が起きて要望をしてか

ら開くという話にもなりませんので、そこは積極的に通常の避難所開設の手順と同等レベルに運用は考えていかなければならないと考えております。

それと、あと地域の温度差、それこそ住まわれている地域の避難困難度ですとか、災害に被災する可能性の高い場所、そういったものによってやはり備えに対する意識というものに温度差があるというのは、そのとおりだと思います。その点も含めまして、当然行政だけで全てを救護、そして助けるというところは仕組みとして不可能でございますので、自助、共助、公助という言葉の中で、どれだけお互いがつながり合えるのか、そういった仕組みづくりも議員おっしゃるとおり、ニーズを把握しながら早急にまとめていかなければならないと考えています。その中でもやはり避難所として、そして救助者要員として、救助者要員、救助する人ですね。救助する人の力として町民のどれだけの方々にご協力いただけるのか。そういった面でも意識醸成は図っていく必要があると考えております。それら総合的に捉えまして、しっかりと今後町内会単位で意識醸成、防災意識の向上に引き続き努めてまいりたいと思いますので、ご理解ください。

以上です。

○議長（野村 洋君） 森町の防災・減災対策についてを終わります。

以上で議席14番、松田兼宗君の質問は終わりました。

#### ◎日程第4 議案第15号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第15号から議案第27号まで13件を一括議題とします。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第15号から議案第27号までについては、重要な予算議案及び関連議案でありますので、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思っております。併せて質疑、討論、採決については、議会運営委員会の整理に基づき議案1件ごとに取り扱うものとしたします。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、議案第15号から議案第27号までについては、議長を除く15人の委員で構成する予算等審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

次に、ただいま設置されました予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会より委任することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

予算等審査特別委員会に対し、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検査権を本議会

より委任することに決定しました。

委員長、副委員長の選任を願います。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 4時12分

再開 午後 4時21分

○議長（野村 洋君） 休憩前に続き会議を開きます。

休憩中に行われました選任に関わる協議の結果を議会運営委員会委員長に報告をお願いいたします。

○議会運営委員長（宮本秀逸君） それでは、予算等審査特別委員会の委員長に山田総務経済常任委員長、そして副委員長に木村民生文教常任委員会委員長を推薦したいと思います。

○議長（野村 洋君） ただいま委員長から報告がありましたけれども、予算等審査特別委員会の委員長に山田誠君、そして副委員長に木村俊広君が選任されました。

#### ◎休会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

予算等審査特別委員会付託議案審査のため、3月7日から3月13日まで休会にしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

3月7日から3月13日まで休会することに決定しました。

#### ◎延会の議決

○議長（野村 洋君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これで延会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議長（野村 洋君） 本日はこれで延会します。

次回の本会議は、3月14日午前10時開会といたします。

延会 午後 4時23分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年3月6日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員

## 令和5年第1回森町議会3月会議会議録（第4日目）

令和5年3月14日（火）

開議 午前10時00分

休会 午前10時34分

場所 森町議会議事堂

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 議長諸般報告
- 3 令和5年第1回 森町議会3月  
会議付託議件  
議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について  
議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について  
議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について  
議案第18号 令和5年度森町一般会計予算  
議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算  
議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算  
議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算  
議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算  
議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算  
議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算  
議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算  
議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算
- 4 議案第28号 令和4年度森町一般会計補正予算について（第14号）
- 5 発議第3号 議会改革調査特別委員会報告書
- 6 意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書
- 7 意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
- 8 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書
- 9 意見書案第4号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書



- 1 0 意見書案第 5 号 岸田政権が進める「大軍拡・大增税」に反対する意見書
- 1 1 議員の派遣について
- 1 2 休会中の所管事務調査等の申し出

○出席議員（14名）

議長 1 6 番	野 村	洋 君	2 番	山 田	誠 君
3 番	佐々木	修 君	4 番	高 橋	邦 雄 君
5 番	伊 藤	昇 君	6 番	加 藤	進 君
8 番	東	隆 一 君	9 番	河 野	文 彦 君
1 0 番	宮 本	秀 逸 君	1 1 番	檀 上	美 緒 子 君
1 2 番	木 村	俊 広 君	1 3 番	久 保	友 子 君
1 4 番	松 田	兼 宗 君	1 5 番	斉 藤	優 香 君

○欠席議員（2名）

副議長 1 番	菊 地	康 博 君	7 番	堀 合	哲 哉 君
---------	-----	-------	-----	-----	-------

○出席説明員

町 長	岡 嶋	康 輔 君
副 町 長	長 瀬	賢 一 君
会計管理者兼 出納室長	東 谷	美 佐 子 君
監 査 委 員	釣	隆 吉 君
総 務 課 長	濱 野	尚 史 君
総務課参事併 選挙管理委員会 書記長	東	克 宏 君
監査事務局書記長	村 本	政 君
防災交通課長	柴 田	正 哲 君
契約管理課長	山 田	真 人 君
企画振興課長	川 村	勝 幸 君
税 務 課 長	柏 淵	茂 君
保健福祉課長	宮 崎	弘 光 君
保健福祉課参事	萩 野	友 章 君
保健福祉課参事兼 保健センター長	宮 崎	涉 君
住民生活課長	阿 部	泰 之 君
子育て支援課長	野 崎	博 之 君

環境課長	川口武正君
農林課長兼 農業委員会事務局長	寺澤英樹君
農林課技術長	濱野真行君
農林課参事	佐藤司君
水産課長	岩井一桐君
商工労働観光課長	奥山太崇君
建設課長	富原尚史君
建設課技術長	伊藤正吾君
砂原支所長	落合浩昭君
地域振興課長	千葉正義君
町民福祉課長	金丸利繁君
教育長	毛利明君
学校教育課長	坂田仁君
学校教育課参事	河野淳君
社会教育課長兼 公民館長兼 図書館長	須藤智裕君
体育課長兼 体育館長兼 青少年会館長兼 生涯学習課長	木村忠公君
給食センター長	藤嶋希君
さくらの園・園長	敦賀靖之君
病院事務長	安藤仁君
上下水道課長	水元良文君
消防長	東谷直樹君
消防次長	松居順一君
消防署長	松田光治君

○出席事務局職員及び総務課職員

事務局長	小田桐克幸君
次長兼 議事係長兼 庶務係長	関孝憲君
庶務係	喜田和子君
総務係	水嶋篤市君
財政係	村井涉君

○会議に付した事件

- 1 議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について
- 議案第18号 令和5年度森町一般会計予算
- 議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算
- 議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算
- 議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算
- 議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算
- 議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算
- 議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算
- 2 議案第28号 令和4年度森町一般会計補正予算について（第14号）
- 3 発議第3号 議会改革調査特別委員会報告書
- 4 意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書
- 5 意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション（GX）の促進を求める意見書
- 6 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書
- 7 意見書案第4号 LGBTQに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書
- 8 意見書案第5号 岸田政権が進める「大軍拡・大增税」に反対する意見書
- 9 議員の派遣について
- 10 休会中の所管事務調査等の申し出

◎開議の宣告

○議長（野村 洋君） ただいまの出席議員数は14名です。定足数に達していますので、議会在立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（野村 洋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議席5番、伊藤昇君、議席6番、加藤進君を指名します。

◎日程第2 議長諸般報告

○議長（野村 洋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長から説明のため会議に出席を求めた者及び本会に出席の議会職員はお手元に配付のとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 議案第15号ないし議案第27号

○議長（野村 洋君） 日程第3、令和5年第1回森町議会3月会議付託議件、議案第15号から議案第27号まで13件を一括議題としましたが、質疑、討論、採決については議案ごとに1件ずつ行うこととします。

予算等審査特別委員会委員長の報告を求めます。

○予算等審査特別委員長（山田 誠君） それでは、予算等審査特別委員会審査報告を行います。

令和5年3月6日、令和5年第1回森町議会3月会議において、本委員会に付託されました議件13件を審査した結果、次のとおり議決したので報告いたします。

付託議件名と議決結果についてでございます。議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、原案可決。

議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更について、原案可決。

議案第18号 令和5年度森町一般会計予算、原案可決。

議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算、原案可決。

議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決。

議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算、原案可決。

議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算、原案可決。

議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算、原案可決。

議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算、原案可決。

議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算、原案可決。

議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算、原案可決。

議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算、原案可決。

審査の経過を報告いたします。3月7日、出席委員13名。議案第15号から17号までの質疑、討論及び採決を行いました。また、議案第18号、一般会計予算の歳入、款1町税から歳出、款2総務費まで及び款3民生費の一部について事項別明細書により質疑を行いました。

3月8日、出席委員13名、議案第18号、一般会計予算の歳出、款3民生費から款9消防費について事項別明細書により質疑を行いました。

3月9日、出席委員13名、議案第18号、一般会計予算の歳出、款10教育費について事項別明細書により質疑を行い、討論の後、採決を行いました。また、議案第19号から議案第24号までの特別会計6予算及び議案第25号から議案第27号までの事業会計3予算について質疑、討論及び採決を行いました。

審査の結果。令和5年第1回森町議会3月会議において本委員会に付託されました議案第15号から議案第27号までの13件については、3月7日から9日までの3日間にわたり各委員の熱心な審議の下に審査を終了いたしました。

審査の結果は、配付されている報告書の1、付託議件名と議決結果のとおり決すべきものとなりました。審査の過程と内容につきましては、各位承知のとおりでございますので、省略させていただきます。

理事者におかれましては、今後森町を取り巻く経済状況が不透明な中、本委員会の審議過程において各委員から提言のあった事項等を慎重に検討の上、住民に周知徹底し、行政執行に十分反映されるよう願うものでございます。また、新型コロナウイルス感染症等により影響を受けた町の経済をはじめとする各種対策に取り組むとともに、ウィズコロナ、ポストコロナ時代を見据えたまちづくりを強く進めていただきたいと思います。

以上を申し上げます委員長の報告といたします。ご清聴ありがとうございました。

○議長（野村 洋君） これから令和5年第1回森町議会3月会議付託議件について1議案ごとに質疑、討論、採決を行います。なお、質疑、討論は委員会において既に終わっておりますので、質疑に関しては委員長報告に限った質疑としたいと思います。

議案第15号 森町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第15号については、可決することに決定しました。

議案第16号 森町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第16号については、可決することに決定しました。

議案第17号 森町過疎地域持続的発展市町村計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第17号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第17号については、可決することに決定しました。

議案第18号 令和5年度森町一般会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第18号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第18号については、可決することに決定しました。

議案第19号 令和5年度森町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第19号については、可決することに決定しました。

議案第20号 令和5年度森町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第20号については、可決することに決定しました。

議案第21号 令和5年度森町介護保険事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第21号については、可決することに決定しました。

議案第22号 令和5年度森町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。



議案第22号については、可決することに決定しました。

議案第23号 令和5年度森町港湾整備事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第23号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第23号については、可決することに決定しました。

議案第24号 令和5年度森町ホタテ未利用資源リサイクル事業特別会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

議案第24号については、可決することに決定しました。

議案第25号 令和5年度森町国民健康保険病院事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑を終わります。

討論を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第25号については、可決することに決定しました。

議案第26号 令和5年度森町水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第26号については、可決することに決定しました。

議案第27号 令和5年度森町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これから質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

採決は起立により行います。

この議案に対する委員長報告は可決とするものです。この議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

議案第27号については、可決することに決定しました。

◎日程第4 議案第28号

○議長（野村 洋君） 日程第4、議案第28号 令和4年度森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

○総務課長（濱野尚史君） 議案第28号についてご説明申し上げます。

本案は、令和4年度森町一般会計補正予算の第14回目となるものです。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,520万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ144億7,426万1,000円にしようとするものです。

第2条の繰越明許費の補正は、第2表に記載のとおりです。

事項別明細書によりご説明申し上げます。6ページをお開き願います。歳入ですが、款16道支出金は、食品産業の輸出向けH A C C P等対応施設整備事業補助金を計上し、歳出で説明する補助金に充当しようとするものです。

款19繰入金は、補正財源として計上するものです。

次に、8ページをお開き願います。歳出についてご説明します。款3民生費の3万円は、森町交流支援センターの小型電気温水器を修繕しようとするものです。

款7商工費では、町内の水産加工事業者が実施する食品の輸出先国の規制、条件に対応した施設、機器の整備と国際的な食品衛生管理の手法であるH A C C P等の施設認定、認証取得に係る経費の2分の1を間接補助しようとするものです。なお、本予算は全額明許繰越しをして令和5年度に補助しようとするものです。資料ナンバー13を提出しておりますので、ご参照願います。

款9消防費の4万円は、通信指令装置を修繕しようとするものです。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（野村 洋君） これから議案第28号に対する質疑を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（「なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

日程第4、議案第28号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 発議第3号

○議長（野村 洋君） 日程第5、発議第3号 議会改革調査特別委員会報告書を議題とします。

本案について議会改革調査特別委員会より報告書が提出されておりますので、報告を求めます。

○議会改革調査特別副委員長（山田 誠君） 議会改革調査特別委員会の報告を行います。

議会改革等に関する調査研究について、森町議会会議規則第77条の規定により、次のとおり報告する。

調査事件。令和3年第1回森町議会7月会議の発議第1号に基づく議会改革等に関する調査研究について。

2、調査の経過。第1回委員会、令和3年8月11日開催。第2回委員会は、令和3年10月5日開催。第3回委員会は、令和3年11月4日開催。第4回委員会は、令和3年12月10日開催。第5回委員会は、令和4年1月31日開催。第6回委員会、令和4年3月9日開催。第7回委員会、令和4年5月23日開催。第8回委員会、令和4年7月22日開催。第9回委員会、令和4年11月10日開催。第10回委員会、令和5年1月24日開催。第11回委員会、令和5年2月17日開催。

調査の報告。各委員から提出された改革検討項目について、令和3年8月11日開催の第1回委員会から令和5年2月17日の第11回委員会までの協議をいたしました。

議員定数及び議員報酬については、委員全員からその在り方について意見を聴取し議論するとともに、町民の意見等を吸い上げるなど多くの時間をかけながら、結論を出したところであります。

結果として、議員定数については、12人とすべき、現状維持とすべきなど様々な意見が出される中、現行16人から2人減の14人とすることとし、関係条例を令和4年6月会議において議員発議により提出、可決したところでございます。

議員報酬について、増額とすべき、現状維持とすべきなど意見が拮抗いたしましたが、委員会としては現状維持とすべきと結論を出したところであります。

その他の項目については、2、調査の結果のとおりであります。協議の結果、改革できるものは速やかに行っていくこととし、一方現行どおりとなった項目についても、時期を見て検討していくなど、必要に応じ随時取り組んでいくものであります。

以上が第1回から第11回までの検討結果ですが、地域のことは住民自らが決める地方分権の精神にのっとり、議会も多数人による合議制の機関として、町民の意思を的確に町政に反映させるべく機能強化が改めて求められております。住民の立場からの目線で信頼のおける活性化された議会となるため、議会改革全般については、当議会に課せられた恒久的テーマであることを確認し、今後もこれを追求していかなければならないことを提言して、本委員会の報告といたします。

以上でございます。

○議長（野村 洋君） これから委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

議会改革調査特別委員会報告書は、報告済みといたします。

◎日程第6 意見書案第1号

○議長(野村 洋君) 日程第6、意見書案第1号 認知症の人も家族も安心な社会構築を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第1号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第1号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第6、意見書案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 意見書案第2号

○議長(野村 洋君) 日程第7、意見書案第2号 地域のグリーントランスフォーメーション(GX)の促進を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第2号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第2号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第7、意見書案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 意見書案第3号

○議長(野村 洋君) 日程第8、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の後遺症の方々の日常を守る取り組みの強化を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第3号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第3号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第8、意見書案第3号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第9 意見書案第4号

○議長(野村 洋君) 日程第9、意見書案第4号 L G B T Qに関する差別を解消し、人権を守る法整備を求める意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第4号を採決します。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第4号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(野村 洋君) 起立多数であります。

よって、日程第9、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第5号

○議長(野村 洋君) 日程第10、意見書案第5号 岸田政権が進める「大軍拡・大増税」に反対する意見書を議題とします。

お諮りします。本案は意見書案件であるため質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数あり)

○議長(野村 洋君) 異議なしと認めます。

これから意見書案第5号を採決いたします。

お諮りします。この採決は起立により行います。

意見書案第5号に賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長（野村 洋君） 起立多数であります。

よって、日程第10、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議員の派遣について

○議長（野村 洋君） 日程第11、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りします。森町議会会議規則第127条の規定による議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。議題の議員派遣の日程のほか、議案の審査または調査及び議会において必要とする議員の派遣の決定については、議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声多数あり）

○議長（野村 洋君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の日程に記載のないものについては、議長に委任することに決定しました。

◎日程第12 休会中の所管事務調査等の申し出

○議長（野村 洋君） 日程第12、休会中の所管事務調査等の申し出を議題といたします。

ただいま提出しております休会中の所管事務調査等の申出につきましては、森町議会会議条例の実施に関する要綱第6条に基づき、配付の上、報告するものです。

◎休会の宣告

○議長（野村 洋君） これをもちまして本3月会議に付議されました案件の審議は全て終了しました。

令和5年第1回森町議会3月会議を終了いたします。

長期間にわたりご審議をいただき、どうもご苦労さまでございました。

休会 午前10時34分

以上会議の顛末を記載し、その誤りのないことを証するため、  
ここに署名する。

令和5年3月14日

森町議会議長

森町議会議員

森町議会議員